

秋 田 市 公 報

あきた

第 1031 号

平成 23 年 4 月 10 日

毎月10日発行

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

発行所 秋 田 市 役 所

編集兼 中 島 修

発行人

印刷人 三 戸 俊 彦

秋田市旭北錦町3番50号

印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

条 例

○秋田市犯罪被害者等支援条例（第1号）	3
○秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（第2号）	4
○秋田市立夜間休日応急診療所条例の一部を改正する条例（第3号）	4
○秋田市手数料条例の一部を改正する条例（第4号）	4
○秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例（第5号）	5
○秋田市商工業振興条例の一部を改正する条例（第6号）	5
○秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例（第7号）	5
○秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例（第8号）	5
○秋田市児童館条例の一部を改正する条例（第9号）	5
○特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第10号）	6
○秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例（第11号）	6
○秋田市職員の退職手当に関する条例および秋田市特別職の職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例（第12号）	6
○秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（第13号）	6
○秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（第14号）	7
○秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（第15号）	7

規 則

○秋田市行政組織規則の一部を改正する規則（第2号）	7
○秋田市推進本部規則を廃止する規則（第3号）	16
○秋田市地域センター規則の一部を改正する規則（第4号）	16
○秋田市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則（第5号）	16
○秋田市自動交付機の設置に関する規則の一部を改正する規則（第6号）	16
○秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則（第7号）	17
○秋田市児童館条例施行規則（第8号）	17
○市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則（第9号）	18
○地域審議会運営規則の一部を改正する規則（第10号）	18
○しあわせづくり秋田市民公聴条例施行規則の一部を改正する規則（第11号）	18

○秋田市職員被服貸与規則の一部を改正する規則（第12号）	18
○秋田市職員安全衛生管理規則等の一部を改正する規則（第13号）	18
○秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則（第14号）	19
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（第15号）	19
○福祉事務所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則（第16号）	19
○保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則（第17号）	19
○秋田市財務規則の一部を改正する規則（第18号）	19
○秋田市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第19号）	20
○秋田市助産施設負担金徴収規則の一部を改正する規則（第20号）	20
○秋田市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則（第21号）	20
○秋田市中心小企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則（第22号）	21

庁 達

○秋田市法令審査委員会規程の一部を改正する庁達（第1号）	22
------------------------------	----

教 委 規 則

○秋田市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則（第1号）	22
○秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（第2号）	22
○秋田市少年指導センター管理運営規則を廃止する規則（第3号）	22
○秋田市スポーツ施設管理運営規則の一部を改正する規則（第4号）	23
○秋田市古川町街区公園グラウンド管理運営規則（第5号）	23
○秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する規則（第6号）	23
○秋田市児童館管理運営規則を廃止する規則（第7号）	24

上下水道局管理規程

○秋田市上下水道局分課および処務規程の一部を改正する規程（第1号）	24
-----------------------------------	----

訓 令

○秋田市本庁、支所等相互間の戸籍事務取扱規程の一部を改正す	
-------------------------------	--

る訓令（第1号）	24
○秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令（第2号）	24
○秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令（第3号）	27
○庁舎管理規程等の一部を改正する訓令（第4号）	27
○秋田市公印規程の一を改正する訓令（第5号）	27

教 委 訓 令

○秋田市少年指導センターの指導実施に関する規程を廃止する訓令（第1号）	27
-------------------------------------	----

告 示

○放置自転車等の撤去および保管について（第36号）	28
○市税充当済通知書の公示送達について（第37号）	28
○国民健康保険税督促状の公示送達について（第38号）	28
○国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第39号）	28
○施設使用料の徴収事務の委託について（第40号）	28
○施設使用料の徴収事務の委託について（第41号）	29
○許可地縁団体の告示事項の変更について（第42号）	29
○住民票の職権消除について（第43号）	29
○市税督促状の公示送達について（第44号）	29
○市税充当通知書の公示送達について（第45号）	29
○納税通知書の公示送達について（第46号）	29
○住民票の職権消除について（第47号）	30
○土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について（第48号）	30
○自転車等駐車場使用料の徴収事務の委託について（第49号）	30
○自転車等駐車場使用料の徴収事務の委託について（第50号）	30
○自転車等駐車場使用料の徴収事務の委託について（第51号）	30
○自転車等撤去保管手数料の徴収事務の委託について（第52号）	30
○身体障害者福祉法による医師の指定について（第53号）	31
○収納代理金融機関の店舗統廃合について（第54号）	31
○収納代理金融機関の店舗統廃合について（第55号）	31
○専決処分した予算およびその要領について（第56号）	31
○平成23年2月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第57号）	32
○平成23年2月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第58号）	51
○生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第59号）	74
○秋田市河辺ユフォーレ公園施設の指定管理者の指定について（第60号）	74
○秋田市河辺高齢者健康づくりセンターの指定管理者の指定について（第61号）	74
○平成23年度における地籍調査の指定について（第62号）	74
○西部市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務の委託について（第63号）	75
○秋田市一般廃棄物処理基本計画の策定について（第64号）	75
○粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第65号）	75
○秋田公立美術工芸短期大学大学開放センターの使用料の徴収事務の委託について（第66号）	75

○秋田市寺内地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について（第67号）	75
○秋田市旭北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について（第68号）	75
○秋田市雄和地区北部コミュニティ施設の指定管理者の指定について（第69号）	75
○秋田市雄和中の沢多目的研修集会施設の指定管理者の指定について（第70号）	75
○秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設の指定管理者の指定について（第71号）	75
○秋田市雄和山村交流センターの指定管理者の指定について（第72号）	76
○自転車等放置規制区域の変更について（第73号）	76
○後期高齢者医療保険料額決定通知書の公示送達について（第74号）	76
○秋田市国土利用計画の変更について（第75号）	76
○秋田市北部市民サービスセンターの指定管理者の指定について（第76号）	76
○秋田市河辺市民サービスセンターの指定管理者の指定について（第77号）	76
○秋田市雄和市民サービスセンターの指定管理者の指定について（第78号）	76
○介護保険料および督促状の公示送達について（第79号）	77
○包括外部監査契約の締結について（第80号）	77
○生活保護法による介護機関の指定および廃止について（第81号）	77
○秋田市一般廃棄物処理実施計画の策定について（第83号）	77
○許可地縁団体の告示事項の変更について（第84号）	77
○施設使用料の徴収事務の委託について（第85号）	77
○市道路線の認定について（第86号）	78
○市道路線の区域決定および供用開始について（第87号）	78
○市道路線の変更について（第88号）	78
○市道路線の区域決定および供用開始について（第89号）	80
○市道路線認定に関する告示における認定事項の一部変更について（第90号）	82
○市道路線認定に関する告示における認定事項の一部変更について（第91号）	82
○市道路線認定に関する告示における認定事項の一部変更について（第92号）	82
○市道路線の区域変更および供用開始について（第93号）	82
○字の区域の変更について（第94号）	92
○字の区域の変更について（第95号）	94

教 委 告 示

○教育委員会臨時会の招集について（第3号）	95
○秋田市指定文化財の指定について（第4号）	95
○教育委員会定例会の招集について（第5号）	95
○教育委員会臨時会の招集について（第6号）	95

選 管 告 示

○選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第4号）	95
○秋田市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程（第5号）	95
○平成23年4月10日執行の秋田県議会議員および平成23年4月24	

日執行の秋田市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所について（第 6 号）	96
○平成23年 3 月31日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所について（第 7 号）	96
○農業委員会の委員の選挙権を有する者の総数の 2 分の 1 の数について（第 8 号）	96
○選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 および 3 分の 1 の数について（第 9 号）	96

農 委 告 示

○農業委員会の招集について（第 4 号）	96
○農業委員会総会への追加案件について（第 5 号）	96

上下水道局告示

○秋田市公共下水道（下浜南処理区）の事業計画の変更について（第 1 号）	96
○秋田市公共下水道事業計画（八橋処理区）の変更について（第 2 号）	96
○秋田市公共下水道事業計画（臨海処理区）の変更について（第 3 号）	97
○公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第 4 号）	97
○秋田市指定給水装置工事事業者の廃止について（第 5 号）	97
○秋田市指定排水設備工事事業者の廃止について（第 6 号）	97
○指定排水設備工事事業者の指定について（第 7 号）	98
○秋田市上下水道事業に係る公金の徴収又は収納の事務の委託について（第 8 号）	98
○秋田市上下水道事業に係る公金の徴収又は収納の事務の委託について（第 9 号）	98

公 告

○入札参加希望者の公募について	98
○入札参加希望者の公募について	100
○入札参加希望者の公募について	100
○入札参加希望者の公募について	102
○入札参加希望者の公募について	102
○開発行為に関する工事の完了について	103
○農用地利用集積計画の策定について	103
○開発行為に関する工事の完了について	103
○都市計画事業の事業計画変更認可の図書の写しの縦覧について	103
○差押財産の公売について	104
○秋田農業振興地域整備計画の変更について	104
○第 6 次秋田市総合都市計画の策定について	104
○都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付について	105
○都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付について	105
○都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付について	105
○都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付について	105
○秋田市土地開発公社理事会の招集について	105

条 例

秋田市犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

平成23年 3 月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 1 号

秋田市犯罪被害者等支援条例

（目的）

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）第 3 条に定める基本理念にのっとり、市および市民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復および軽減を図り、もって市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）犯罪等 犯罪およびこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- （2）犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者およびその家族又は遺族をいう。
- （3）民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第 1 項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- （4）関係機関等 国、秋田県、秋田県警察、民間支援団体その他の関係する者をいう。

（市の責務）

第 3 条 市は、犯罪被害者等の支援に関し、法第 5 条に規定する責務を積極的に果たすため、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、施策を総合的に策定し、および計画的に実施するものとする。

（市民の責務）

第 4 条 市民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、市および関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

（犯罪被害者等支援推進計画）

第 5 条 市長は、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等の支援に関する推進計画（以下「犯罪被害者等支援推進計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等支援推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）犯罪被害者等の支援に関する目標および施策の方向
 - （2）前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、犯罪被害者等支援推進計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、犯罪被害者等支援推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前 2 項の規定は、犯罪被害者等支援推進計画の変更について準用する。

（窓口の設置等）

第 6 条 市は、関係機関等との調整を図り、犯罪被害者等からの相談への対応、市および関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する情報の提供その他の犯罪被害者等の支援に係る業務を行う総合的な窓口を設置する。

2 市は、犯罪被害者等の支援に係る業務に従事する職員に対し、支援を行うために必要な知識等を修得させるものとする。

（日常生活の支援）

第 7 条 市は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等に対し、情報および福祉サービスの提供その他の必要な支援を行うものとする。

（安全の確保）

第 8 条 市は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、関係機関等と連携し、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（就業の支援）

第 9 条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深めるとともに、就業の支援を行うものとする。

（支援体制の構築）

第10条 市は、関係機関等と連携し、犯罪被害者等の支援を行う者の養成その他地域における犯罪被害者等の支援のための体制の構築に必要な施策を講ずるものとする。

（民間支援団体に対する援助）

第11条 市は、民間支援団体に対し、その活動の促進を図るため、情報の提供、財政上の援助その他の必要な援助を行うものとする。

（支援を行わないことができる場合）

第12条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を容認し、又は誘発した場合、集団的にもしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた場合その他の場合であって、支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、当該犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3 月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 2 号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の見出しを「(納期等)」に改め、同条第 2 項中「第10条」を「次条」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額は、全て最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

附 則

（施工期日）

1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

秋田市立夜間休日応急診療所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3 月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 3 号

秋田市立夜間休日応急診療所条例の一部を改正する条例

秋田市立夜間休日応急診療所条例（昭和49年秋田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第 7 条から第 9 条までを削り、第10条を第 7 条とする。

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

秋田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3 月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 4 号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中第71号の 3 を第71号の 5 とし、第71号の 2 を第71号の 4 とし、第71号の次に次のように加える。

71)の 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 2 の 4 第 1 項の規定に基づく熱回収施設の設置者の認定の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設の熱回収施設設置者認定申請手数料	33,000円
71)の 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 2 の 4 第 2 項の規定に基づく熱回収施設の設置者の認定の更新の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設の熱回収施設設置者認定更新申請手数料	20,000円

別表第 2 第85号中「第15条の 2 の 5 第 1 項」を「第15条の 2 の 6 第 1 項」に改め、同表中第85号の 3 を第85の 5 とし、第85号の

2 を第85号の 4 とし、第85号の次に次のように加える。

85)の 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の 3 の 3 第 1 項の規定に基づく熱回収施設の設置者の認定の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設の熱回収施設設置者認定申請手数料	33,000円
--	---------------------------	---------

(85)の3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第2項の規定に基づく熱回収施設の設置者の認定の更新の申請に対する審査

産業廃棄物処理施設の熱回収施設設置者認定更新申請手数料

20,000円

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3 月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 5 号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成 4 年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第39条中「同条第 8 項」を「同条第 9 項」に改める。

第40条第 6 号中「同条第 7 項」を「同条第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

秋田市商工業振興条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3 月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 6 号

秋田市商工業振興条例の一部を改正する条例

秋田市商工業振興条例（昭和42年秋田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 市内に本社を有する事業者のうち、本市において同一業種の事業を 3 年以上行っている者が行う投下固定資産総額が 1,000 万円を超える工場、卸売商業施設又は貿易関連施設の新設等であって、次のいずれかに該当するもの

ア 当該工場、卸売商業施設又は貿易関連施設の新設等に伴い、常時使用する従業員を 2 人以上新たに雇用する新設等

イ 当該工場、卸売商業施設又は貿易関連施設の新設等に伴い、常時使用する従業員を 1 人以上新たに雇用し、かつ、

当該投下固定資産総額の 2 分の 1 に相当する額以上の投下固定資産を市内に本社を有する事業者から取得した新設等

第 2 条に次の 1 項を加える。

3 市長は、第 1 項第 8 号に掲げる事業において、同号に規定する投下固定資産又は常時使用する従業員について、中小企業基本法（昭和38年法律154号）第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）（農林漁業以外の事業を営み、又は行う場合における当該中小企業者に限る。）と農林漁業者とが連携して農林水産物の生産、加工、流通その他の事業を行う集団の構成員（市内に本社を有する構成員のうち、本市において同一業種の事業を 3 年以上行っている者に限る。）である場合であって、当該構成員のいずれかがこれを所有し、又は当該従業員が当該構成員のいずれかに所属するときは、第 1 項第 8 号の規定にかかわらず、当該構成員を認定事業者とすることができる。

第 3 条中「中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第 2 条第 1 項各号に規定する」を削り、「第 2 条第 1 項第 2 号又は第 3 号」を「前条第 1 項第 2 号、第 3 号又は第 8 号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市商工業振興条例の規定は、この条例の施行の日以後に操業を開始する事業を行う者について適用し、同日前に操業を開始した事業を行う者については、なお従前の例による。

秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3 月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 7 号

秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例

秋田市立学校設置条例（昭和39年秋田市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の表秋田市立岩見三内小学校の項中「秋田市河辺岩見字鍛冶屋敷14番地」を「秋田市河辺三内字外川原39番地」に改める。

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3 月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 8 号

秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

秋田市立学校給食共同調理場設置条例（昭和58年秋田市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表秋田市立上新城小学校、上新城中学校共同調理場の項を削る。

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

秋田市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3 月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 9 号

秋田市児童館条例の一部を改正する条例

秋田市児童館条例（平成16年秋田市条例第119号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 6 条中「教育委員会が別に」を「規則で」に改める

別表秋田市保戸野児童館の項中「秋田市保戸野すわ町 9 番60号」を「秋田市保戸野すわ町 9 番76号」に改める。

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3 月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第10号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年秋田市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

7 平成23年 4 月 1 日から平成23年 6 月30日までの間に支給する市長の給料月額、第 3 条および前項本文の規定にかかわらず、別表に掲げる給料月額から、当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を減じて得た額とする。

8 平成23年 4 月 1 日から平成23年 4 月30日までの間に支給する福祉保健部に関する事務を分掌する副市長の給料月額は、第 3 条および附則第 6 項本文の規定にかかわらず、別表に掲げる給料月額から、当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成23年 3 月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第11号

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田市議会委員会条例（昭和42年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 2 条総務委員会の項中「11人」を「10人」に、「企画調整部、財政部、地域振興部」を「企画財政部」に改め、同条厚生委員会の項中「11人」を「10人」に、「環境部」を「子ども未来部」に改め、同条建設委員会の項中「10人」を「 9 人」に、「建設部」を「環境部、建設部」に改める。

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条総務委員会の項の改正規定（「11人」を「10人」に改める部分に限る。）、同条厚生委員会の項の改正規定（「11人」を「10人」に改める部分に限る。）および同条建設委員会の項の改正規定（「10人」を「 9 人」に改める部分に限る。）は、同年 5 月 2 日から施行する。

秋田市職員の退職手当に関する条例および秋田市特別職の職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3 月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第12号

秋田市職員の退職手当に関する条例および秋田市特別職の職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

（秋田市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第 1 条 秋田市職員の退職手当に関する条例（昭和29年秋田市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 第 2 項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(3)の 2 第 7 条第 5 項第 1 号の 2 に規定する場合における職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間および特別職の職員としての引き続いた在職期間

第 7 条第 5 項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(1)の 2 職員以外の地方公務員等から引き続いて職員となった者が、第19条第 3 項の規定により退職手当を支給されないで特別職の職員（秋田市特別職の職員の退職手当に関する条例（昭和32年秋田市条例第 1 号）第 1 条に規定する特別職の職員をいう。以下同じ。）となり、引き続いて特別職の職員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の始期から特別職の職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

第19条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 職員以外の地方公務員等から引き続いて職員となった者（職員から引き続いて職員以外の地方公務員等となり、引き続いて職員となった者を除く。）が引き続いて特別職の職員となった場合は、この条例の規定による退職手当は、支給しない。この場合において、当該特別職の職員となった者が引き続いて職員となり、引き続いて職員以外の地方公務員等となったときは、前項の規定を準用する。

（秋田市特別職の職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の一部改正）

第 2 条 秋田市特別職の職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例（昭和60年秋田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「いう。）が」を「いう。）等が」に改める。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 国等の職員から引き続いて一般職員（職員の退職手当に関する条例第 2 条第 1 項に規定する職員をいう。以下同じ。）となった者（一般職員から引き続いて国等の職員となり、引き続いて一般職員となった者を除く。以下「特定通算職員」という。）としての在職期間は、特定通算職員が職員の退職手当に関する条例の適用を受ける職員となった場合における特定通算職員としての在職期間の通算の例により、これを特別職の職員としての在職期間に通算する。

第 3 条第 1 項中「前条の規定により通算される国等の職員」を「前条各項の規定により通算される国等の職員および特定通算職員」に改め、同条第 2 項中「国等の職員」を「国等の職員および特定通算職員」に改める。

第 4 条の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 特定通算職員から引き続いて特別職の職員となった者が引き続いて一般職員となった場合は、特別職の職員の退職手当に関する条例およびこの条例の規定による退職手当は、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3 月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第13号

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例

（平成16年秋田市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成23年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3 月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第14号

秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険条例（昭和34年秋田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「35万円」を「39万円」に改める。

附則第4項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以降に出産した者から適用し、同日前に出産した者については、なお従前の例による。

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3 月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第15号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「50万円」を「51万円」に改め、同条第3項ただし書中「13万円」を「14万円」に改め、同条第4項ただし書中「10万円」を「12万円」を改める。

第18条中「50万円」を「51万円」に、「13万円」を「14万円」に、「10万円」を「12万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（結果措置）

2 改正後の秋田市国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

規 則

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月17日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第2号

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市行政組織規則（昭和56年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「企画調整部」を「企画財政部」に改め、「第1節の3 財政部の所属機関（第25条・第25条の2）」を削り、「第26条～第28条」を「第24条の4～第30条の4」に改め、「第2節の2 地域振興部の所属機関（第29条～第30条の3）」を削り、「第3節

福祉保健部の所属機関（第30条の4～第34条の5）」を「第3節

節 福祉保健部の所属機関（第30条の5～第34条の4）

節の2 こども未来部の所属機関（第34条の5～第34条の9）」に、「第46条の3」を「第46条の2」に改める。

第6条第1項の表総務部の項中

防災安全対策課	を に
防災安全対策課	
契約課	
管財課	

改め、同表企画調整部の項を次のように改める。

企画財政部	企画調整課
	財政課
	情報統計課
	広報広聴課
	市民税課
	資産税課
	納税課
	特別滞納整理課
	地籍調査室

第6条第1項の表財政部の項を削り、同表市民生活の項中

生活総務課	を に、
生活総務課	
市民協働・地域分権推進課	

「国保・高齢・介護健診課」を「特定健診課」に改め、同表地域振興部の項を削り、同表福祉保健部の項中

障がい福祉課	を
児童家庭課	
障がい福祉課	に
障がい福祉課	

改め、同項の次に次のように加える。

子ども未来部	子ども総務課
	子ども育成課
	子ども健康課

第6条第1項の表都市整備部の項中

都市計画課	を に
都市計画課	
交通政策課	

改め、同条第2項の表財政部納税課の項、市民生活部生活総務課の項、商工部商工労働課の項、建設部公園課の項および都市整備部都市計画課の項を削り、同表に次のように加える。

農林部農業農村振興課 園芸振興センター

第7条の2第2項中「次の課」を「管理課」に改め、同項総務課の項および学生課の項を削る。

第9条第1項防災安全対策課の項の次に次のように加える。
契約課

- (1) 工事その他の請負契約に関すること。
- (2) 物品の購入および修繕に係る契約（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 業者登録に関すること。
- (4) 不用物品の処分に関すること。
- (5) 秋田市用品調達基金の管理に関すること。
- (6) 課の予算経理に関すること。

管財課

- (1) 財産の記録管理に関すること。
- (2) 普通財産の取得、管理および処分に関すること。
- (3) 行政財産の取得および調整に関すること。
- (4) 秋田市土地開発基金の管理に関すること。
- (5) 市有財産の貸付けに関すること。
- (6) 法定外公共物に関すること（財産管理および機能管理を除く。）。
- (7) 庁中の秩序保持に関すること。
- (8) 庁舎（他の所管に属するものを除く。）および公舎の維持管理に関すること。
- (9) 自動車の管理に関すること。
- (10) 建物および自動車の保険に関すること。
- (11) 土地開発公社に関すること。
- (12) 不動産評価審査委員会に関すること。
- (13) 課の予算経理に関すること。

第10条中「企画調整部」を「企画財政部」に改め、同条企画調整課の項中第11号および第12号を削り、第13号を第11号とし、第14号を第12号とし、第15号中「広報課、市民相談室および子ども育成支援室」を「広報広聴課および大学設置準備室」に改め、同号を同項第13号とし、同項の次に次のように加える。

財政課

- (1) 財政計画に関すること。
- (2) 予算編成、予算執行計画および配当に関すること。
- (3) 秋田市財政調整基金、秋田市減債基金、秋田市地域振興基金および秋田市緑あふれるまちづくり基金の管理に関すること。
- (4) 市債に関すること。
- (5) 地方交付税に関すること。
- (6) 財政事情を説明する文書の作成および公表その他財政運営に関すること。
- (7) 課の予算経理に関すること。

第10条広報課の項を次のように改める。

広報広聴課

- (1) 文書および視聴覚による広報に関すること。
- (2) 報道機関との連絡に関すること。
- (3) 市政に関する要望、陳情および意見等に関すること。

第10条市民相談室の項を削り、同条に次のように加える。

市民税課

- (1) 市税（固定資産税、特別土地保有税および国民健康保険税を除く。）の賦課および調定に関すること。
- (2) 地方譲与税に関すること。

- (3) 利子割交付金に関すること。
- (4) 配当割交付金に関すること。
- (5) 株式等譲渡所得割交付金に関すること。
- (6) 地方消費税交付金に関すること。
- (7) ゴルフ場利用税交付金に関すること。
- (8) 自動車取得税交付金に関すること。
- (9) 税制の総合企画に関すること。
- (10) 所得等の証明に関すること。
- (11) 所得等の証明手数料等の調定および徴収に関すること。
- (12) 固定資産評価審査委員会に関すること。
- (13) 税に係る事務の連絡調整に関すること。
- (14) 課（資産税課、納税課および特別滞納整理課を含む。）の予算経理に関すること。

資産税課

- (1) 固定資産の評価に関すること。
- (2) 固定資産税の賦課および調定に関すること。
- (3) 特別土地保有税の賦課および調定に関すること。
- (4) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- (5) 国有提供施設等市町村助成交付金に関すること。
- (6) 固定資産等の証明に関すること。
- (7) 固定資産等の証明手数料の徴収に関すること。

納税課

- (1) 市税（国民健康保険税を除く。以下同じ。）およびこれに伴う収入金の徴収ならびに収入整理等に関すること。
- (2) 市税およびこれに伴う収入金の嘱託および受託に関すること。
- (3) 市税の督促および滞納処分に関すること。
- (4) 国民健康保険税およびこれに伴う収入金の収納に関すること。
- (5) 納税思想の高揚および納税貯蓄組合に関すること。

特別滞納整理課

- (1) 市税および公課の滞納（滞納額が高額なものおよび滞納整理が困難なものに限る。）の整理等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) 債権の管理に関する指導、助言および連絡調整に関すること。

地籍調査室

- (1) 地籍調査に関すること。
- (2) 街区基準点の維持管理等に関すること。
- (3) 室の予算経理に関すること。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第12条第1項生活総務課の項中第3号を削り、第4号中「の指導」を削り、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、第9号から第18号までを削り、同項第20号中「（消費者センターを含む。）」を削り、同号を同項第30号とし、同項中第19号を第29号とし、同号の前に次の22号を加える。

- (7) 地域審議会に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (8) 地域自治活動の振興に関すること。
- (9) 地域集会施設に関すること。
- (10) 住居表示に関すること。
- (11) 地名等に関すること。
- (12) 町内会への助成に関すること。
- (13) 町内会からの申請に基づく防犯灯の新設等に関すること。

- (14) 地縁による団体からの申請に基づく認可等に関する事。
- (15) 防犯に関する事。
- (16) テレビ難視聴（人為的要因に係るものを除く。）の対策に関する事。
- (17) 過疎地域自立促進計画に関する事。
- (18) 住居表示審議会に関する事。
- (19) 地域センターに関する事。
- (20) コミュニティセンターに関する事（他の所管に属するものを除く。）。
- (21) 雄和地区北部コミュニティ施設に関する事。
- (22) 河辺戸島ふるさとセンターに関する事。
- (23) 雄和中の沢多目的研修集会施設に関する事。
- (24) ふれあい交流館かわべに関する事。
- (25) 雄和農林漁家婦人活動促進施設に関する事。
- (26) 雄和山村交流センターに関する事。
- (27) 雄和基幹集落センターに関する事。
- (28) 雄和左手子交流センターに関する事。

第12条第 1 項生活総務課の項の次に次のように加える。

市民協働・地域分権推進課

- (1) 市民協働の推進に関する事。
- (2) 市民活動の育成および支援に関する事。
- (3) 市民活動に係る情報提供に関する事。
- (4) 市民憲章に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
- (5) 都市内地域分権の推進に関する事。
- (6) 市民サービスセンターの設置構想および整備に関する事。
- (7) 市民サービスセンターと他の部局との調整に関する事。
- (8) 家族および地域の絆づくりの推進に関する事。
- (9) 男女共生の推進に係る施策の企画および調査研究に関する事。
- (10) 課の予算経理に関する事。

第12条第 1 項市民課の項第 8 号中「子ども手当」の次に「に係る認定請求書等の受け付け」を加え、同条第 1 項国保・高齢・介護健診課の項中「国保・高齢・介護健診課」を「特定健診課」に改め、同項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 3 号および第 5 号から」を「第 3 号から」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第12条の 2 を削る。

第13条第 1 項障がい福祉課の項中第 8 号を第10号とし、第 7 号を第 9 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (8) 地域活動支援センターに関する事。

第13条第 1 項障がい福祉課の項中第 6 号を第 7 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 精神障害者の福祉に関する事（他の所管に属するものを除く。）。

第13条第 1 項児童家庭課の項を削り、同条第 1 項監査指導室の項第 3 号中「社会福祉施設」を「社会福祉施設等」を改める。

第13条の 2 を第13条の 3 とし、第13条の次に次の 1 条を加える。
第13条の 2 子ども未来部の課等の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

子ども総務課

- (1) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく地域行動計画に関する事。
- (2) 次世代育成支援対策交付金および次世代育成支援対策施設整備交付金事務の調整に関する事。

- (3) 子ども関連施策の調整に関する事。
- (4) 子ども関連施策に係る調査研究に関する事。
- (5) 助産施設および母子生活支援施設に関する事。
- (6) 児童扶養手当に関する事。
- (7) 母子寡婦福祉資金に関する事。
- (8) 児童手当および子ども手当に関する事。
- (9) 青少年の健全育成に関する事。
- (10) 少年指導センターに関する事。
- (11) 部内の連絡調整に関する事。
- (12) 部の予算経理に関する事。

子ども育成課

- (1) 保育所に関する事。
- (2) 幼稚園就園奨励に関する事。
- (3) 児童館に関する事。
- (4) 放課後子ども教室および放課後児童クラブに関する事。

子ども健康課

- (1) 母子保健に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) 小児慢性特定疾患治療研究事業に関する事。
- (3) 特定不妊治療費助成事業に関する事。

第14条第 1 項商工労働課の項第11号を次のように改める。

- (11) 秋田空港を活用した産業振興に関する事。

第14条第 1 項商工労働課の項中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第29号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 1 項観光物産課の項中第17号を第18号とし、第16号の次に次の 1 号を加える。

- (17) 部内の施設の整備に関する事。

第14条第 2 項を削る。

第14条の 2 農業農村振興課の項に次の 1 号を加える。

- (18) 園芸振興に関する事。

第14条の 2 に次の 1 項を加える。

2 農業農村振興課園芸振興センターは、農業農村振興課の分掌事務のうち第18号に掲げる事務を分掌する。

第15条第 2 項を削る。

第17条第 1 項都市計画課の項中第15号から第17号までを削り、第18号を第15号とし、第19号を第16号とし、第20号を第17号とする。

第17条第 1 項都市計画課の項の次に次のように加える。

交通政策課

- (1) 総合都市交通に関する事。
- (2) マイタウン・バスに関する事。
- (3) 生活バス路線に関する事。
- (4) 交通環境の改善の促進に関する事。
- (5) 鉄道関連施策に関する事。
- (6) 秋田空港に関する業務の調整に関する事。
- (7) 交通安全に関する事。
- (8) 交通安全対策会議に関する事。
- (9) 交通指導員に関する事。
- (10) 自転車等の放置防止に関する事。
- (11) 違法駐車等の防止に関する事。
- (12) 自転車等駐車場に関する事。

第17条第 2 項を削る。

第18条の 2 事務局の項総務課の項を次のように改める。

管理課

- (1) 参与会および教授会に関する事。
- (2) 儀式に関する事。

- (3) 短期大学の運営および事業策定に関すること。
- (4) 秋田市短期大学運営基金の管理に関すること。
- (5) 学則その他短期大学の学内規程に関する。
- (6) 教職員に関すること。
- (7) 校舎および附属図書館等関連施設の建設および維持管理に関すること。
- (8) 入学検定料、授業料等の徴収に関すること。
- (9) 物品（短期大学の教育および研究に係るものに限る。）の調達、検収および出納保管に関すること。
- (10) 不用となった物品（前号に掲げるものに限る。）の処分に
関すること。
- (11) 教育研究に係る企画調整および教育課程に関すること。
- (12) 学生の募集、入退学等に関すること。
- (13) 学業成績の整理、記録および学籍簿に関すること。
- (14) 科目等履修生、研究生および聴講生に関すること。
- (15) 学生の修学指導および福利厚生に関すること。
- (16) 学生の就職に関すること。
- (17) 学生の奨学金、授業料の減免等に関すること。
- (18) その他学生に係る事務に関すること。
- (19) 公立短期大学協会その他の団体との連絡調整に関すること。
- (20) 短期大学内の連絡調整に関すること。
- (21) 短期大学の予算経理に関すること。
- (22) 秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院に関すること。

第18条の2 事務局の項学生課の項を削る。

第24条の見出しを「(新庁舎建設室)」に改め、同条第1項中「新庁舎建設準備室」を「新庁舎建設室」に改め、同条第2項中「新庁舎建設準備室」を「新庁舎建設室」に改め、同項第1号中「新庁舎の建設構想」を「新庁舎建設事業」に改める。

「第1節の2 企画調整部の所属機関」を「第1節の2 企画財政部の所属機関」に改める。

第24条の2を次のように改める。

(大学設置準備室)

第24条の2 短期大学の4年制大学への移行等に関する事務を処理するため、大学設置準備室を設置する。

2 前項の大学設置準備室は、企画財政部に所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 短期大学の4年制大学および公立大学法人への移行に関する
こと。

第24条の3第2項中「企画調整部」を「企画財政部」に改める。

第4章第1節の3を削る。

第26条の見出しを「(市民相談センター)」に改め、同条第1項中「消費生活」を「市民相談および消費生活」に、「消費者センター」を「市民相談センター」に改め、同条第2項中「消費者センター」を「市民相談センター」に改め、同項中第7号を第11号とし、第6号を第10号とし、第5号を削り、第4号を第9号とし、第1号から第3号までを5号ずつ繰り下げ、同項に第1号から第5号までとして次の5号を加える。

- (1) 市民相談および市民相談パトロールに関すること。
 - (2) 犯罪被害者等の支援に係る相談および総合調整に関する
こと。
 - (3) 犯罪被害者等支援推進計画に関すること。
 - (4) 庁内窓口案内に関すること。
 - (5) 市民災害保険に関すること。
- 第26条第2項に次の2号を加える。
- (2) 計量検査所に関すること。

- (13) 市民相談センターの予算経理に関すること。

第4章第2節中第26条の前に次の6条を加える。

(支所の組織)

第24条の4 秋田市支所設置条例(昭和29年秋田市条例第28号)の規定による支所は、市民生活部に所属する機関とする。

(支所の分掌事務)

第24条の5 支所の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 戸籍に関すること。
- (2) 住民基本台帳に関すること。
- (3) 印鑑に関すること。
- (4) 外国人登録に関すること。
- (5) 身分に関すること。
- (6) 人口動態調査に関すること。
- (7) 児童手当および子ども手当に係る認定請求書等の受け付け
に関すること。
- (8) 自動車臨時運行の許可に関すること。
- (9) 健康手帳および母子健康手帳の交付に関すること。
- (10) 死産に関すること。
- (11) 埋火(改)葬許可および斎場の使用許可に関すること。
- (12) 国民年金、国民健康保険および後期高齢者医療の被保険者
の窓口事務に関すること。
- (13) 福祉医療費の受給者証の交付に関すること。
- (14) 生活保護の診療依頼書の交付に関すること。
- (15) 要介護認定に係る申請書等の取次ぎおよび介護保険の被保
険者証の回収に関すること。
- (16) 住民の異動によって生ずる就学予定者の入学期日および学
校指定書ならびに児童生徒の転入転退学通知書の交付に関す
ること。
- (17) 税の証明に関すること。
- (18) 各種統計に関すること。
- (19) 商工業および鉱業に関すること。
- (20) 農林水産業に関すること。
- (21) 土木に関すること。
- (22) 港湾の利用促進に関すること。
- (23) 各種団体に関すること。
- (24) 支所の維持管理に関すること。
- (25) 市の歳入金の収納に関すること。
- (26) 支所の予定経理に関すること。

(市民サービスセンターの分掌事務等)

第25条 秋田市市民サービスセンター条例(平成20年秋田市条例第38号)の規定による市民サービスセンターは、市民生活部に所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 戸籍に関すること。
- (2) 住民基本台帳に関すること。
- (3) 印鑑に関すること。
- (4) 外国人登録に関すること。
- (5) 身分に関すること。
- (6) 人口動態調査に関すること。
- (7) 児童手当および子ども手当に係る認定請求書等の受け付け
に関すること。
- (8) 自動車臨時運行の許可に関すること。
- (9) 母子健康手帳および妊婦健康診査受診票の交付に関する
こと。
- (10) 健康手帳の交付に関すること。

- (11) 死産に関すること。
- (12) 埋火（改）葬許可および斎場の使用許可に関すること。
- (13) 住民の異動によって生ずる就学予定者の入学期日および学校指定書ならびに児童生徒の転入転退学通知書の交付に関すること。
- (14) 所得、固定資産等の証明に関すること。
- (15) 国民健康保険税申告書の受け付けに関すること。
- (16) 住民の異動によって生ずる国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証および福祉医療費受給者証の更正等に関すること。
- (17) 国民健康保険および後期高齢者医療の被保険者の資格の得喪および被保険者証の交付に関すること。
- (18) 国民健康保険および後期高齢者医療の給付に関すること。
- (19) 国民年金に係る申請書の受け付けに関すること。
- (20) 保育所の入退所の申請および保育料の減免申請の受け付け等に関すること。
- (21) 高齢者福祉サービスに係る申請書の受け付け等に関すること。
- (22) 身体障害者および身体障害児の福祉に係る申請書の受け付け等に関すること。
- (23) 知的障害者および知的障害児の福祉に係る申請書の受け付け等に関すること。
- (24) 精神障害者の福祉に係る申請書の受け付け等に関すること。
- (25) 福祉医療費の受給者証の交付等に関すること。
- (26) 生活保護の診療依頼書の交付に関すること。
- (27) 介護保険料に係る申請書等の受け付けに関すること。
- (28) 要介護認定等の申請および介護保険の被保険者証の回収に関すること。
- (29) 介護保険料給付に係る申請書の受け付けに関すること。
- (30) 犬の登録、鑑札の再交付等に係る申請書の受け付けに関すること。
- (31) 粗大ごみ用証紙の販売に関すること。
- (32) 市民相談に関すること。
- (33) 住居表示に係る証明書の交付に関すること。
- (34) アメリカシロヒトリの防除器材の貸出し等に関すること。
- (35) 地域の子育て支援に関すること。
- (36) 市の歳入金の収納に関すること。
- (37) 市民サービスセンターに関すること（指定管理者の管理に係る部分を除く。）。
- (38) 市民サービスセンターの予算経理に関すること。
- (39) 自主防災組織の育成および指導に関すること。
- (40) 災害予防および災害応急対策に関する連絡調整に関すること。
- (41) 災害情報および被害情報の収集、報告および提供に関すること。
- (42) 市民相談パトロールに関すること。
- (43) 地域自治活動等への支援および市民自治意識の啓発向上に関すること。
- (44) 勝平地区コミュニティセンター、浜田地区コミュニティセンター、豊岩地区コミュニティセンターおよび下浜地区コミュニティセンターに関すること（西部市民サービスセンターに限る。）。
- (45) 地域の子育て情報の提供に関すること。
- (46) 漂流物の現地確認に関すること。
- (47) 稚魚放流に係る事業の要望等の受け付けに関すること。

- (48) 交通安全施設等の維持管理に関すること。
- (49) 道路、農道、河川、公園等の修繕に関すること。
- (50) 街路樹、公園樹木等の維持管理に関すること。
- (51) 除雪の要望の受け付け等に関すること。
- (52) 空閑地美化の指導に関すること。

2 前項第39号から第52号までに掲げる事務については、秋田市市民サービスセンター条例第2条に規定する市民サービスセンターが、その所管区域に係るものについて処理するものとする。（市民センターの組織）

第25条の2 秋田市市民センター設置条例（平成16年秋田市条例第73号）の規定による市民センターは、市民生活部に所属する機関とし、市民センターに次の班を置く。

総務班
税務班
市民生活班
福祉保健班
産業班
建設班

（市民センターの班の分掌事務）

第25条の3 市民センターの班の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

総務班

- (1) 文書の浄書、発送、配布および保存に関すること。
- (2) 災害予防および災害応急対策に関する連絡調整に関すること。
- (3) 災害情報および被害情報の収集および報告に関すること。
- (4) 文書および視聴覚による広報に関すること。
- (5) 市民相談パトロールに関すること。
- (6) 市民センターの総合案内に関すること。
- (7) 収納金の払込みおよび保管に関すること。
- (8) 普通財産の貸付けに係る申請書等の受け付けに関すること。
- (9) 行政財産の使用許可に関すること。
- (10) 市民センター内の秩序保持に関すること。
- (11) 市民センターの管理に関すること。
- (12) 市民センター内の自動車の配車管理に関すること。
- (13) 地域活動センターの施設の管理に関すること。
- (14) 地域審議会の運営に関すること。
- (15) その他他の班の所管に属しないこと。
- (16) 市民センターの予算経理に関すること。

税務班

- (1) 市税の賦課に関すること。
- (2) 所得、固定資産等の証明に関すること。
- (3) 所得、固定資産等の証明手数料等の徴収に関すること。
- (4) 固定資産の評価に関すること。
- (5) 市税およびこれに伴う収入金の徴収に関すること。
- (6) 市税の督促状の問合せに関すること。

市民生活班

- (1) 墓地、納骨堂および火葬場に関すること。
- (2) 小規模水道施設に関すること（雄和市民センターに限る。）。
- (3) 給水区域外の飲料水対策に関すること。
- (4) 交通指導員の派遣要請に関すること。
- (5) 戸籍に関すること。
- (6) 住民基本台帳に関すること。
- (7) 印鑑に関すること。
- (8) 外国人登録に関すること。

- (9) 身分に関すること。
- (10) 人口動態調査に関すること。
- (11) 児童手当および子ども手当に係る認定請求書等の受け付けに関すること。
- (12) 自動車臨時運行の許可に関すること。
- (13) 死産に関すること。
- (14) 埋火（改）葬許可および斎場の使用許可に関すること。
- (15) 住民の異動によって生ずる国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証および福祉医療費受給者証の更正等に関すること。
- (16) 住民の異動によって生ずる児童生徒の転入転退学通知書の交付に関すること。
- (17) 住民の異動によって生ずる就学予定者の入学期日および学校指定書の交付に関すること。
- (18) 使用料および手数料の徴収に関すること。
- (19) 国民健康保険および後期高齢者医療の被保険者の資格の得喪ならびに被保険者証の交付に関すること。
- (20) 国民健康保険および後期高齢者医療の給付に関すること。
- (21) 国民健康保険税の賦課および減免ならびに後期高齢者医療の減免に関すること。
- (22) 国民健康保険税および後期高齢者医療保険料ならびにこれらに伴う収入金の徴収ならびに収入整理等に関すること。
- (23) 国民年金の窓口事務に関すること。
- (24) 地域自治活動等への支援および各種申請書の受け付け等に関すること。
- (25) 地縁による団体からの申請に基づく認可等に関すること。
- (26) 公害関係法令に係る諸届出の受理に関すること。
- (27) 公害の苦情に関すること。
- (28) 一般廃棄物を排出する事業者の指導に係る相談の受け付けに関すること。
- (29) 資源集団回収に係る受け付けに関すること。
- (30) 廃棄物の不法投棄に係る相談の受け付けに関すること。
- (31) ごみ集積所の設置および維持管理に関すること。
- (32) 粗大ごみ用証紙の販売に関すること。
- 福祉保健班
- (1) 災害り災者等の援護に関すること。
- (2) 戦傷病者戦没者遺族等の援護に関すること。
- (3) 地域保健・福祉活動推進事業に関すること。
- (4) 身体障害者および身体障害児の福祉に関すること。
- (5) 知的障害者および知的障害児の福祉に関すること。
- (6) 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当および福祉手当の申請の受け付け等に関すること。
- (7) 福祉医療の受給資格に関すること。
- (8) 保育所の入退所の申込みおよび保育料の減免申請の受け付け等に関すること。
- (9) 児童扶養手当の申請の受け付けに関すること。
- (10) 高齢者の福祉増進に関すること。
- (11) 生活保護の診療依頼書の交付に関すること。
- (12) 介護保険料に関すること。
- (13) 要介護認定等の申請および介護保険の被保険者証の回収に関すること。
- (14) 母子健康手帳等および妊婦健康診査受診票の交付に関すること。
- (15) 健康手帳の交付に関すること。
- (16) 精神障害者交通費補助事業に関すること。

- (17) 精神障害者保健福祉手帳および精神通院医療に係る各種申請書等の受け付けに関すること。
- (18) 犬の登録、鑑札の再交付等に係る申請書の受け付けに関すること。
- 産業班
- (1) 商工業および観光の振興等に係る連絡調整に関すること。
- (2) 中小企業および中小企業団体の育成指導に係る連絡調整に関すること。
- (3) 勤労者の福祉（出稼ぎ手帳の発行、求人情報の提供および連絡調整に係るものに限る。）に関すること。
- (4) 農業振興地域整備計画の閲覧に関すること。
- (5) 農業の担い手の育成および農業経営の集団化に係る事業の要望等の受け付けに関すること。
- (6) 稲作ならびに野菜、果樹および花きの生産の振興に係る事業の要望等の受け付けに関すること。
- (7) 米の生産調整に係る耕作面積の調査等に関すること。
- (8) 家畜の改良、増殖および導入に係る事実の要望等の受け付けに関すること。
- (9) 自給飼料生産対策に係る事業の要望等の受け付けに関すること。
- (10) 家畜防疫および畜産経営環境整備に係る事業の要望等の受け付けに関すること。
- (11) 稚魚放流に係る事業の要望等の受け付けに関すること。
- (12) 農畜水産物の流通および農産加工に係る事業の要望等の受け付けに関すること。
- (13) 農林漁業融資に係る相談の受け付けに関すること。
- (14) 営農指導および営農相談に関すること。
- (15) 農業経営体活性化事業に係る要望等の受け付けに関すること。
- (16) 農業振興地域の指定等に係る証明書の交付およびその手数料の徴収に関すること。
- (17) 山村振興に係る事業の要望等の受け付けに関すること。
- (18) 土地改良事業およびほ場整備事業の要望の受け付けに関すること。
- (19) 農業水利および老朽ため池事業に係る要望の受け付けに関すること。
- (20) 農道の修繕に関すること。
- (21) 農業用施設の災害復旧事業に係る要望の受け付けに関すること。
- (22) 市単独土地改良補助事業に係る要望の受け付けに関すること。
- (23) 民有林振興対策事業等の申請、要望等の受け付けに関すること。
- (24) 入会林野の整備に係る事業の要望の受け付けに関すること。
- (25) 森林病虫害等防除事業等に係る要望の受け付け等に関すること。
- (26) 林野の火入りに係る許可申請の受け付けに関すること。
- (27) 森林所有者からの要望の取りまとめおよび林業経営の相談に関すること。
- (28) 有害鳥獣駆除対策事業に係る相談の受け付けおよびその連絡調整に関すること。
- (29) 林道開設事業等に係る要望の受け付け等に関すること。
- (30) 治山事業に係る危険箇所の調査、要望の受け付けおよび関係者との調整に関すること。
- (31) 自然公園の施設の整備および維持修繕に係る調査に関する

こと。

③2 特用林産物生産者協議会の育成指導に関すること。

③3 市有林等の現況調査および縁故団体からの要望の取りまとめに関すること。

建設班

(1) 道路用地等の境界確認に係る申請書の受け付け等に関する
こと。

(2) 道路占用に係るパトロールに関すること。

(3) 道路用地等の末登記に係る処理に関すること。

(4) 道路および橋りょうの新設および改良に係る要望の受け付
け等に関すること。

(5) 交通安全施設等の維持管理に関すること。

(6) 河川および水路の修繕に関すること。

(7) 河川における漂流物の処理に係る受け付け等に関すること。

(8) 道路の修繕に関すること。

(9) 街路樹の維持管理に関すること。

(10) 除雪の要望の受け付け等に関すること。

(11) 都市計画図の販売に関すること。

(12) 都市計画に係る諸証明書の交付に関すること。

(13) げけ地災害危険住宅の移転の申請の受け付けおよびその完了
届の受理に関すること。

(14) 優良住宅および良質住宅の認定申請の受け付けに関するこ
と。

(15) 市営住宅および特定公共賃貸住宅の管理に関すること。

(16) 市営住宅および特定公共賃貸住宅の入居申請の受け付けお
よび退去に関すること。

(17) 公園施設の設置許可および管理許可の申請の受け付けに
関すること。

(18) 公園地の占用許可および使用許可の申請の受け付けならび
にその使用料の徴収に関すること。

(19) 公園等の維持管理に関すること。

(20) 植樹および緑化の推進に関すること。

(21) 保存樹の管理に係る要望の受け付け等に関すること。

(22) 空閑地美化の指導に関すること。

(23) アメリカシロヒトリ等の防除対策に関すること。

(地域活動センターの分掌事務等)

第25条の 4 秋田市地域活動センター条例（平成18年秋田市条例
第63号）の規定による地域活動センターは、市民生活部に所属
する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとす
る。

(1) 地域における市民の自主的な活動の振興に関すること。

(2) 地域活動センターの運営に関すること。

(3) 地域活動センターの予算経理に関すること。

第30条の 5 を削り、第 4 章第 3 節中第30条の 4 を第30条の 5 と
する。

第 4 章第 2 節の 2 を削る。

第28条中「市民生活部生活総務課」を「市民相談センター」に
改め、第 4 章第 2 節中同条を第30条の 4 とする。

第27条を第29条とし、同条の次に次の 3 条を加える。

(地域センターの分掌事務等)

第30条 秋田市地域センター規則（昭和57年秋田市規則第14号）
の規定による地域センターは、市民生活部生活総務課に所属す
る機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 地域自治活動の振興に関すること。

(2) 地域住民団体の育成援助に関すること。

(3) 戸籍、印鑑証明等の交付又は取次ぎおよび一般事務の連絡
に関すること。

(4) 公聴および市民相談に関すること。

(コミュニティセンターの分掌事務等)

第30条の 2 秋田市コミュニティセンター条例（昭和54年秋田市
条例第17号）の規定によるコミュニティセンターは、第25条
第 1 項第44号に規定するコミュニティセンター以外のコミュ
ニティセンターにあっては市民生活部生活総務課に、同号に
規定するコミュニティセンターにあっては市民サービスセン
ターに所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次
のとおりとする。

(1) 地域自治活動の振興に関すること。

(2) 地域住民団体の育成援助に関すること。

(3) コミュニティセンターの施設の管理（指定管理者が行うも
のを除く。）に関すること。

(連絡所)

第30条の 3 市民センターが所管する区域における一般事務の取
次ぎ等の事務を処理するため、連絡所として、岩見三内連絡
所を秋田市河辺三内字外川原34番地 1 に、大正寺連絡所を秋
田市雄和新波字樋口62番地 2 に設置する。

2 前項の連絡所は、岩見三内連絡所にあっては河辺市民センター
に、大正寺連絡所にあっては雄和市民センターに所属する機
関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 戸籍に関すること（受理決定を除く。）。

(2) 住民基本台帳に関すること。

(3) 印鑑登録に関すること。

(4) 身分に関すること。

(5) 児童手当および子ども手当に係る認定請求書等の受け付け
に関すること。

(6) 健康手帳および母子健康手帳の交付に関すること。

(7) 埋火（改）葬許可および斎場の使用許可に関すること。

(8) 国民年金、国民健康保険および後期高齢者医療の被保険者
の窓口事務に関すること。

(9) 国民健康保険の出産育児一時金および葬祭費ならびに後期
高齢者医療の葬祭費の支給申請に関すること。

(10) 福祉医療費の受給者証の交付に関すること。

(11) 税の証明に係る受け付け、交付および取次ぎに関すること。

(12) 市の歳入金の収納および保管に関すること。

(13) 生活保護の診療依頼書の交付に関すること。

(14) 障害者福祉に係る申請の受け付けに関すること。

(15) 要介護認定に係る申請書等の取次ぎおよび介護保険の被保
険者証の回収に関すること。

(16) 住民の異動によって生ずる就学予定者の入学期日および学
校指定書ならびに児童生徒の転入転学通知書の交付に関する
こと。

第26条の 2 第 2 項第 5 号中「児童手当認定請求書」を「児童手
当および子ども手当に係る認定請求書」に改め、同条を第27条と
し、同条の次に次の 1 条を加える。

(プラザ管理室)

第28条 市民交流プラザの管理等に關する事務を処理するため、
秋田市民交流プラザ管理室（以下「プラザ管理室」という。）
を秋田市東通仲町 4 番 1 号に設置する。

2 前項のプラザ管理室は、市民生活部に所属する機関とし、そ
の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) きらめき広場に関すること。

- (2) 音楽交流室に関すること。
- (3) 多目的ホールに関すること。
- (4) 市民活動センターに関すること。
- (5) 市民交流プラザにおける市民活動の育成および支援に関すること。
- (6) 市民交流プラザにおける市民活動、市政等に係る情報提供に関すること。
- (7) 講座その他の事業の企画および運営に関すること。
- (8) 秋田駅周辺のにぎわい創出に関すること。
- (9) 市民交流プラザ内の施設の業務の総合的調整に関すること。
- (10) 秋田駅東西連絡自由通路および秋田駅東口駅前広場の維持管理に関すること。
- (11) プラザ管理室の予算経理に関すること。

第30条の7 保健総務課の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、第17号を第16号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (17) 保健センターの施設の管理に関すること。

第30条の7 保険予防課の項第1号中「母子保健」の次に「に係る調整および指導」を加え、同項第2号中「老人保健」を「健康づくり」に改め、同項第8号中「保健センター」の次に「の運営」を加え、同条健康管理課の項第4号中「福祉」を「医療」に改め、同項第6号を削る。

第31条および第32条を次のように改める。

(地域活動支援センターの分掌事務等)

第31条 秋田市地域活動支援センター条例（平成15年秋田市条例第17号）の規定による地域活動支援センターは、福祉保健部障がい福祉課に所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 障害者等の作業訓練、生活指導等に関すること。
- (2) 創作的活動の機会の提供に関すること。
- (3) 社会との交流の促進に関すること。
- (4) 地域活動支援センターの施設の管理に関すること。

第32条 削除

第34条の4中「保健所保健予防課」を「保健所保健総務課」に改め、同条第7号を削る。

第34条の第5号を削る。

第4章第3節の次に次の1節を加える。

第3節の2 子ども未来部の所属機関

(子ども未来センターの分掌事務等)

第34条の5 秋田市民交流プラザ条例（平成16年秋田市条例第14号）の規定による子ども未来センターは、子ども未来部に所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 子どもおよび家庭の総合相談に関すること。
- (2) 要保護児童対策に関すること。
- (3) 女性相談に関すること。
- (4) 地域の子育て支援に関すること。
- (5) 子育ておよび自立支援に係る情報の提供に関すること。

(母子生活支援施設の分掌事務等)

第34条の6 秋田市母子生活支援施設設置条例（昭和63年秋田市条例第11号）の規定による母子生活支援施設は、子ども未来部子ども総務課に所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子およびその者の監護すべき児童の入所ならびにこれらの者の保護および自立支援に関すること。

(少年指導センター)

第34条の7 少年の健全育成に関する事務を処理するため、少年指導センターを設置する。

2 前項の少年指導センターは、子ども未来部子ども総務課に所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 少年の健全育成および非行防止に関すること。

(保育所の分掌事務等)

第34条の8 秋田市保育所設置条例（昭和27年秋田市条例第41号）の規定による保育所は、子ども未来部子ども育成課に所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 保育に欠ける乳児又は幼児の保育に関すること。

(児童館の分掌事務等)

第34条の9 秋田市児童館条例（平成16年秋田市条例第119号）の規定による児童館は、子ども未来部子ども育成課に所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 児童への健全な遊び場の提供および児童の健全育成に関すること。

- (2) 地域活動、社会福祉活動等の諸会合の利用に関すること。

第46条の2第2項中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 秋田駅西口（駅前）地区の活性化に関すること。

- (5) 中心市街地活性化基本計画の推進に係る総合調整に関すること。

第46条の3を削る。

第47条の第1項の表中第5号の3を第5号の4とし、第5号の2を第5号の3とし、

5	所長	東京事務所、福祉事務所および保健所	を
---	----	-------------------	---

5	所長	東京事務所、福祉事務所および保健所	に
5の2	大学設置準備室長	大学設置準備室	

改め、同表第10号中「消費者センター」を「市民相談センター」に、「公園施設管理センター」を「園芸振興センター」に改め、同表中

17	削除		を
----	----	--	---

17	斎場長	斎場	に
----	-----	----	---

改め、同表第19号中「保健センター」の次に「、少年指導センター」を加え、同条第2項の表中

2	次長	部、福祉事務所、保健所、市場、短期大学事務局および病院事務局	を
---	----	--------------------------------	---

2	次長	部、大学設置準備室、福祉事務所、保健所、市場、短期大学事務局および病院事務局	に
2の2	福祉事務所副所長	福祉事務所	

改め、同表第4号の2中「広報課」を「広報広聴課」に改め、同表第7号中「駅東サービスセンター、消費者センター」を「市民相談センター、駅東サービスセンター」に、「公園施設管理センター」を「園芸振興センター」に改め、同表第22号中「および地域活動センター」を「、地域活動センターおよび少年指導センター」に改め、同条第3項の表に次のように加える。

連携推進官	上司の命を受けて、複数の部局が連携して行うべき事務および政策課題についての総合調整を行う。
-------	---

附 則
(施行期日)

- この規則は、平成23年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 平成23年3月31日において、次の表の左欄に掲げる職を命じられていた職員は、別に辞令を発せられないときは、同年4月1日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる職に命じられたものとする。

左 欄	右 欄
企画調整部企画調整課長	企画財政部企画調整課長
企画調整部企画調整課参事	企画財政部企画調整課参事
企画調整部企画調整課長補佐	企画財政部企画調整課長補佐
企画調整部企画調整課副参事	企画財政部企画調整課副参事
企画調整部企画調整課主席主査	企画財政部企画調整課主席主査
企画調整部企画調整課主査	企画財政部企画調整課主査
企画調整部情報統計課長	企画財政部情報統計課長
企画調整部情報統計課参事	企画財政部情報統計課参事
企画調整部情報統計課長補佐	企画財政部情報統計課長補佐
企画調整部情報統計課副参事	企画財政部情報統計課副参事
企画調整部情報統計課主査	企画財政部情報統計課主査
企画調整部情報統計課技能主査	企画財政部情報統計課技能主査
企画調整部広報課長	企画財政部広報広聴課長
企画調整部広報課主席主査	企画財政部広報広聴課主席主査
企画調整部広報課主査	企画財政部広報広聴課主査
企画調整部市民相談室参事	市民相談センター参事
企画調整部市民相談室主席主査	市民相談センター主席主査
企画調整部市民相談室主査	市民相談センター主査
財政部財政課長	企画財政部財政課長
財政部財政課長補佐	企画財政部財政課長補佐
財政部財政課主席主査	企画財政部財政課主席主査
財政部財政課主査	企画財政部財政課主査
財政部契約課長	総務部契約課長
財政部契約課参事	総務部契約課参事
財政部契約課副参事	総務部契約課副参事
財政部契約課主席主査	総務部契約課主席主査
財政部契約課主査	総務部契約課主査

財政部管財課長	総務部管財課長
財政部管財課参事	総務部管財課参事
財政部管財課副参事	総務部管財課副参事
財政部管財課主席主査	総務部管財課主席主査
財政部管財課主査	総務部管財課主査
財政部管財課技能主査	総務部管財課技能主査
財政部市民税課長	企画財政部市民税課長
財政部市民税課長補佐	企画財政部市民税課長補佐
財政部市民税課副参事	企画財政部市民税課副参事
財政部市民税課主席主査	企画財政部市民税課主席主査
財政部市民税課主査	企画財政部市民税課主査
財政部資産税課長補佐	企画財政部資産税課長補佐
財政部資産税課副参事	企画財政部資産税課副参事
財政部資産税課主席主査	企画財政部資産税課主席主査
財政部資産税課主査	企画財政部資産税課主査
財政部資産税課技能主査	企画財政部資産税課技能主査
財政部納税課長	企画財政部納税課長
財政部納税課参事	企画財政部納税課参事
財政部納税課副参事	企画財政部納税課副参事
財政部納税課主席主査	企画財政部納税課主席主査
財政部納税課主査	企画財政部納税課主査
財政部納税課特別滞納整理室長	企画財政部特別滞納整理課長
財政部納税課特別滞納整理室長補佐	企画財政部特別滞納整理課長補佐
財政部納税課特別滞納整理室主席主査	企画財政部特別滞納整理課主席主査
財政部納税課特別滞納整理室主査	企画財政部特別滞納整理課主査
未収金対策室参事	企画財政部特別滞納整理課参事
未収金対策室副参事	企画財政部特別滞納整理課副参事
未収金対策室主査	企画財政部特別滞納整理課主査
地籍調査室長	企画財政部地籍調査室長
地籍調査室副参事	企画財政部地籍調査室副参事
地籍調査室主席主査	企画財政部地籍調査室主席主査
地籍調査室技能主査	企画財政部地籍調査室技能主査
市民生活部国保・高齢・介護健診課長	市民生活部特定健診課長
市民生活部国保・高齢・介護健診課副参事	市民生活部特定健診課副参事
市民生活部国保・高齢・介護健診課主席主査	市民生活部特定健診課主席主査
市民生活部国保・高齢・介護健診課主査	市民生活部特定健診課主査

商工部商工労働課企業集積促進室主席主査	商工部商工労働課主席主査
商工部商工労働課企業集積促進室主査	商工部商工労働課主査
建設部公園課公園施設管理センター参事	建設部公園課参事
建設部公園課公園施設管理センター主席主査	建設部公園課主席主査
建設部公園課公園施設管理センター技能主査	建設部公園課技能主査
建設部公園課公園施設管理センター技能主任	建設部公園課技能主任
都市整備部都市計画課交通政策室長	都市整備部交通政策課長
都市整備部都市計画課交通政策室副参事	都市整備部交通政策課副参事
都市整備部都市計画課交通政策室主席主査	都市整備部交通政策課主席主査
秋田公立美術工芸短期大学事務局総務課長	秋田公立美術工芸短期大学事務局管理課長
秋田公立美術工芸短期大学事務局総務課参事	秋田公立美術工芸短期大学事務局管理課参事
秋田公立美術工芸短期大学事務局総務課副参事	秋田公立美術工芸短期大学事務局管理課副参事
秋田公立美術工芸短期大学事務局総務課主席主査	秋田公立美術工芸短期大学事務局管理課主席主査
秋田公立美術工芸短期大学事務局総務課主査	秋田公立美術工芸短期大学事務局管理課主査
秋田公立美術工芸短期大学事務局学生課主席主査	秋田公立美術工芸短期大学事務局管理課主席主査
秋田公立美術工芸短期大学事務局学生課主査	秋田公立美術工芸短期大学事務局管理課主査

- 3 平成23年 3 月31日において、次の表の左欄に掲げる課、室又は所に勤務を命じられていた職員は、別に辞令を発せられないときは、同年 4 月 1 日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる課、室又は所に勤務を命じられたものとする。

左欄	右欄
企画調整部企画調整課	企画財政部企画調整課
企画調整部情報統計課	企画財政部情報統計課
企画調整部広報課	企画財政部広報広聴課
企画調整部市民相談室	市民相談センター
財政部財政課	企画財政部財政課
財政部契約課	総務部契約課
財政部管財課	総務部管財課
財政部市民税課	企画財政部市民税課
財政部資産税課	企画財政部資産税課
財政部納税課	企画財政部納税課
財政部納税課特別滞納整理室	企画財政部特別滞納整理課
未収金対策室	企画財政部特別滞納整理課
地籍調査室	企画財政部地籍調査室
市民生活部国保・高齢・介護健診課	市民生活部特定健診課

商工部商工労働課企業集積促進室	商工部商工労働課
建設部公園課公園施設管理センター	建設部公園課
都市整備部都市計画課交通政策室	都市整備部交通政策課
秋田公立美術工芸短期大学事務局総務課	秋田公立美術工芸短期大学事務局管理課
秋田公立美術工芸短期大学事務局学生課	秋田公立美術工芸短期大学事務局管理課

秋田市推進本部規則を廃止する規則をここに公布する。

平成23年 3 月17日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 3 号

秋田市推進本部規則を廃止する規則

秋田市推進本部規則（平成18年秋田市規則第 4 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

秋田市地域センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 4 号

秋田市地域センター規則の一部を改正する規則

秋田市地域センター規則（昭和57年秋田市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表秋田市寺内地域センターの項、秋田市将軍野地域センターの項および秋田市飯島地域センターの項を削る。

附 則

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

秋田市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 5 号

秋田市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市コミュニティセンター条例施行規則（昭和54年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条中第 1 号および第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号を削り、第 6 号を第 3 号とする。

附 則

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

秋田市自動交付機の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 6 号

秋田市自動交付機の設置に関する規則の一部を改正する規則

秋田市自動交付機の設置に関する規則（平成15年秋田市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条の表秋田市土崎支所の項を削り、同表に次のように加える。

秋田市北部市民サービスセンター	秋田市土崎港西五丁目3番1号
-----------------	----------------

第4条の表秋田市土崎支所の項を削り、同表に次のように加える。

秋田市北部市民サービスセンター	午前9時から午後7時まで	午前9時から午後5時まで
-----------------	--------------	--------------

附 則

この規則は、平成23年5月16日から施行する。

秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第7号

秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則
秋田市商工業振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「同項第8号」を「同項第9号」に改め、「。第3号において同じ」を削り、「又は第3号」を「、第3号又は第8号」に改め、同項第3号中「認定事業者」の次に「（条例第2条第1項第8号又は第9号に係る者を除く。）」を加え、同項第5号中「第2条第1項第8号」の次に「又は第9号」を加える。
別表に次の1表を加える。

ク 条例第2条第1項第8号に係る認定事業者

常時使用する従業員の数	1人	2人以上 4人以下	5人以上 9人以下	10人以上 14人以下	15人以上 19人以下	20人以上 24人以下	25人以上 29人以下	30人以上 34人以下	35人以上
投下固定資産総額									
1,000万円超 1億円以下	20.0%	22.5%	25.0%	27.5%	30.0%	32.5%	35.0%	37.5%	40.0%
1億円超 1億5,000万円以下	25.0%	27.5%	30.0%	32.5%	35.0%	37.5%	40.0%	40.0%	40.0%
1億5,000万円超 2億円以下	30.0%	32.5%	35.0%	37.5%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%
2億円超 2億5,000万円以下	35.0%	37.5%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%
2億5,000万円超	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成23年4月1日から施行する。
（経過措置）

- 改正後の秋田市商工業振興条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に操業を開始する事業を行う者について適用し、同日前に操業を開始した事業を行う者については、なお従前の例による。

秋田市児童館条例施行規則をここに公布する。

平成23年 3 月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第8号

秋田市児童館条例施行規則

（趣旨）

- 第1条 この規則は、秋田市児童館条例（平成16年秋田市条例第119号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（児童厚生員）

- 第2条 秋田市児童館（以下「児童館」という。）に、児童の遊びの指導および保護等を行うため、児童厚生員を置く。

（開館時間）

- 第3条 児童館の開館時間は、次項に定めるものを除き、午前8時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

- 2 秋田市旭南児童館および秋田市川尻児童センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

（1）次に掲げる日の開館時間は、午前8時30分から午後9時までとする。

でとする。

ア 土曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）を除く。）

イ 秋田市立小、中学校管理規則（昭和32年秋田市教委規則第2号）第2条第1項第3号から第6号までに規定する学校の休業日（日曜日および祝日法による休日を除く。）

ウ 次の表の左欄に掲げる児童館の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる小学校の開校記念日（日曜日を除く。）

左 欄	右 欄
秋田市旭南児童館	秋田市立旭南小学校
秋田市川尻児童センター	秋田市立川尻小学校

（2）前号に掲げる日以外の日の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

（休館日）

- 第4条 児童館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

（運営委員会の設置）

- 第5条 児童館の円滑な運営を図るため、運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の組織）

- 第6条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、地域内の児童の健全育成に関する諸機関および諸団体のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第7条 委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第8条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(幹事長および幹事)

第9条 委員会に幹事長および幹事若干人を置き、委員長が委員のうちから任命する。

2 幹事長および幹事は、委員長の命を受けて委員会の事務を処理する。

(委員会の所掌事務)

第10条 委員会は、おおむね次に掲げる事項を協議する。

(1) 児童館の運営についての具体的な計画に関すること。

(2) 児童館の管理に関すること。

(3) 児童の健全育成を図るための地域活動の推進に関すること。

(4) その他必要な事項

(帳簿)

第11条 児童館に、次に掲げる帳簿を備え付けておかねばならない。

(1) 児童館指導日誌

(2) 児童館使用受付簿

(3) 児童館使用申込・報告簿

(4) 児童館利用児童名簿

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 9 号

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（昭和36年秋田市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「私立学校」の次に「(幼稚園を除く。)」を加える。

附 則

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

地域審議会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第10号

地域審議会運営規則の一部を改正する規則

地域審議会運営規則（平成17年秋田市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「地域振興部地域振興課」を「当該地域審議会の所管区域の市民センター」に改める。

附 則

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

しあわせづくり秋田市民公聴条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第11号

しあわせづくり秋田市民公聴条例施行規則の一部を改正する規則

しあわせづくり秋田市民公聴条例施行規則（平成16年秋田市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 4 号および第 4 条第 4 号中「企画調整部市民相談室」を「企画財政部広報広聴課」に改める。

附 則

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行します。

秋田市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第12号

秋田市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

秋田市職員被服貸与規則（昭和29年秋田市規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表外勤の市民税課、資産税課および納税課の職員ならびに外勤の社会福祉主事の項中「および納税課」を「、納税課および特別滞納整理課」に改める。

附 則

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行します。

秋田市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第13号

秋田市職員安全衛生管理規則等の一部を改正する規則

(秋田市職員安全衛生管理規則の一部改正)

第 1 条 秋田市職員安全衛生管理規則（昭和63年秋田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 5 号の 3 まで」を「第 5 号の 4 まで」に改め、「、秋田市推進本部規則（平成18年秋田市規則第 4 号）第 3 条第 1 項に規定する本部長」を削る。

(秋田市市税条例施行規則の一部改正)

第 2 条 秋田市市税条例施行規則（平成10年秋田市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「財政部長」を「企画財政部長」に、「財政部次長」を「企画財政部次長」に改め、同条第 2 号中「財政部市民税課」を「企画財政部市民税課」に、「および納税課」を「、納税課および特別滞納整理課」に改める。

第 5 条第 1 項中「財政部長」を「企画財政部長」に改める。

第 7 条、第 8 条および第10条第 2 項中「納税課長」の次に「および特別滞納整理課長」を加える。

(秋田市消費生活条例施行規則の一部改正)

第 3 条 秋田市消費生活条例施行規則（平成10年秋田市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第28条中「市民生活部消費者センター」を「市民生活部市民相談センター」に改める。

附 則

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行します。

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第14号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則（昭和28年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第 3 条 2 第 2 項中「2 と」を「3 と」に改める。

第 4 条 の 9 第 1 項中「支所、」を削る。

第10条の 4 を削り、第10条の 5 を第10条の 4 とする。

別表第 1 調整基本額の欄中「9,700円」を「9,600円」に、「11,300円」を「11,200円」に改める。

附 則

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の 9 の改正規定は、同年 5 月16日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第15号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇給、昇給等の基準に関する規則（昭和32年秋田市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第18のエの表中

74	73
75	74
76	74
77	75
77	75
78	76
78	76
79	77
79	78
80	79
80	80
81	81
81	81
81	81
82	81
82	82
82	82
83	82
83	82
83	83
84	83
84	83
84	83

85	84
85	84
85	84
85	84
86	85
86	85
86	85
86	86
87	86
87	86
87	87
87	87
88	87

改める。

附 則

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

福祉事務所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第16号

福祉事務所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

福祉事務所長に対する事務委任に関する規則（昭和27年秋田市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 児童福祉法関係の項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とする。

附 則

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第17号

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

保健所長に対する事務委任に関する規則（平成 9 年秋田市規則第64号）の一部を次のように改正する。

別表中第 9 号を削り、第10項を第 9 項とし、第11項から第28項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

秋田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第18号

秋田市財務規則の一部を改正する規則

秋田市財務規則（平成 9 年秋田市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第71条第 1 項および第 2 項中「精算命令書」の次に「又は支出負担行為更正兼精算命令書」を加え、同条第 3 項および第 4 項中

「精算命令書」を「支出負担行為更正兼精算命令書」に改める。

第74条第1項および第2項中「精算命令書」の次に「又は支出負担行為更正兼精算命令書」を加え、同条第3項中「より精算命令書」の次に「又は支出負担行為更正兼精算命令書」を加え、「精算命令書」を「支出負担行為更正兼精算命令書」に改め、同条第4項中「精算命令書」を「支出負担行為更正兼精算命令書」に改め、同条第5項中「より精算命令書」の次に「又は支出負担行為更正兼精算命令書」を加え、「精算命令書に」を「支出負担行為更正兼精算命令書に」改める。

第99条第1項および第2項中「戻入命令書」を「支出負担行為更正兼戻入命令書」に改める。

第100条第2項中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号を削り、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 支出負担行為更正兼精算命令書

(7) 支出負担行為更正兼戻入命令書

第101号第1項中「戻入命令書」を「支出負担行為更正兼精算命令書、支出負担行為更正兼戻入命令書」に改める。

第235条第4項中「第109条第2項各号」を「第109条第2項第1号から第6号まで」に改め、同条第5項中「前項の規定により担保の提供」を「債権管理者は、担保の提供又は保証人の保証」に、「その他」を「その他の」に改める。

第238条第3項中「履行期限」を「履行延期」に改め、同条第5項中「前項」を「第235条第4項から第6項までの規定は、前項」に、「には、第109条第2項の規定を」を「について」に改める。

別表第1の2中

負担金、補助金及び交付金	国民健康保険事業会計における保険給付費、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金および共同安定化事業拠出金
	介護保険事業会計における保険給付費、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金および共同安定化事業拠出金

を

負担金、補助金及び交付金	国民健康保険事業会計における保険給付費、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金および共同安定化事業拠出金
	介護保険事業会計における保険給付費 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく後期高齢者医療広域連合に係る負担金および納付金

に

改め、同表扶助費の項中「第15条」の次に「、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条」を加える。

別表第2扶助費の項中「第15条」の次に「、学校教育法第19条」を加える。

別表第2の2中

「旅費」を

「旅費 概算払によるもの以外のもの」に

改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

秋田市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第19号

秋田市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市保育の実施に関する条例施行規則（昭和62年秋田市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1の備考の3中「初日」の次に「の前日」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市保育の実施に関する条例施行規則の規定は、平成23年4月分の徴収金額から適用し、同年3月分までの徴収金額については、なお従前の例による。

秋田市助産施設負担金徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第20号

秋田市助産施設負担金徴収規則の一部を改正する規則

秋田市助産施設負担金徴収規則（昭和63年秋田市規則第17号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出しおよび項番号を削る。

別表の備考の4の(1)のイ中「350,000円」を「390,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市助産施設負担金徴収規則の規定は、この規則の施行の日以後の出産から適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

秋田市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第21号

秋田市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

秋田市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成9年秋田市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第27条を第33条とする。

第26条第1項中「又は第3条」を「、第3条」に、「受けた者は」を「受けた者又は省令第12条の11の10もしくは第19条の規定により認定証の交付を受けた者は」に、「又は指定証」を「、指定証又は認定証」に改め、同条を第32条とし、第25条を第31条とし、第24条を第30条とする。

第23条第1項中「第12条の7の7第2項」を「第12条の7の17第2項」に改め、同条第2項中「第12条の7の7第4項」を「第12条の7の17第4項」に改め、同条第3項中「第12条の7の7第5項」を「第12条の7の17第5項」に改め、同条を第29条とする。

第22条中「第10条の10の2」を「第10条の10の3」に改め、同条を第28条とし、第18条から第21条までを6条ずつ繰り下げる。

第17条中「同条第7項」を「第8項」に改め、同条を第23条とし、第16条を第22条とし、第15条を第17条とし、同条の次に次の4条を加える。

（一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定申請書）

第18条 省令第5条の5の5第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定申請書とする。

（一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定証）

第19条 市長は、法第9条の2の4第1項の規定により一般廃棄物処理施設の熱回収施設設置者の認定をしたときは、一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定証を交付するものとする。

（一般廃棄物処理施設熱回収施設休廃止等届出書）

第20条 省令第5条の5の10第1項の届出書は、一般廃棄物処理施設熱回収施設休廃止等届出書とする。

（一般廃棄物処理施設熱回収報告書）

第21条 省令第5条の5の11第1項の報告書は、一般廃棄物処理施設熱回収報告書とする。

第14条を第16条とし、第10条から第13条までを2条ずつ繰り下げ、第9条の次に次の2条を加える。

（一般廃棄物処理施設定期検査申請書）

第10条 省令第4条の4の2の申請書は、一般廃棄物処理施設定期検査申請書とする。

（一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書）

第11条 省令第4条の4の4の検査の結果を通知する書面は、一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書とする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第22号

秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則（平成7年秋田市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中第10号を第12号とし、第6号から第9号まで2号ずつ繰り下げ、同条第5号中「運転資金および」を削り、同号を同条第7号とし、同条第4号の次に次の2号を加える。

(5) 新商品等開発資金 新製品、新技術および新役務（以下「新製品等」という。）の研究開発および商品化を行う中小企業者および組合等の運転資金および設備資金

(6) 農商工連携促進資金 農林漁業者と連携し、新製品等の研究開発および商品化を行う中小企業者および組合等の運転資

金および設備資金附則第3項（見出しを含む。）中「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

別表中

新分野 進出資 金	次の各号のいずれかに該当する者	1 貸付限度額 1,000万円
	(1) 中小企業者である会社であって、本市で新たに中小企業者である会社を設立して新分野の事業を開始する具体的計画を有するもの	2 貸付利率 年9.0パーセント以内 3 返済期限 7年以内（据置期間を含む。） 4 据置期間 1年以内 5 協会の保証の要否 必要
	(2) 会社が本市で新たに設立した新分野の事業を行う中小企業者である会社であって、その設立の日以後1年を経過していないもの	

を

新商品 等開発 資金	本市に1年以上事業所を有し、現に本市内で事業を営んでいる中小企業者又は組合等のうち、新製品等の研究開発および商品化を行う具体的計画を有するものであって、市税を完納しているもの	1 貸付限度額 3,000万円 2 貸付利率 年9.0パーセント以内 3 返済期限 10年以内（据置期間を含む。） 4 据置期間 1年以内 5 協会の保証の要否 必要
	農商工連携促進資金	1 貸付限度額 3,000万円 2 貸付利率 年9.0パーセント以内 3 返済期限 10年以内（据置期間を含む。） 4 据置期間 1年以内 5 協会の保証の要否 必要
新分野 進出資 金	次の各号のいずれかに該当する者	1 貸付限度額 1,000万円
	(1) 中小企業者である会社であって、本市で新たに中小企業者である会社を設立して新分野の事業を開始する具体的計画を有するもの	2 貸付利率 年9.0パーセント以内 3 返済期限 7年以内（据置期間を含む。） 4 据置期間 1年以内 5 協会の保証の要否 必要
	(2) 会社が本市で新たに設立した新分野の事業を行う中	

小企業者である会社であって、その設立の日以後1年を経過していないもの

(3) 本市に1年以上事業所を有し、現に本市内で事業を営んでいる中小企業者である会社のうち、次のいずれかに該当するものであって、市税を完納しているもの
ア 新分野の事業を開始する具体的計画を有するもの
イ 新分野の事業を開始した日以後1年を経過していないもの

に

第2条第4項中「支所」および「市民センター」を削る。
附 則
この規則は、平成23年 5 月16日から施行する。

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月17日

秋田市教育委員会

委員長 藤 井 正 人

秋田市教委規則第2号

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

第1条 秋田市教育委員会行政組織規則（平成3年秋田市教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項学事課の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第14までを1号ずつ繰り上げ、同条第1項スポーツ振興課の項中第15号を第16号とし、第10号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 古川町街区公園内のグラウンドに関すること。

第8条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、同項第14号中「児童館」を削り、同号を同項第13号とし、同項第15号中「青少年センター」を「勤労青少年ホーム」に改め、同号を同項第14号とし、同項第16号を同項第15号とする。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項に次の1号を加える。

(4) 勤労青少年ホームの予算経理に関すること。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第19条の2を削り、第19条の3を第19条の2とする。

第27条第1項の表第4号中「青少年センター」および「少年指導センター」を削り、同条第2項の表第7号中「青少年センター」および「少年指導センター」を削る。

第2条 秋田市教育委員会行政組織規則の一部を次のように改正する。

第8条第4項第13号中「視聴覚ライブラリー」を「將軍野高齢者学習センターおよび視聴覚ライブラリー」に改める。

第18条第1項第7号中「および秋田市將軍野高齢者学習センター」を削り、「土崎公民館」を「中央公民館」に改める。

附 則

この規則は、平成23年 4 月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年 5 月16日から施行する。

秋田市少年指導センター管理運営規則を廃止する規則をここに公布する。

平成23年 3 月17日

秋田市教育委員会

委員長 藤 井 正 人

秋田市教委規則第3号

秋田市少年指導センター管理運営規則を廃止する規則

秋田市少年指導センター管理運営規則（昭和49年秋田市教委規則第2号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成23年 4 月1日から施行する。

改める。

附 則

この規則は、平成23年 4 月1日から施行する。

庁 達**秋田市庁達第1号**

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市法令審査委員会規程の一部を次のように改正する。

平成23年 3 月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市法令審査委員会規程の一部を改正する庁達

秋田市法令審査委員会規程（昭和26年秋田市庁達第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「企画調整部長、財政部長」を「企画財政部長」に改め、「地域振興部長」を削り、「福祉保健部長」の次に「子ども未来部長」を加える。

附 則

この庁達は、平成23年 4 月1日から施行する。

教 委 規 則

秋田市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月17日

秋田市教育委員会

委員長 藤 井 正 人

秋田市教委規則第1号

秋田市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

秋田市教育委員会公告式規則（昭和31年秋田市教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

秋田市スポーツ施設管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月17日

秋田市教育委員会

委員長 藤 井 正 人

秋田市教委規則第 4 号

秋田市スポーツ施設管理運営規則の一部を改正する規則

秋田市スポーツ施設管理運営規則（平成16年秋田市教委規則第21号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「、秋田市立土崎体育館」を削る。
別表中

秋田市立体育館	1 月 4 日から 12月28日まで	午前 9 時から 午後 9 時まで	を
秋田市立土崎体育館			
秋田市立茨島体育館			
秋田市立河辺体育館			
秋田市立雄和体育館			
秋田市立雄和南体育館			

秋田市立体育館	1 月 4 日から 12月28日まで	午前 9 時から 午後 9 時まで	に
秋田市立茨島体育館			
秋田市立河辺体育館			
秋田市立雄和体育館			
秋田市立雄和南体育館			

改める。

附 則

この規則は、平成23年 5 月16日から施行する。

秋田市古川町街区公園グラウンド管理運営規則をここに公布する。

平成23年 3 月17日

秋田市教育委員会

委員長 藤 井 正 人

秋田市教委規則第 5 号

秋田市古川町街区公園グラウンド管理運営規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、古川町街区公園内のグラウンド（以下「グラウンド」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用期間および使用時間）

第 2 条 グラウンドの使用期間および使用時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

使用期間	使用時間
4 月 1 日から11月30日まで	午前 6 時から午後 9 時30分 まで

（使用の手続）

第 3 条 グラウンドを使用しようとする者は、使用許可申請書を教育委員会に提出し、使用許可書の交付を受け、使用の際これを係員に提示しなければならない。ただし、個人使用の場合その他教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

2 前項本文の規定により使用許可申請書を提出した者は、夜間照明設備を使用する場合は、当該夜間照明設備に係る使用料の

納付と同時に、同項本文の規定による使用許可書の交付を受けなければならない。

（使用の中止等の届出）

第 4 条 グラウンドの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用を中止し、又は使用の許可の内容を変更しようとするときは、その旨を速やかに教育委員会に届け出なければならない。

（使用の制限等）

第 5 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、グラウンドの使用を制限し、もしくは停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) グラウンドの施設又はその附属設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が使用させることを不適当と認めるとき。

（原状回復等）

第 6 条 使用者は、前条の規定により使用を停止され、もしくは使用の許可を取り消されたとき、又はグラウンドの施設もしくはその附属設備を損傷し、もしくは滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（使用者の遵守事項）

第 7 条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用の許可を受けた箇所以外に立ち入らないこと。
- (2) 器具、備品等は、係員の許可を受けた後これを搬出するものとし、その使用が終わったときは、直ちに清掃して指定の場所に返納し、係員の点検を受けること。
- (3) グラウンドの使用後は、清掃および整理整頓をし、係員の点検を受けること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

（職員の立入り）

第 8 条 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、使用施設にその職員を立ち入らせ、必要な指示を与えることができる。この場合において、使用者は、これを拒むことができない。

（委任）

第 9 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は平成23年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前になされた同日以後のグラウンドの使用に係る第 3 条の規定による許可に相当する行為は、同条の規定によりなされたものとみなす。

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月22日

秋田市教育委員会

委員長 藤 井 正 人

秋田市教委規則第 6 号

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する規則

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則（昭和58年秋田市教委規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表秋田市立上新城小学校、上新城中学校共同調理場の項を削る。

附 則

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

秋田市児童館管理運営規則を廃止する規則をここに公布する。
平成23年 3 月22日

秋田市教育委員会

委員長 藤 井 正 人

秋田市教委規則第 7 号

秋田市児童館管理運営規則を廃止する規則

秋田市児童館管理運営規則（昭和52年秋田市教委規則第 5 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

上下水道局管理規程

秋田市上下水道局分課および処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年 3 月23日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

秋田市上下水道局管理規程第 1 号

秋田市上下水道局分課および処務規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局分課および処務規程（昭和31年秋田市水道ガス局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表浄水課の項中「施設管理係 浄水係」を「浄水管理係」に改める。

附 則

この規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

秋田市訓令第 1 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市本庁、支所等相互間の戸籍事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 3 月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市本庁、支所等相互間の戸籍事務取扱規程の一部を改正する訓令

秋田市本庁、支所等相互間の戸籍事務取扱規程（昭和29年秋田市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市本庁、市民サービスセンター等相互間の戸籍事務取扱規程

第 1 条から第 3 条までの規定中「駅東サービスセンター、支所、市民サービスセンターおよび市民センター」を「市民サービスセンターおよび駅東サービスセンター」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年 5 月16日から施行する。

秋田市訓令第 2 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 3 月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第40号を第43号とし、第20号から第39号までを 3 号ずつ繰り下げ、第19号を第22号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

②) 報道官 組織規則第47条第 2 項に規定する報道官をいう。

第 2 条中第18号を第20号とし、第14号から第17号までを 2 号ずつ繰り下げ、第13号を第15号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

④) 福祉事務所副所長 組織規則第47条第 2 項に規定する福祉事務所副所長をいう。

第 2 条中第12号を第13号とし、第 9 号から第11号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 大学設置準備室長 組織規則第47条第 1 項に規定する大学設置準備室長をいう。

第 3 条第 1 項の表中

市場長および 所長	理事又は次 長（部の理 事および次 長を除く。）	主管課長	所の連絡調整 を行う課長
--------------	-----------------------------------	------	-----------------

を

市場長および 所長	理事、次長 又は福祉事 務所副所長 （部の理事 および次長 を除く。）	主管課長	所の連絡調整 を行う課長
大学設置準備 室長	次長（部の 次長を除く。）	参事又は 副参事	

に

改め、同表課長の項中「、参事」の次に「、報道官」を加え、同表中

短期大学事務 局長	短期大学事 務局次長	短期大学 事務局総 務課長	短期大学事務 局学生課長
--------------	---------------	---------------------	-----------------

を

短期大学事務 局長	短期大学事 務局次長	短期大学 事務局管 理課長	
--------------	---------------	---------------------	--

に

改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 福祉事務所長が不在の場合における前項の表の規定の適用については、第10条の 2 の規定による福祉事務所長の専決事項のうち、福祉保健部の主管に属する事項に限り福祉事務所の次長が、子ども未来部の主管に属する事項に限り福祉事務所副所長がそれぞれ代決することができる。

第 3 条中第 5 項を削り、第 4 項を第 6 項とし、第 3 項を第 5 項とし、同項の前に次の 2 項を加える。

3 第 1 項の規定にかかわらず、企画財政部長が不在のときは、第10条に規定する部長共通専決事項のうち主管に属する事項に

限り大学設置準備室長が、大学設置準備室長もともに不在のときは大学設置準備室の次長が代決することができる。

- 4 第1項の規定にかかわらず、市民生活部長が不在のときは、第10条に規定する部長共通専決事項のうち、市民サービスセンターの主管に属する事項に限り市民サービスセンター所長（市民サービスセンター所長が不在のときは市民サービスセンター副所長）が、プラザ管理室の主管に属する事項に限りプラザ管理室長（プラザ管理室長が不在のときはプラザ管理室の理事又は副理事）がそれぞれ代決することができる。

第8条中第15号を第16号とし、第4号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 債権の放棄に関する事。

第10条総務部長専決事項の項中第3号を第9号とし、第2号の次に次の6号を加える。

- (3) 1件の予定価格が、80万円を超え1,000万円未満の物品の購入および修繕に係る契約の契約方法および業者選定に関する事。
- (4) 1件の予定価格が、130万円を超え3,000万円未満の工事請負に係る契約の契約方法および業者選定に関する事。
- (5) 1件の予定価格が、50万円を超え1,000万円未満の測量、設計およびこれらに準ずる業務の委託に係る契約の契約方法および業者選定に関する事。
- (6) 1件の予定価格が、200万円以上500万円未満の動産および不動産（300万円未満の土地地区画整理事業に係る保留地を除く。）の処分にに関する事。
- (7) 賃貸借料年額換算50万円以上200万円未満の公有財産の貸付けに関する事。
- (8) 行政財産の用途の変更および廃止に関する事。

第10条企画調整部長専決事項の項を次のように改める。
企画財政部長専決事項

- (1) 起債および一時借入金に関する事。
- (2) 1件の金額が20万円未満の予備費の充当に関する事。
- (3) 1件の金額が20万円以上100万円未満の予算費用の流用のうち、各項および各目の金額の相互流用に関する事。
- (4) 1件の金額が20万円以上100万円未満の同一の目内における人件費に係る節（給料、職員手当等および共済費（賃金に係る共済費を除く。）をいう。以下同じ。）以外の節に係る予算費用の流用のうち、各細目、各細々目又は各節の金額の相互流用に関する事。
- (5) 1件30万円相当額以上の寄附金品の採納に関する事。
- (6) 市広報等の編集発行に関する事。
- (7) 新聞、ラジオおよびテレビの広報に関する事。
- (8) 広報映画の製作に関する事。
- (9) 税の賦課および減免に関する事。
- (10) 差押財産の売却に関する事。
- (11) 納税協力員の委嘱に関する事。
- (12) 徴税吏員および市税犯則事件調査吏員の委任ならびに固定資産評価補助員の選任に関する事。
- (14) 債権の放棄に係る議会への報告に関する事。

第10条財政部長専決事項の項を削り、同条市民生活部長専決事項の項第3号を次のように改める。

- (3) 地縁による団体からの申請に基づく認可等に関する事。

第10条市民生活部長専決事項の項中第4号から第7号までを削り、第8号を第4号とし、第9号から第11号までを4号ずつ繰り上げ、同項に次の4号を加える。

- (8) 小規模水道施設の給水装置の新設等に関する事。
- (9) 小規模水道施設に係る水道料金等の減免に関する事。
- (10) 小規模水道施設の給水停止等に関する事。
- (11) 計量器の立入検査および商品量目の取締りにに関する事。

第10条地域振興部長専決事項の項を削り、同条福祉保健部長専決事項の項中第1号および第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、同項の次に次のように加える。

子ども未来部長専決事項

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育の実施等に関する事。

第10条の2市場長および所長共通専決事項の項第3号中「別表第2の1の表第19号エ」を「別表第2の1の表第19号オ」に改め、同条福祉事務所長専決事項の項第1号中「（昭和22年法律第164号）」および「および第3項」を削り、「ならびに」を「および」に改め、同項に次の1号を加える。

- (2) 母子寡婦福祉資金の貸付けに係る償還金および違約金の徴収に関する事。

第10条の4第6号中「第29条の3第1項第44号」を「第25条第1項第44号」に改め、同条を第10条の5とし、第10条の3を第10条の4とし、同条の前に次の1条を加える。

（大学設置準備室長専決事項）

第10条の3 大学設置準備室長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 部長共通専決事項のうち、別表第1第1号から第4号までおよび第9号に関する事。
- (2) 課長共通専決事項に関する事。

第11条人事課長専決事項の項の次に次のように加える。

契約課長専決事項

- (1) 1件の金額が80万円以下の市長が別に指定する物品（以下「指定物品」という。）の指定に関する事。
- (2) 1件の予定価格が、80万円以下の指定物品以外の物品の購入および修繕に係る契約の契約方法および業者選定に関する事。
- (3) 1件の予定価格が、130万円以下の工事請負に係る契約の契約方法および業者選定に関する事。
- (4) 1件の予定価格が、50万円以下の測量、設計およびこれらに準ずる業務の委託に係る契約の契約方法および業者選定に関する事。
- (5) 指定物品以外の物品の購入および修繕に係る契約締結伺に関する事。
- (6) 工事請負に係る契約締結伺に関する事。
- (7) 測量、設計およびこれらに準ずる業務の委託に係る契約締結伺に関する事。
- (8) 不用物品の処分にに関する事。

管財課長専決事項

- (1) 庁舎および電話の使用管理に関する事。
- (2) 自動車（事業用の自動車を除く。）の配車および整備管理に関する事。
- (3) 1件の予定価格が、200万円未満の動産および不動産（土地地区画整理事業に係る保留地を除く。）の処分にに関する事。
- (4) 賃貸借料年額換算50万円未満の公有財産の貸付けに関する事。
- (5) 市長が別に指定する公共料金の支出命令に関する事。

第11条契約課長専決事項の項および管財課長専決事項の項を削り、同条納税課長および特別滞納整理室長専決事項の項中「納税

課長および特別滞納整理室長専決事項」を「納税課長専決事項」に改め、同項の次に次のように加える。

特別滞納整理課長専決事項

- (1) 税および公課（以下「税等」という。）の滞納処分および滞納処分の執行停止に関すること。
- (2) 税等の交付要求および参加差押に関すること。
- (3) 差押調書等の騰写の許可および謄本の請求ならびに裁判所および執行官に対する通知に関すること。
- (4) 税等の徴収猶予に関すること。
- (5) 税等の徴収嘱託および受託に関すること。

第11条生活総務課長専決事項の項中第 3 号から第 6 号までを次のように改める。

- (3) 地域センターおよびコミュニティセンター（他の所管に属するものを除く。）の管理に関すること。
 - (4) 雄和地区北部コミュニティ施設の管理に関すること。
 - (5) 河辺戸島ふるさとセンターの管理に関すること。
 - (6) 雄和中の沢多目的研修集会施設の管理に関すること。
- 第11条生活総務課長専決事項の項に次の 5 号を加える。
- (7) ふれあい交流館かわべの管理および使用許可に関すること。
 - (8) 雄和農林漁家婦人活動促進施設の管理に関すること。
 - (9) 雄和山村交流センターの管理に関すること。
 - (10) 雄和基幹集落センターの管理および使用許可に関すること。
 - (11) 雄和左手子交流センターの管理に関すること。

第11条市民課長専決事項の項第 5 号を削り、同条国保年金課長専決事項の項第 5 号を削り、同条収納推進室長専決事項の項に次の 1 号を加える。

- (5) 国民健康保険税の徴収嘱託および受託に関すること。

第11条駅東サービスセンター所長専決事項の項および地域振興課長専決事項の項を削り、同条地域活動センター所長専決事項の項の次に次のように加える。

市民相談センター所長専決事項

- (1) 計量検査所の管理に関すること。

駅東サービスセンター所長専決事項

- (1) 埋火葬許可に関すること。
- (2) 斎場の使用許可に関すること。

第11条障がい福祉課長専決事項の項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 地域活動支援センターの管理および使用許可に関すること。

第11条児童家庭課長専決事項の項を削り、同条保健総務課長専決事項の項に次の 1 号を加える。

- (2) 保健センターの管理および使用許可に関すること。

第11条保健予防課長専決事項の項を削り、同条健康管理課長専決事項の項第 2 号を削り、同項の次に次のように加える。

子ども総務課長専決事項

- (1) 母子生活支援施設の管理に関すること。
- (2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく事務処理に関すること。
- (3) 母子寡婦福祉資金の貸付審査に関すること。
- (4) 児童手当および子ども手当の受給資格および額の認定ならびに支出負担行為および支出命令に関すること。

子ども育成課長専決事項

- (1) 保育所の管理に関すること。
- (2) 私立学校（幼稚園に限る。）に係る助成に関すること。
- (3) 児童館の管理に関すること。

子ども健康課長専決事項

- (1) 母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく養育医療の給付に関すること。

- (2) 小児慢性特定疾患治療研究事業に関すること。

第11条観光物産課長専決事項の項第11号中「管理」の次に「および使用許可」を加え、同条都市計画課長専決事項の項の次に次のように加える。

交通政策課長専決事項

- (1) 放置自転車等の保管および返還に関すること。
- (2) 自転車等駐車場の管理および使用許可に関すること。

第11条短期大学事務局総務課長専決事項の項中「短期大学事務局総務課長専決事項」を「短期大学事務局管理課長専決事項」に改める。

第11条の 4 中「第 2 条第24号から第27号まで」を「第 2 条第27号から第30号まで」に改める。

第12条中「第 2 条第28号から第36号まで」を「第 2 条第31号から第39号まで」に改め、同条病院事務局局長専決事項の項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 第10条総務部長専決事項の項第 3 号、第 4 号、第 6 号および第 7 号ならびに企画財政部長専決事項の項第 3 号から第 5 号までに掲げる事項に関すること。

第12条病院事務局局長専決事項の項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とする。

第13条第 1 号中「第19号アからウまで」を「第19号アからエまで」に改める。

別表第 1 中「第10条の 3」を「第10条の 4」に改める。

別表第 2 の 1 の表第19号中カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、

イ 介護保険事業会計における保険給付費			○	を
---------------------	--	--	---	---

イ 介護保険事業会計における保険給付費			○	に
ウ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく後期高齢者医療広域連合に係る負担金および納付金			○	

改め、別表第 2 の 2 の表第 2 号から第 4 号まで規定中「財政部長」を「総務部長」に改め、別表第 2 の 4 の表第17号中カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、

イ 介護保険事業会計における保険給付費			○	を
---------------------	--	--	---	---

イ 介護保険事業会計における保険給付費			○	に
ウ 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合に係る負担金および納付金			○	

改め、別表第 2 の 5 の表第 1 号、第 2 号および第 4 号中「財政部長」を「企画財政部長」に改め、別表第 2 の 6 の表第 1 号および第 3 号中「財政部長」を「総務部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

秋田市訓令第 3 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 3 月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令

秋田市副市長事務分掌規程（平成14年秋田市訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「企画調整部、財政部」を「企画財政部」に改め、「、地域振興部」を削り、「市勢活性化推進本部」を「子ども未来部、都市整備部」に改め、同条第 2 号中「、都市整備部」を削る。

附 則

この訓令は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

秋田市訓令第 4 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

庁舎管理規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 3 月29日

秋田市長 穂 積 志

庁舎管理規程等の一部を改正する訓令

（庁舎管理規程の一部改正）

第 1 条 庁舎管理規程（昭和33年秋田市訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「財政部管財課」を「総務部管財課」に改める。

第 3 条第 1 項中「財政部管財課長」を「総務部管財課長」に改める。

（秋田市公舎使用規程の一部改正）

第 2 条 秋田市公舎使用規程（昭和34年秋田市訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「財政部長」を「総務部長」に改める。

（秋田市行政審議委員会規程の一部改正）

第 3 条 秋田市行政審議委員会規程（昭和40年秋田市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「企画調整部長、財政部長」を「企画財政部長」に改め、「、地域振興部長」を削り、「保健所長」の次に「、子ども未来部長」を加え、「、市勢活性化推進本部長」を削る。

第 6 条第 1 項中「企画調整部次長」を「企画財政部次長」に、「もの」を「者」に改める。

（秋田市アメリカシロヒトリ防除対策会議規程の一部改正）

第 4 条 秋田市アメリカシロヒトリ防除対策会議規程（昭和48年秋田市訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「企画調整部長、企画調整部市民相談室長」を削り、「市民生活部生活総務課長」の次に「、市民生活部市民相談センター所長」を加え、「建設部公園課公園施設管理センター所長」を「建設部公園課施設担当課長」に改める。

（秋田市不動産評価審査委員会規程の一部改正）

第 5 条 秋田市不動産評価審査委員会規程（昭和48年秋田市訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「財政部長」を「企画財政部長」に改める。

第 8 条中「財政部管財課」を「総務部管財課」に改める。

（秋田市自動車管理規程の一部改正）

第 6 条 秋田市自動車管理規程（昭和55年秋田市訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「財政部長」を「総務部長」に改める。

第 6 条中「財政部管財課長」を「総務部管財課長」に改める。

第12条第 2 項中「財政部長」を「総務部長」に改める。

（秋田市職員服務規程の一部改正）

第 7 条 秋田市職員服務規程（平成 7 年秋田市訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第13条第 3 項中「秋田公立美術工芸短期大学事務局総務課長」を「秋田公立美術工芸短期大学事務局管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

秋田市訓令第 5 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 3 月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市公印規程の一部を改正する訓令

秋田市公印規程（昭和32年秋田市訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表の表第18号中「地域振興課長」を「生活総務課長」に改め、同表中第34号を削り、第35号を第34号とし、第36号から第38号までを 1 号ずつ繰り上げ、同表第39号中「総務課長」を「管理課長」に改め、同号を同表第38号とし、同表第40号中「総務課長」を「管理課長」に改め、同号を同表第39号とし、同表第41号中「総務課長」を「管理課長」に改め、同号を同表第40号とし、同表第42号中「学生課長」を「管理課長」に改め、同号を同表第41号とし、同表第43号中

総務課長	1	を	管理課長	1
学生課長	1			

改め、同号を同表第42号とし、同表第44号中「総務課長」を「管理課長」に改め、同号を同表第43号とし、同表第45号中「総務課長」を「管理課長」に改め、同号を同表第44号とし、同表第46号中「総務課長」を「管理課長」に改め、同号を同表第45号とし、同表第47号中「総務課長」を「管理課長」に改め、同号を同表第46号とし、同表第48号中「総務課長」を「管理課長」に改め、同号を同表第47号とし、同表第49号中「総務課長」を「管理課長」に改め、同号を同表第48号とし、同表中第50号から第65号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表の公印のひな形中㉔を削り、㉕を㉔とし、㉖から㉗までを㉕から㉔までとする。

附 則

この訓令は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

教 委 訓 令

秋田市教委訓令第 1 号

教 育 委 員 会
関 係 各 所

秋田市少年指導センターの指導実施に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成23年 3 月30日

秋田市教育委員会

委員長 藤 井 正 人

秋田市少年指導センターの指導実施に関する規程を廃止する訓令

秋田市少年指導センターの指導実施に関する規程（昭和53年秋田市教委訓令第2号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

告 示

秋田市告示第36号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成23年 3 月 9 日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 10台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成23年 2 月 2 日から同月26日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成23年 3 月23日から同年 9 月23日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第37号

次の市税充当済通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第

20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該市税充当済通知書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年 3 月 9 日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

秋田市仁井田新田一丁目13番7号 堀 井 鐵太郎

秋田市仁井田新田一丁目13番7号 堀 井 禮 子

2 送達する書類名

市税充当済通知書 各1通

秋田市告示第38号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年 3 月10日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成22年度第6期および第7期国民健康保険税督促状

秋田市告示第39号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年 3 月11日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成18年度、平成19年度、平成20年度、平成21年度および平成22年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第40号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、八橋運動公園陸上競技場、硬式野球場、相撲場、球技場、第2球技場、テニスコートおよび多目的グラウンドの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年 3 月11日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市八橋南一丁目8番2号

社団法人 秋田市シルバー人材センター

理事長職務代行者

副理事長 高 橋 善 健

2 委託期間

平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

秋田市告示第41号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、北野田公園アリーナおよびテニスコートの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成23年 3 月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝 1 番地 1
財団法人 秋田市総合振興公社
理事長 多 田 正 明
- 2 委託期間
平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

秋田市告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成23年 3 月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
沖村自治会
- 2 認可年月日
平成14年 5 月29日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 堀 井 良 美
秋田市雄和和田草川字沖村42番地
変更後 堀 井 秀 夫
秋田市雄和和田草川字沖村123番地
- 4 変更年月日
平成23年 3 月 6 日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第43号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第 1 項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成23年 3 月16日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市桜二丁目33番 9 号	藤原 和義
秋田市旭南三丁目 2 番60号	堀 敏廣
秋田市榎山登町12番 3 棟302号	三平 泉
秋田市牛島西二丁目 5 番 3 号	柳原 良司
秋田市榎山川口境22番12号 秋田至仁会	渡辺 利則
秋田市川元小川町 4 番18号	渡辺 幸子
秋田市川元小川町 4 番18号	渡辺 勇藏

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第 6 条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第 5 条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません。（行政不服審査法第20条）

- (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して 3 箇月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。
- (2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。（行政事件訴訟法第 8 条）
- (1) 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6 箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第44号

次の市税督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達ができなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該市税督促状は、財政部納税課に保管し、送達を受けべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年 3 月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成21年度市税督促状
平成22年度市税督促状

秋田市告示第45号

次の市税充当済通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該市税充当済通知書は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年 3 月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
矢 後 啓 子 秋田市新屋比内町 3 番11号
- 2 送達する書類名
市税充当済通知書

秋田市告示第46号

次の書類は、その送達を受けべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2

の規定に基づき公示送達する。

なお、当該書類は財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年 3 月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
秋田市外旭川字南沢119番地 2 関 谷 稔
- 2 送達すべき書類の名称
平成22年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第47号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年 3 月17日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市新藤田字大所84番地	鎌田 文春
秋田市茨島六丁目 1 番34号 渡辺キノ方	相場 鑑一

（教示）

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。
さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません。（行政不服審査法第20条）
(1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。
(2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。（行政事件訴訟法第8条）
(1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第48号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定に基づき、平成23年度固定資産税に係る土地又は家屋について、土地課税台帳、家屋課税台帳等に登録された価格を他の価格と比較する

ことのできる土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を、次により関係者の縦覧に供するので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年 3 月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧期間 平成23年 4 月 1 日から同年 5 月31日まで
（ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。）
- 2 縦覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで
- 3 縦覧の場所および内容

場 所	内 容
資産税課 河辺市民センター 雄和市民センター	土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿

秋田市告示第49号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田駅西地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年 3 月17日

秋田市長 穂 積 志

受託者の所在地および氏名

秋田市山王三丁目 1 番 7 号
株式会社友愛ビルサービス
代表取締役 小 畑 悟

秋田市告示第50号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、アトリオン広場地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年 3 月17日

秋田市長 穂 積 志

受託者の所在地および氏名

秋田市山王三丁目 1 番 7 号
株式会社友愛ビルサービス
代表取締役 小 畑 悟

秋田市告示第51号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田駅東自転車等駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年 3 月17日

秋田市長 穂 積 志

受託者の所在地および氏名

秋田市寺内蛭根三丁目24番31号
企業組合秋田中高年雇用福祉事業団
代表理事 橋 村 孝 志

秋田市告示第52号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、自転車等撤去保管手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年 3 月17日

秋田市長 穂 積 志

受託者の所在地および氏名

秋田市寺内蛭根三丁目24番31号

企業組合秋田中高年雇用福祉事業団

代表理事 橋 村 孝 志

秋田市告示第53号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

平成23年 3 月17日

秋田市長 穂 積 志

医師名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
三浦忠俊	御野場病院	リハビリテーション科	音声・言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由
姜 和哲	かん眼科	眼科 小児眼科	視覚障害

秋田市告示第54号

地方自治法（昭和22年政令第67号）第235条第2項の規定により定めた本市収納代理金融機関の店舗統廃合を次のとおりとするので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項の規定により告示する。

平成23年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

1 店舗統廃合

廃止店舗名 新あきた農業協同組合 四ツ小屋支店
（金融機関コード3810-009）

秋田市四ツ小屋字東泉寺147番地2
（電話番号018-839-2825）

継承店舗名 新あきた農業協同組合 南支店
（金融機関コード3810-024）

秋田市四ツ小屋字東泉寺147番地2
（電話番号018-839-2259）

廃止店舗名 新あきた農業協同組合 寺内支店
（金融機関コード3810-004）

秋田市寺内児桜一丁目5番38号
（電話番号018-845-1088）

継承店舗名 新あきた農業協同組合 北支店
（金融機関コード3810-002）

秋田市飯島西袋一丁目2番1号
（電話番号018-845-1739）

廃止店舗名 新あきた農業協同組合 川尻支店
（金融機関コード3810-016）

秋田市川尻上野町1番57号
（電話番号018-862-6330）

継承店舗名 新あきた農業協同組合 秋田県農協ビル支店
（金融機関コード3810-017）

秋田市八橋南二丁目10番16号
（電話番号018-864-2541）

廃止店舗名 新あきた農業協同組合 大正寺支店
（金融機関コード3810-026）

秋田市雄和新波字本屋敷1番地1

（電話番号018-887-2211）

継承店舗名 新あきた農業協同組合 雄和支店
（金融機関コード3810-025）

秋田市雄和石田字中大部3番地
（電話番号018-886-3111）

廃止店舗名 新あきた農業協同組合 岩見三内支店
（金融機関コード3810-029）

秋田市河辺三内字道山3番地4
（電話番号018-883-2011）

継承店舗名 新あきた農業協同組合 河辺支店
（金融機関コード3810-027）

秋田市河辺北野田高屋字上前田表60番地1
（電話番号018-882-2711）

2 店舗統廃合に伴う住所変更

対象店舗名 新あきた農業協同組合 南支店
（金融機関コード3810-024）

変更前 秋田市仁井田本町四丁目6番16号
（電話番号018-839-2259）

変更後 秋田市四ツ小屋字東泉寺147番地2
（電話番号018-839-2259）

3 店舗統廃合および住所変更年月日

平成23年 4 月23日

秋田市告示第55号

地方自治法（昭和22年政令第67号）第235条第2項の規定により定めた本市収納代理金融機関の店舗統廃合を次のとおりとするので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項の規定により告示する。

平成23年 3 月22日

秋田市長 穂 積 志

1 店舗統廃合

廃止店舗名 東北労働金庫 秋田駅前支店
（金融機関コード2954-102）

秋田市中通六丁目7番36号

継承店舗名 東北労働金庫 秋田支店
（金融機関コード2954-103）

秋田市山王四丁目4番13号

2 店舗統廃合年月日

平成23年 4 月18日

秋田市告示第56号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分した予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成23年 3 月22日

秋田市長 穂 積 志

専決第1号

専 決 処 分 書

平成22年度秋田市一般会計補正予算（第7号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成23年 1 月12日

秋田市長 穂 積 志

平成22年度秋田市一般会計補正予算（第7号）

平成22年度秋田市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127,191,874千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		千円 21,260,783	千円 400,000	千円 21,660,783
	1 地方交付税	21,260,783	400,000	21,660,783
歳 入	合 計	126,791,874	400,000	127,191,874

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土 木 費		千円 14,882,770	千円 400,000	千円 15,282,770
	2 道路橋りょう費	3,970,856	400,000	4,370,856
歳 出	合 計	126,791,874	400,000	127,191,874

秋田市告示第57号

平成23年3月7日の「平成23年2月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成23年3月22日

秋田市長 穂 積 志

平成22年度秋田市一般会計補正予算（第11号）

平成22年度秋田市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,802,855千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132,494,729千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並

びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(繰越明許費の補正)

第3条 繰越明許費の補正は、「第3表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の補正は、「第4表 債務負担行為補正」による。

(市債の補正)

第5条 市債の変更は、「第5表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		千円 42,613,139	千円 874,030	千円 43,487,169
	1 市民税	17,531,660	790,328	18,321,988
	2 固定資産税	21,240,725	132,715	21,373,440
	3 軽自動車税	482,710	△2,649	480,061
	4 市たばこ税	1,861,599	△23,364	1,838,235

	5 鉱産税	12,093	△3,771	8,322
	7 入湯税	29,922	1,279	31,201
	8 事業所税	1,454,428	△20,508	1,433,920
2 地方譲与税		1,015,657	25,902	1,041,559
	1 地方揮発油譲与税	267,573	12,759	280,332
	2 自動車重量譲与税	697,197	1,283	698,480
	3 特別とん譲与税	16,274	5,665	21,939
	4 航空機燃料譲与税	34,613	6,195	40,808
3 利子割交付金		126,337	△5,588	120,749
	1 利子割交付金	126,337	△5,588	120,749
4 配当割交付金		9,176	12,881	22,057
	1 配当割交付金	9,176	12,881	22,057
5 株式等譲渡所得割交付金		6,209	3,803	10,012
	1 株式等譲渡所得割交付金	6,209	3,803	10,012
6 地方消費税交付金		2,798,275	474,295	3,272,570
	1 地方消費税交付金	2,798,275	474,295	3,272,570
7 ゴルフ場利用税交付金		67,713	1,201	68,914
	1 ゴルフ場利用税交付金	67,713	1,201	68,914
8 自動車取得税交付金		160,109	21,838	181,947
	1 自動車取得税交付金	160,109	21,838	181,947
10 地方特例交付金		309,354	144,095	453,449
	1 地方特例交付金	309,354	144,095	453,449
11 地方交付税		23,160,783	1,169,891	24,330,674
	1 地方交付税	23,160,783	1,169,891	24,330,674
15 国庫支出金		19,836,448	549,729	20,386,177
	1 国庫負担金	14,694,149	50,440	14,744,589
	2 国庫補助金	5,014,225	499,289	5,513,514

16 県支出金		7,569,599	96,002	7,665,601
	1 県負担金	2,793,492	86,947	2,880,439
	2 県補助金	3,952,867	9,055	3,961,922
17 財産収入		266,630	6,980	273,610
	1 財産運用収入	219,629	6,980	226,609
18 寄附金		3	1,589	1,592
	1 寄附金	3	1,589	1,592
19 繰入金		4,606,622	40,662	4,647,284
	1 特別会計繰入金	105,891	46,502	152,393
	2 基金繰入金	4,500,731	△5,840	4,494,891
21 諸収入		6,491,097	14,445	6,505,542
	1 延滞金、加算金及び過料	19,674	8,440	28,114
	3 貸付金元利収入	5,442,249	6,005	5,448,254
22 市債		14,925,600	371,100	15,296,700
	1 市債	14,925,600	371,100	15,296,700
歳 入 合 計		128,691,874	3,802,855	132,494,729

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 18,672,830	千円 2,193,941	千円 20,866,771
	1 総務管理費	16,247,497	2,193,941	18,441,438
3 民 生 費		40,601,941	693,884	41,295,825
	1 社会福祉費	17,124,160	691,805	17,815,965
	2 児童福祉費	13,930,939	2,079	13,933,018
4 衛 生 費		12,419,034	△223,030	12,196,004
	1 環境衛生費	2,402,338	△92,751	2,309,587
	3 清掃費	6,200,103	△130,391	6,069,712
	4 病院費	1,234,941	112	1,235,053

6 農林水産業費		2,034,564	△9,429	2,025,135
	1 農業費	1,112,433	14,654	1,127,087
	2 農業集落排水費	545,010	△24,083	520,927
7 商 工 費		6,461,938	19,000	6,480,938
	1 商工費	6,461,938	19,000	6,480,938
8 土 木 費		16,782,770	252,706	17,035,476
	2 道路橋りょう費	5,870,856	101,722	5,972,578
	5 都市計画費	4,528,758	147,170	4,675,928
	7 住宅費	579,554	3,814	583,368
9 消 防 費		3,524,704	72,965	3,597,669
	1 消防費	3,524,704	72,965	3,597,669
10 教 育 費		11,261,583	712,593	11,974,176
	2 小学校費	2,928,242	250,905	3,179,147
	3 中学校費	1,855,253	393,232	2,248,485
	4 高等学校費	793,392	66,000	859,392
	5 社会教育費	2,155,385	10	2,155,395
	6 保健体育費	534,744	29	534,773
	8 短期大学費	757,361	2,417	759,778
12 公 債 費		15,544,445	90,225	15,634,670
	1 公債費	15,544,445	90,225	15,634,670
歳 出 合 計		128,691,874	3,802,855	132,494,729

第2表 継続費補正

(単位：千円)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	北部市民サービスセンター (仮称) 整備事業	2,764,932	平成21年度	267,707	2,745,923	平成21年度	267,707
				平成22年度	2,463,347		平成22年度	2,447,456
				平成23年度	33,878		平成23年度	30,760

4 衛生費	1 環境衛生費	斎場改築事業	2,332,927	平成21年度	101,308	2,223,223	平成21年度	101,308
				平成22年度	1,766,379		平成22年度	1,668,187
				平成23年度	434,260		平成23年度	423,283
				平成24年度	30,980		平成24年度	30,445
	3 清掃費	焼却施設更新事業	6,786,852	平成21年度	571,900	6,775,941	平成21年度	571,900
				平成22年度	2,162,716		平成22年度	2,034,415
				平成23年度	2,277,300		平成23年度	2,394,690
				平成24年度	1,774,936		平成24年度	1,774,936

第3表 繰越明許費補正
(追 加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	公共施設 A E D 整備経費	5,812
		中通一丁目地区市街地再開発事業	199,770
		コミュニティセンター等耐震補強事業	9,450
3 民生費	1 社会福祉費	河辺総合福祉交流センター設備改修事業	57,960
	2 児童福祉費	児童手当システム改修経費	2,079
4 衛生費	1 環境衛生費	大気環境測定局舎更新経費	5,441
6 農林水産業費	1 農業費	県営土地改良施設等整備事業負担金	30,095
7 商工費	1 商工費	大森山動物園会計繰出金	19,000
8 土木費	1 土木管理費	県施行急傾斜地崩壊対策事業負担金	7,480
	2 道路橋りょう費	中野笠岡線外 5 路線道路維持修繕事業	80,000
		南部中央線幹線道路整備事業	1,500
	5 都市計画費	県施行街路事業負担金	50,008
		子育て・学び・文化サテライト（仮称）整備事業	83,100
		太平山リゾート公園等施設改修経費	29,100
		公園遊具施設長寿命化等整備事業	5,000
	7 住宅費	既設市営住宅改修経費	8,276
9 消防費	1 消防費	消防団器具置場改築事業	27,933
		城東消防署耐震補強等事業	45,032
10 教育費	2 小学校費	東小学校大規模改造事業	148,170
		小学校施設等改修経費	95,066
		小学校地上デジタル放送整備経費	7,669

3 中学校費	土崎中学校増改築等事業	298,915
	下浜中学校大規模改造事業	74,634
	中学校施設等改修経費	18,510
	中学校地上デジタル放送整備経費	1,173
4 高等学校費	秋田商業高等学校耐震補強等事業	66,000

(変 更)

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額		
			補正前の額	補 正 額	計
8 土 木 費	5 都市計画費	土地区画整理会計繰出金	273,850	41,850	315,700

第4表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
ス ポ ー ツ ホ ー ム タ ウ ン 構 想 推 進 事 業	平成22年度～平成23年度	32,845
住 民 情 報 シ ス テ ム 改 修 事 業	平成22年度～平成23年度	110,502
後 期 高 齢 者 健 康 診 査 事 業 委 託 経 費 等	平成22年度～平成23年度	3,061
障 が い 者 福 祉 関 連 サ ー ビ ス 委 託 経 費 等	平成22年度～平成23年度	50,547
児 童 福 祉 関 連 サ ー ビ ス 委 託 経 費 等	平成22年度～平成23年度	164,783
夜 間 休 日 応 急 診 療 所 関 係 経 費	平成22年度～平成23年度	67,208
保 健 予 防 関 連 事 業 委 託 経 費 等	平成22年度～平成23年度	258,395
健 康 管 理 関 連 事 業 委 託 経 費 等	平成22年度～平成23年度	801,619
中 小 企 業 福 利 厚 生 制 度 調 査 業 務 委 託 経 費	平成22年度～平成23年度	15,671
離 職 者 緊 急 雇 用 相 談 支 援 業 務 委 託 経 費	平成22年度～平成23年度	10,664
竿 燈 ま つ り 調 査 経 費	平成22年度～平成23年度	9,388
河 辺 ・ 雄 和 地 区 体 験 型 観 光 資 源 発 掘 事 業	平成22年度～平成23年度	7,159
観 光 情 報 等 充 実 経 費	平成22年度～平成23年度	58,872
観 光 案 内 態 勢 整 備 等 事 業	平成22年度～平成23年度	16,201
観 光 戦 略 プ ラ ン 構 築 事 業	平成22年度～平成23年度	5,701
コ ン ベ ン シ ョ ン 誘 致 推 進 事 業	平成22年度～平成23年度	2,541
道 の 駅 「 あ き た 港 」 に ぎ わ い 創 出 事 業	平成22年度～平成23年度	12,316

地 域 特 産 品 等 販 売 促 進 経 費	平成22年度～平成23年度	9,087
あ き た 市 民 農 楽 校 開 催 経 費	平成22年度～平成23年度	8,157
農 村 資 源 活 用 促 進 経 費	平成22年度～平成23年度	8,150
旧 交 通 局 東 営 業 所 土 地 借 上 料	平成22年度～平成23年度	5,514
ま ち の 駅 推 進 モ デ ル 事 業	平成22年度～平成23年度	16,380
秋 田 駅 周 辺 に ぎ わ い づ く り 推 進 事 業	平成22年度～平成23年度	5,372
市 民 ス ポ ー ツ 活 動 普 及 振 興 業 務 委 託 経 費	平成22年度～平成23年度	17,710
ス ポ ー ツ 振 興 マ ス タ ー プ ラ ン 策 定 等 業 務 委 託 経 費	平成22年度～平成23年度	10,397
放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業	平成22年度～平成23年度	66,759
放 課 後 子 ど も プ ラ ン 児 童 受 入 促 進 事 業	平成22年度～平成23年度	3,149
美 術 館 施 設 整 備 等 経 費	平成22年度～平成23年度	53,175
施 設 設 備 管 理 費 及 び 機 器 使 用 料 等 (平 成 2 2 年 度 設 定 人 事 課 分)	平成22年度～平成23年度	8,906
同 上 (平 成 2 2 年 度 設 定 国 保 年 金 課 分)	平成22年度～平成23年度	705

(変 更)

(単位：千円)

事 項	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	計
老 人 福 祉 関 連 サ ー ビ ス 委 託 経 費 等	13,197	88,239	101,436
施 設 設 備 管 理 費 及 び 機 器 使 用 料 等 (平 成 2 2 年 度 設 定 文 書 法 制 課 分)	2,909	575	3,484
同 上 (平 成 2 2 年 度 設 定 東 京 事 務 所 分)	11,445	3,200	14,645
同 上 (平 成 2 2 年 度 設 定 市 民 税 課 分)	7,852	291	8,143
同 上 (平 成 2 2 年 度 設 定 市 民 課 分)	16,815	121	16,936
同 上 (平 成 2 2 年 度 設 定 地 域 振 興 課 分)	64,705	398	65,103
同 上 (平 成 2 2 年 度 設 定 福 祉 総 務 課 分)	141,194	423	141,617
同 上 (平 成 2 2 年 度 設 定 議 会 事 務 局 分)	2,866	50	2,916

第5表 市債補正

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
総 務 費	2,357,600	△10,300	2,347,300			
社 会 福 祉 費	67,500	63,300	130,800			

環 境 衛 生 費	1,776,600	△93,200	1,683,400
清 掃 費	1,405,200	△107,700	1,297,500
農 業 費	95,800	10,500	106,300
道 路 橋 り ょ う 費	1,040,100	36,000	1,076,100
土 地 区 画 整 理 費	834,900	30,200	865,100
住 宅 費	117,700	△5,800	111,900
消 防 費	96,500	21,500	118,000
小 学 校 費	323,400	139,300	462,700
中 学 校 費	317,500	287,300	604,800
計	14,925,600	371,100	15,296,700

平成22年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第3号）
 平成22年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第3号）は、
 次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,780千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,535,472千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金		千円 451,280	千円 36,630	千円 487,910
	1 国庫補助金	451,280	36,630	487,910
4 繰 入 金		1,003,920	29,970	1,033,890
	1 繰入金	1,003,920	29,970	1,033,890
5 繰 越 金		52,000	△40,820	11,180
	1 繰越金	52,000	△40,820	11,180
歳 入 合 計		1,509,692	25,780	1,535,472

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事 業 費		千円 1,507,192	千円 25,780	千円 1,532,972
	1 土地区画整理費	1,507,192	25,780	1,532,972

歳 出 合 計	1,509,692	25,780	1,535,472
---------	-----------	--------	-----------

第 2 表 繰越明許費補正

(変 更)

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額		
			補正前の額	補 正 額	計
1 事 業 費	1 土地区画整理費	秋田駅東第三地区土地区画整理事業	300,200	78,000	378,200
		秋田駅西北地区土地区画整理事業	116,000	15,000	131,000

平成22年度秋田市市有林会計補正予算（第 2 号）

平成22年度秋田市の市有林会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ861千円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135,199千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 財 産 収 入		千円 3,415	千円 861	千円 4,276
	2 財産売払収入	4	641	645
	3 分収林収入	2	220	222
歳 入 合 計		134,338	861	135,199

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 諸 支 出 金		千円 1,037	千円 861	千円 1,898
	1 分収交付金	1,037	861	1,898
歳 出 合 計		134,338	861	135,199

平成22年度秋田市市営墓地会計補正予算（第 1 号）

平成22年度秋田市の市営墓地会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

第 1 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施 設 設 備 管 理 費 及 び 機 器 使 用 料 等 (平 成 22 年 度 設 定)	平成22年度～平成23年度	1,479

平成22年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第 3 号）

平成22年度秋田市の大森山動物園会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ440,104千円と

する。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規

定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		千円 332,407	千円 19,000	千円 351,407
	1 繰入金	332,407	19,000	351,407
歳 入 合 計		421,104	19,000	440,104

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 事 業 費		千円 1,400	千円 19,000	千円 20,400
	1 動物園施設整備費	1,400	19,000	20,400
歳 出 合 計		421,104	19,000	440,104

第2表 繰越明許費

（単位：千円）

款	項	事 業 名	金 額
4 事 業 費	1 動物園施設整備費	動物園施設等整備事業	19,000

第3表 債務負担行為補正

（追 加）

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
排 泄 物 有 効 活 用 調 査 経 費	平成22年度～平成23年度	10,554

平成22年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

平成22年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ960,206千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,708,235千円とする。

- 2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度

額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		千円 6,089,854	千円 △61,492	千円 6,028,362
	1 国民健康保険税	6,089,854	△61,492	6,028,362
3 国庫支出金		7,161,924	384,402	7,546,326
	1 国庫負担金	5,077,796	128,045	5,205,841
	2 国庫補助金	2,084,128	256,357	2,340,485
4 療養給付費交付金		2,005,345	△164,730	1,840,615
	1 療養給付費交付金	2,005,345	△164,730	1,840,615
5 前期高齢者交付金		8,419,745	△108,029	8,311,716
	1 前期高齢者交付金	8,419,745	△108,029	8,311,716
6 県支出金		1,420,902	△49,669	1,371,233
	1 県負担金	247,414	△7,129	240,285
	2 県補助金	1,173,488	△42,540	1,130,948
7 共同事業交付金		4,722,008	△49,432	4,672,576
	1 共同事業交付金	4,722,008	△49,432	4,672,576
9 繰入金		1,923,029	259,027	2,182,056
	1 一般会計繰入金	1,923,029	259,027	2,182,056
10 繰越金		1	746,341	746,342
	1 繰越金	1	746,341	746,342
11 諸収入		3,950	3,788	7,738
	3 雑入	2,515	3,788	6,303
歳 入 合 計		31,748,029	960,206	32,708,235

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 192,716	千円 74,647	千円 267,363
	1 総務管理費	72,830	76,299	149,129

	2 徴税費	117,378	△1,652	115,726
2 保険給付費		21,889,446	311,624	22,201,070
	1 療養諸費	19,596,723	317,084	19,913,807
	2 高額療養費	2,174,211	0	2,174,211
	4 出産育児諸費	93,710	△5,460	88,250
3 後期高齢者支援金等		3,047,850	89,804	3,137,654
	1 後期高齢者支援金等	3,047,850	89,804	3,137,654
4 前期高齢者納付金等		5,564	△182	5,382
	1 前期高齢者納付金等	5,564	△182	5,382
5 老人保健拠出金		33,843	△33	33,810
	1 老人保健拠出金	33,843	△33	33,810
6 介護納付金		1,365,358	△20,181	1,345,177
	1 介護納付金	1,365,358	△20,181	1,345,177
7 共同事業拠出金		4,744,635	0	4,744,635
	1 共同事業拠出金	4,744,635	0	4,744,635
8 保健事業費		237,156	△30,711	206,445
	1 特定健康診査等事業費	143,884	△30,711	113,173
9 基金積立金		1,270	400,000	401,270
	1 基金積立金	1,270	400,000	401,270
11 諸支出金		20,191	135,238	155,429
	1 償還金及び還付加算金	20,190	135,238	155,428
歳 出 合 計		31,748,029	960,206	32,708,235

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成22年度設定)	平成22年度～平成23年度	166,602

平成22年度秋田市老人保健医療事業会計補正予算（第1号）
 平成22年度秋田市の老人保健医療事業会計補正予算（第1号）
 は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,319千円を
 減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62,397千円と

- する。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並

びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 支払基金交付金		千円 29,657	千円 △29,657	千円 0
	1 支払基金交付金	29,657	△29,657	0
2 国庫支出金		17,458	△17,458	0
	1 国庫負担金	17,458	△17,458	0
3 県支出金		4,363	△4,363	0
	1 県負担金	4,363	△4,363	0
5 繰越金		1	49,159	49,160
	1 繰越金	1	49,159	49,160
歳 入 合 計		64,716	△2,319	62,397

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 医療諸費		千円 55,875	千円 △51,478	千円 4,397
	1 医療諸費	55,875	△51,478	4,397
4 諸支出金		4,377	2,657	7,034
	1 償還金及び還付加算金	4,377	2,657	7,034
6 繰出金		0	46,502	46,502
	1 一般会計繰出金	0	46,502	46,502
歳 出 合 計		64,716	△2,319	62,397

平成22年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第3号）
平成22年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ972,821千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,871,986千円とする。

- 2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保 険 料		千円 4,249,372	千円 △493,640	千円 3,755,732
	1 介護保険料	4,249,372	△493,640	3,755,732
3 国庫支出金		5,062,029	312,545	5,374,574
	1 国庫負担金	3,876,158	141,399	4,017,557
	2 国庫補助金	1,185,871	171,146	1,357,017
4 支払基金交付金		6,379,891	249,823	6,629,714
	1 支払基金交付金	6,379,891	249,823	6,629,714
5 県支出金		3,061,538	113,249	3,174,787
	1 県負担金	2,997,335	112,518	3,109,853
	2 県補助金	64,203	731	64,934
6 財産収入		1	2,100	2,101
	1 基金運用収入	1	2,100	2,101
7 繰入金		3,119,198	613,352	3,732,550
	1 一般会計繰入金	3,119,197	96,619	3,215,816
	2 基金繰入金	1	516,733	516,734
8 繰越金		27,132	175,392	202,524
	1 繰越金	27,132	175,392	202,524
歳 入	合 計	21,899,165	972,821	22,871,986

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		千円 21,149,219	千円 766,973	千円 21,916,192
	1 介護サービス等諸費	19,120,219	537,549	19,657,768
	2 介護予防サービス等諸費	814,672	71,373	886,045
	3 高額介護サービス等費	327,468	87,131	414,599
	4 特定入所者介護サービス等費	854,405	69,755	924,160

	5 その他諸費	32,455	1,165	33,620
3 財政安定化基金拠出金		1	△1	0
	1 財政安定化基金拠出金	1	△1	0
4 地域支援事業費		364,957	5,194	370,151
	1 介護予防事業費	117,095	4,092	121,187
	2 包括的支援事業・任意事業費	247,862	1,102	248,964
5 基金積立金		1	171,125	171,126
	1 基金積立金	1	171,125	171,126
7 諸支出金		27,138	29,530	56,668
	1 償還金及び還付加算金	27,138	29,530	56,668
歳 出 合 計		21,899,165	972,821	22,871,986

第2表 債務負担行為補正

(変 更)

(単位：千円)

事 項	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	計
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成22年度設定福祉総務課分)	33,207	33	33,240

平成22年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算(第1号)

平成22年度秋田市の後期高齢者医療事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ158,489千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,886,604千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,448,195	千円 △163,599	千円 2,284,596
	1 後期高齢者医療保険料	2,448,195	△163,599	2,284,596
3 繰入金		586,636	5,110	591,746
	1 一般会計繰入金	586,636	5,110	591,746
歳 入 合 計		3,045,093	△158,489	2,886,604

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		千円 2,964,857	千円 △158,489	千円 2,806,368
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	2,964,857	△158,489	2,806,368
歳 出 合 計		3,045,093	△158,489	2,886,604

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施 設 設 備 管 理 費 及 び 機 器 使 用 料 等 (平 成 22 年 度 設 定)	平成22年度～平成23年度	12,595

平成22年度秋田市病院事業会計補正予算（第 2 号）
（総則）

第 1 条 平成22年度秋田市病院事業会計の補正予算（第 2 号）は、
次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 平成22年度秋田市病院事業会計予算（以下「予算」とい
う。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(2) 年 間 患 者 数	(既決 予定量)	(補正 予定量)	(計)
入 院	137,240人	△4,745人	132,495人
外 来	295,974人	8,262人	287,712人
(3) 一日平均患者数			
入 院	376人	△13人	363人
外 来	1,218人	△34人	1,184人

（収益的收入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次の
とおり補正する。

(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
収 入			
第 1 款 病院事業収益	9,310,242 千円	△141,403 千円	9,168,839 千円
第 1 項 医 業 収 益	8,600,902 千円	△209,559 千円	8,391,343 千円
第 2 項 医 業 外 収 益	709,339 千円	61,733 千円	771,072 千円
第 3 項 特 別 利 益	1 千円	6,423 千円	6,424 千円
支 出			
第 1 款 病院事業費用	9,382,943 千円	5,906 千円	9,388,849 千円
第 1 項 医 業 費 用	9,200,972 千円	△57,277 千円	9,143,695 千円
第 2 項 医 業 外 費 用	150,071 千円	1,017 千円	151,088 千円
第 3 項 特 別 損 失	29,900 千円	62,166 千円	92,066 千円

（資本的收入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中資本的收入額が資本的支出額に

対し不足する額「405,709千円」を「396,908千円」に、当年度
分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「433千円」を「410
千円」に、過年度分損益勘定留保資金「405,276千円」を
「396,498千円」にそれぞれ改め、資本的收入及び支出の予定額
を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
収 入			
第 1 款 資 本 的 収 入	668,224 千円	2,479 千円	670,703 千円
第 1 項 企 業 債	245,500 千円	△15,300 千円	230,200 千円
第 2 項 出 資 金	422,723 千円	16,512 千円	439,235 千円
第 3 項 固定資産売却代金	1 千円	7 千円	8 千円
第 4 項 補 助 金	— 千円	1,260 千円	1,260 千円
支 出			
第 1 款 資 本 的 支 出	1,073,933 千円	△6,322 千円	1,067,611 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	283,661 千円	△6,322 千円	277,339 千円

（債務負担行為）

第 5 条 予算第 5 条に定めた限度額を次のとおり変更する。

	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
限 度 額	640,996 千円	248,248 千円	889,244 千円

（企業債）

第 6 条 予算第 6 条に定めた限度額を次のとおり補正する。

	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
限 度 額	245,500 千円	△15,300 千円	230,200 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 7 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
--	-------------	-------------	-----

(科 目)				(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
(職員給与費)						
第 8 条	予算第 9 条中「95,428千円」を「151,614千円」に改める。					
平成22年度秋田市水道事業会計補正予算（第 3 号）						
(総則)						
第 1 条 平成22年度秋田市水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。						
(業務の予定量)						
第 2 条	平成22年度秋田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。					
	(既決 予定量)	(補正 予定量)	(計)			
(1) 給 水 戸 数	143,701戸	465戸	144,166戸			
(2) 年間総配水量	37,801,397 m ³	1,335,014 m ³	39,136,411 m ³			
(3) 一日平均配水量	103,565 m ³	3,658 m ³	107,223 m ³			
(4) 主要な建設改良事業						
(イ) 配水管整備工事						
配 水 管 布 設	5,350 m	△387 m	4,963 m			
配 水 管 布 設 替	12,690 m	192 m	12,882 m			
(収益的収入及び支出)						
第 3 条	予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。					
(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)			
収 入						
第 1 款	水道事業収益	6,998,323 千円	265,370 千円	7,263,693 千円		
第 1 項	営 業 収 益	6,893,466 千円	264,582 千円	7,158,048 千円		
第 2 項	営 業 外 収 益	104,837 千円	△1,123 千円	103,714 千円		
第 3 項	特 別 利 益	20 千円	1,911 千円	1,931 千円		
支 出						
第 1 款	水道事業費用	6,838,368 千円	△169,046 千円	6,669,322 千円		
第 1 項	営 業 費 用	6,141,893 千円	△209,049 千円	5,932,844 千円		
第 2 項	営 業 外 費 用	685,575 千円	40,003 千円	725,578 千円		
(資本的収入及び支出)						
第 4 条	予算第 4 条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「2,536,469千円」を「2,373,154千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「99,509千円」を「68,958千円」に、当年度分損益勘定留保資金「315,967千円」を「183,203千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。					
(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)			
収 入						
第 1 款	資本的収入	2,192,060 千円	△129,705 千円	2,062,355 千円		
第 1 項	企 業 債	1,508,800 千円	△93,800 千円	1,415,000 千円		
第 3 項	補 助 金	307,434 千円	△41,108 千円	266,326 千円		
第 4 項	固定資産売却代金	10 千円	17 千円	27 千円		
第 5 項	負担金及び寄附金	241,892 千円	5,186 千円	247,078 千円		
支 出						
第 1 款	資本的支出	4,728,529 千円	△293,020 千円	4,435,509 千円		
第 1 項	建設改良費	2,729,512 千円	△293,021 千円	2,436,491 千円		
第 2 項	企業債償還金	1,999,017 千円	1 千円	1,999,018 千円		
(継続費)						
第 5 条	予算第 5 条に定めた継続費の総額及び年割額を次のとおり変更する。					
(変更前)						
款	項	事業名	総 額	年 度	年割額	
1 資本的	1 建設手形山	710,000 平成	70,000			
支 出	改良費配水施設	千円 22年度	千円			
	整備工事	平成	450,000			
		23年度	千円			
		平成	190,000			
		24年度	千円			
	外旭川・手	1,300,000 平成	25,000			
	形山幹線送	千円 22年度	千円			
	配水管整備	平成	650,000			
	工 事	23年度	千円			
		平成	400,000			
		24年度	千円			
	雄和ポンプ	771,000 平成	95,000			
	場築造工事	千円 22年度	千円			
		平成	676,000			
		23年度	千円			
(変更後)						
款	項	事業名	総 額	年 度	年割額	
1 資本的	1 建設手形山	610,000 平成	70,000			
支 出	改良費配水施設	千円 22年度	千円			
	整備工事	平成	450,000			
		23年度	千円			
		平成	90,000			
		24年度	千円			
	外旭川・手	920,000 平成	170,000			
	形山幹線送	千円 22年度	千円			
	配水管整備	平成	480,000			
	工 事	23年度	千円			

平成 270,000 24年度 千円				支 出			
雄和ポンプ	599,000	平成	73,000	第1款 下水道事業費用	9,114,648	17,154	9,131,802
場築造工事	千円	22年度	千円		千円	千円	千円
		平成	526,000	第1項 営業費用	6,824,646	34,456	6,859,102
		23年度	千円		千円	千円	千円
(企業債)				第2項 営業外費用	2,281,047	△17,365	2,263,682
第6条 予算第7条に定めた限度額を次のとおり補正する。					千円	千円	千円
	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)	第3項 特別損失	6,405	63	6,468
限 度 額	1,508,800	△93,800	1,415,000		千円	千円	千円
	千円	千円	千円	(資本的収入及び支出)			
(利益剰余金の処分)				第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に			
第7条 予算第11条中当年度末処分利益剰余金「54,732千円」を				対し不足する額「3,917,610千円」を「3,960,521千円」に、当			
	(既決 予定量)	(補正 予定量)	(計)	年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「8,591千円」			
(1) 減債積立金	54,732	395,043	449,775	を「9,493千円」に、減債積立金「357,378千円」を「532,326千			
	千円	千円	千円	円」に、過年度分損益勘定留保資金「354,833千円」を「576,2			
平成22年度秋田市下水道事業会計補正予算(第2号)				84千円」に、当年度分損益勘定留保資金「3,196,808千円」を			
(総則)				「2,842,418千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定			
第1条 平成22年度秋田市下水道事業会計の補正予算(第2号)				額を次のとおり補正する。			
は、次に定めるところによる。				(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
(業務の予定量)				収 入			
第2条 平成22年度秋田市下水道事業会計予算(以下「予算」と				第1款 資本的収入	3,966,133	△278,276	3,687,857
いう。)					千円	千円	千円
	(既決 予定量)	(補正 予定量)	(計)	第1項 企業債	2,374,700	△173,900	2,200,800
(1) 排水戸数	109,682	△1,194	108,488		千円	千円	千円
	戸	戸	戸	第3項 補助金	617,200	△95,200	522,000
(2) 年間総処理水量	38,643,703	2,537,715	41,181,418		千円	千円	千円
	m³	m³	m³	第4項 負担金	75,912	△9,187	66,725
(3) 一日平均処理水量	105,873	6,953	112,826		千円	千円	千円
	m³	m³	m³	第5項 固定資産売却代金	1	11	12
(4) 主要な建設改良事業					千円	千円	千円
(イ) 管渠建設				支 出			
管渠布設	6,488	104	6,592	第1款 資本的支出	7,883,743	△235,365	7,648,378
	m	m	m		千円	千円	千円
管渠布設替	1,872	268	2,140	第1項 建設改良費	2,362,496	△240,693	2,121,803
	m	m	m		千円	千円	千円
(収益的収入及び支出)				第2項 企業債償還金	5,521,247	5,328	5,526,575
第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次の					千円	千円	千円
	(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)	(企業債)		
収 入				第5条 予算第6条に定めた限度額を次のとおり補正する。			
第1款 下水道事業収益	9,355,636	140,906	9,496,542	限 度 額	2,374,700	△173,900	2,200,800
	千円	千円	千円		千円	千円	千円
第1項 営業収益	7,422,787	96,249	7,519,036	(他会計からの補助金)			
	千円	千円	千円	第6条 予算第9条中「1,931,333千円」を「1,974,450千円」に			
第2項 営業外収益	1,932,847	43,928	1,976,775	改める。			
	千円	千円	千円	(利益剰余金の処分)			
第3項 特別利益	2	729	731	第7条 予算第10条中当年度末処分利益剰余金「232,475千円」			
	千円	千円	千円	を「355,247千円」に改め、処分額を次のとおり補正する。			

平成22年度秋田市農業集落排水会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成22年度秋田市農業集落排水会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成22年度秋田市農業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決 予定額）	（補正 予定額）	（計）
(1) 排 水 戸 数			
（農業集落排水）	3,070戸	△162戸	2,908戸
（個別排水処理）	206戸	4戸	210戸
（ 計 ）	3,276戸	△158戸	3,118戸
(2) 年間総処理水量			
（農業集落排水）	1,065,781m ³	△51,976m ³	1,013,805m ³
（個別排水処理）	16,684m ³	27,009m ³	43,693m ³
（ 計 ）	1,082,465m ³	△24,967m ³	1,057,498m ³
(3) 一日平均処理水量			
（農業集落排水）	2,920m ³	△143m ³	2,777m ³
（個別排水処理）	46m ³	74m ³	120m ³
（ 計 ）	2,966m ³	△69m ³	2,897m ³

(4) 主要な建設改良事業

（イ）個別排水処理施設建設

特定地域生活排水 処理施設整備	20基	2基	22基
--------------------	-----	----	-----

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決 予定額）	（補正 予定額）	（計）
収 入			
第1款 農業集落排水事業収益	579,565 千円	△9,222 千円	570,343 千円
第1項 営 業 収 益	157,795 千円	1,600 千円	159,395 千円
第2項 営 業 外 収 益	421,769 千円	△10,822 千円	410,947 千円
第2款 個別排水処理事業収益	13,203 千円	277 千円	13,480 千円
第1項 営 業 収 益	8,610 千円	△1,487 千円	7,123 千円
第2項 営 業 外 収 益	4,593 千円	1,764 千円	6,357 千円
支 出			
第1款 農業集落排水事業費用	559,161 千円	△9,655 千円	549,506 千円
第1項 営 業 費 用	425,744 千円	△2,801 千円	422,943 千円
第2項 営 業 外 費 用	132,916 千円	△6,854 千円	126,062 千円
第2款 個別排水処理事業収益	19,217 千円	△87 千円	19,130 千円
第1項 営 業 費 用	16,294 千円	△87 千円	16,207 千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「156,098千円」を「155,897千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額14,389千円及び当年度分損益勘定留保資金141,709千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,076千円、引継金42,941千円及び当年度分損益勘定留保資金105,880千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決 予定額）	（補正 予定額）	（計）
第1款 農業集落排水 事業資本的収入	900,560 千円	△296,349 千円	604,211 千円
第1項 企 業 債	577,900 千円	△231,700 千円	346,200 千円
第2項 出 資 金	107,201 千円	2,259 千円	109,460 千円
第3項 補 助 金	174,225 千円	△56,775 千円	117,450 千円
第4項 負 担 金	25,405 千円	△10,133 千円	15,272 千円
第2款 個別排水処理 事業資本的収入	37,979 千円	△5,852 千円	32,127 千円
第1項 企 業 債	12,000 千円	2,400 千円	14,400 千円
第2項 出 資 金	17,179 千円	△8,473 千円	8,706 千円
第4項 負 担 金	2,158 千円	221 千円	2,379 千円
支 出			
第1款 農業集落排水 事業資本的支出	1,056,152 千円	△296,916 千円	759,236 千円
第1項 建設改良費	814,912 千円	△296,945 千円	517,967 千円
第2項 企業債償還金	241,103 千円	△3 千円	241,100 千円
第3項 投 資	137 千円	32 千円	169 千円
第2款 個別排水処理 事業資本的支出	38,485 千円	△5,486 千円	32,999 千円
第1項 建設改良費	37,222 千円	△5,486 千円	31,736 千円

（企業債）

第5条 予算第6条に定めた限度額を次のとおり補正する。

	（既決 予定額）	（補正 予定額）	（計）
限 度 額	589,900 千円	△229,300 千円	360,600 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第6条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

	（既決 予定額）	（補正 予定額）	（計）
(1) 職 員 給 与 費	61,849 千円	△1,382 千円	60,467 千円

（他会計からの補助金）

第7条 予算第9条中「419,624千円」を「401,798千円」に改め

る。

秋田市告示第58号

平成23年 3 月18日の「平成23年 2 月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成23年 3 月22日

秋田市長 穂 積 志

平成23年度秋田市一般会計予算

平成23年度秋田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ127,520,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（継続費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		千円 42,904,997
	1 市民税	18,312,035
	2 固定資産税	20,837,274
	3 軽自動車税	490,947
	4 市たばこ税	1,811,335
	5 鉱産税	8,674
	6 特別土地保有税	2
	7 入湯税	31,505
	8 事業所税	1,413,225
2 地方譲与税		993,373
	1 地方揮発油譲与税	267,573
	2 自動車重量譲与税	670,006
	3 特別とん譲与税	24,089
	4 航空機燃料譲与税	31,705
3 利子割交付金		91,215

（債務負担行為）

第 3 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

（市債）

第 4 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 市債」による。

（一時借入金）

第 5 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 6 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

	1 利子割交付金	91,215
4 配当割交付金		22,057
	1 配当割交付金	22,057
5 株式等譲渡所得割交付金		10,012
	1 株式等譲渡所得割交付金	10,012
6 地方消費税交付金		3,139,481
	1 地方消費税交付金	3,139,481
7 ゴルフ場利用税交付金		65,378
	1 ゴルフ場利用税交付金	65,378
8 自動車取得税交付金		134,491
	1 自動車取得税交付金	134,491
9 国有提供施設等所在市助成交付金		8,910
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	8,910
10 地方特例交付金		477,498
	1 地方特例交付金	477,498
11 地方交付税		23,052,000
	1 地方交付税	23,052,000
12 交通安全対策特別交付金		106,000
	1 交通安全対策特別交付金	106,000
13 分担金及び負担金		1,150,088
	1 分担金	1,750
	2 負担金	1,148,338
14 使用料及び手数料		2,141,366
	1 使用料	1,292,571
	2 手数料	848,795
15 国庫支出金		20,835,256
	1 国庫負担金	15,201,572

	2 国庫補助金	5,524,341
	3 委託金	109,343
16 県支出金		6,936,927
	1 県負担金	2,783,014
	2 県補助金	3,596,298
	3 委託金	557,615
17 財産収入		235,033
	1 財産運用収入	187,840
	2 財産売却収入	47,193
18 寄附金		4
	1 寄附金	4
19 繰入金		3,344,794
	1 特別会計繰入金	97,955
	2 基金繰入金	3,246,839
20 繰越金		671,000
	1 繰越金	671,000
21 諸収入		6,270,120
	1 延滞金、加算金及び過料	19,674
	2 市預金利子	4,532
	3 貸付金元利収入	5,363,101
	4 受託事業収入	2,666
	5 雑入	880,147
22 市債		14,930,000
	1 市債	14,930,000
歳 入 合 計		127,520,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 890,970
	1 議会費	890,970
2 総 務 費		20,097,301
	1 総務管理費	17,963,997
	2 徴税費	1,100,188
	3 戸籍住民基本台帳費	565,576
	4 選挙費	284,191
	5 統計調査費	87,955
	6 監査委員費	95,394
3 民 生 費		41,049,016
	1 社会福祉費	17,785,547
	2 児童福祉費	14,049,756
	3 生活保護費	9,148,556
	4 国民年金費	62,807
	5 災害救助費	2,350
4 衛 生 費		11,761,548
	1 環境衛生費	1,139,784
	2 保健所費	2,576,132
	3 清掃費	6,461,516
	4 病院費	1,217,862
	5 上水道費	204,764
	6 食肉衛生検査所費	161,490
5 労 働 費		455,866
	1 労働諸費	455,866
6 農林水産業費		2,055,300

	1 農業費	1,151,772
	2 農業集落排水費	544,244
	3 林業費	359,284
7 商 工 費		6,438,755
	1 商工費	6,438,755
8 土 木 費		14,346,248
	1 土木管理費	355,777
	2 道路橋りょう費	3,645,833
	3 河川費	137,675
	4 港湾費	152,205
	5 都市計画費	4,557,469
	6 下水道費	4,970,286
	7 住宅費	527,003
9 消 防 費		3,660,941
	1 消防費	3,660,941
10 教 育 費		10,905,716
	1 教育総務費	2,094,605
	2 小学校費	2,508,928
	3 中学校費	1,955,685
	4 高等学校費	804,343
	5 社会教育費	2,126,805
	6 保健体育費	583,521
	7 専修学校費	110,658
	8 短期大学費	721,171
11 災害復旧費		31,019
	1 農林水産施設災害復旧費	2
	2 公共土木施設災害復旧費	31,015

	3 教育施設災害復旧費	2
12 公 債 費		15,747,319
	1 公債費	15,747,319
13 諸 支 出 金		1
	1 雑支出	1
14 予 備 費		80,000
	1 予備費	80,000
歳 出 合 計		127,520,000

第2表 継続費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
2 総 務 費	1 総務管理費	勝平地区コミュニティセンター 改 築 事 業	302,740	平成23年度	21,192
				平成24年度	281,548
4 衛 生 費	3 清掃費	し尿処理施設更新事業	1,031,502	平成23年度	279,093
				平成24年度	752,409
9 消 防 費	1 消防費	土 崎 消 防 署 本 署 改 築 事 業	1,418,749	平成23年度	266,112
				平成24年度	1,018,149
				平成25年度	134,488
10 教 育 費	3 中学校費	雄 和 中 学 校 増 改 築 等 事 業	1,365,867	平成23年度	622,705
				平成24年度	743,162
	5 社会教育費	勝 平 児 童 セ ン タ ー (仮称) 整 備 事 業	120,673	平成23年度	8,447
				平成24年度	112,226

第3表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
新 規 学 卒 者 等 雇 用 促 進 事 業	平成23年度～平成24年度	20,000
農 業 経 営 基 盤 強 化 資 金 利 子 補 給	平成23年度～平成47年度	4,059
営 農 維 持 対 策 支 援 事 業	平成23年度～平成27年度	303
設備近代化資金・空き店舗等利用資金・ 販路開拓資金利子補給	平成23年度～平成28年度	6,628

中心市街地出店促進資金利子補給	平成23年度～平成28年度	13,813
中小製造業設備投資資金利子補給	平成23年度～平成30年度	40,004
中小企業用地取得資金利子補給 (平成23年度設定)	平成23年度～平成26年度	2,134
コンベンション誘致推進事業	平成23年度～平成27年度	助成対象コンベンションにおいて、助成対象となる参加者数に1,000円を乗じて得た額
バス交通総合改善事業	平成23年度～平成24年度	107,039

第4表 市債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務費	3,510,700	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
社会福祉費	72,900			
環境衛生費	708,000			
清掃費	1,779,500			
農業費	148,900			
林業費	59,800			
道路橋りょう費	758,600			
土地区画整理費	737,100			
街路事業費	425,500			
公園整備費	124,200			
都市拠点総合整備費	4,300			
住宅費	41,500			
災害対策費	10,000			
消防費	299,500			
小学校費	339,200			
中学校費	451,900			
社会教育費	5,400			
公共土木施設 災害復旧費	6,200			
臨時財政対策債	5,446,800			
計	14,930,000			

平成23年度秋田市土地区画整理会計予算

平成23年度秋田市の土地区画整理会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,234,492千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国庫支出金		千円 330,400
	1 国庫補助金	330,400
2 換地清算金		1
	1 換地清算金	1
3 財産収入		2,491
	1 財産売払収入	2,491
4 繰入金		866,600
	1 繰入金	866,600
5 繰越金		35,000
	1 繰越金	35,000
歳 入 合 計		1,234,492

歳 出

款	項	金 額
1 事業費		千円 1,231,992
	1 土地区画整理費	1,231,992
2 公債費		1,500
	1 公債費	1,500
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		1,234,492

平成23年度秋田市市有林会計予算

平成23年度秋田市の市有林会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ157,409千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債

の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。
(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県支出金		千円 17,649
	1 県補助金	17,649
2 財産収入		2,983
	1 財産運用収入	2,977
	2 財産売却収入	4
	3 分収休収入	2
3 繰入金		94,175
	1 繰入金	94,175
4 繰越金		16,500
	1 繰越金	16,500
5 諸収入		6,202
	1 雑入	6,202
6 市債		19,900
	1 市債	19,900
歳 入 合 計		157,409

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 28,572
	1 総務管理費	28,572
2 事業費		51,759
	1 造林事業費	51,759
3 公債費		75,842

	1 公債費	75,842
4 諸支出金		1,036
	1 分収交付金	1,036
5 予備費		200
	1 予備費	200
歳 出 合 計		157,409

第2表 市債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
造 林 事 業 費	19,900	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
計	19,900			

平成23年度秋田市市営墓地会計予算

平成23年度秋田市の市営墓地会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ86,111千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 52,456
	1 使用料	34,690
	2 手数料	17,766
2 繰入金		33,607
	1 繰入金	33,607
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		47
	1 雑入	47

歳 入 合 計	86,111
---------	--------

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 51,404
	1 総務管理費	37,412
	2 繰出金	13,992
2 事 業 費		33,607
	1 事業費	33,607
3 公 債 費		100
	1 公債費	100
4 予 備 費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		86,111

平成23年度秋田市中央卸売市場会計予算

平成23年度秋田市の中央卸売市場会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ565,739千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 240,359
	1 使用料	240,358
	2 手数料	1
2 繰 入 金		137,142
	1 繰入金	137,142
3 繰 越 金		13,501
	1 繰越金	13,501
4 諸 収 入		174,737

	1 貸付金元利収入	80,160
	2 雑入	94,577
歳 入 合 計		565,739

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 394,283
	1 総務管理費	394,283
2 公 債 費		170,956
	1 公債費	170,956
3 予 備 費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		565,739

平成23年度秋田市大森山動物園会計予算

平成23年度秋田市の大森山動物園会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ442,861千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 69,743
	1 使用料	69,743
2 寄 附 金		1
	1 寄附金	1
3 繰 入 金		366,328
	1 繰入金	366,328
4 繰 越 金		1
	1 繰越金	1
5 諸 収 入		6,788

	1 雑入	6,788
歳 入	合 計	442,861

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 362,256
	1 総務管理費	362,256
2 事 業 費		30,350
	1 動物園施設整備費	30,350
3 公 債 費		50,155
	1 公債費	50,155
4 予 備 費		100
	1 予備費	100
歳 出	合 計	442,861

平成23年度秋田市廃棄物発電会計予算

平成23年度秋田市の廃棄物発電会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ192,361千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 発 電 収 入		千円 192,360
	1 発電収入	192,360
2 繰 越 金		1
	1 繰越金	1
歳 入	合 計	192,361

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 41,446

	1 総務管理費	41,446
2 繰 出 金		83,963
	1 一般会計繰出金	83,963
3 公 債 費		66,952
	1 公債費	66,952
歳 出 合 計		192,361

平成23年度秋田市国民健康保険事業会計予算
平成23年度秋田市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,020,914千円と定める。

2 事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定3,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 5,946,552
	1 国民健康保険税	5,946,552
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		7,843,226
	1 国庫負担金	5,353,262
	2 国庫補助金	2,489,964
4 療養給付費交付金		1,900,882
	1 療養給付費交付金	1,900,882
5 前期高齢者交付金		8,458,684
	1 前期高齢者交付金	8,458,684
6 県支出金		1,429,704
	1 県負担金	238,611
	2 県補助金	1,191,093

7 共同事業交付金		4,443,629
	1 共同事業交付金	4,443,629
8 財産収入		271
	1 財産運用収入	271
9 繰入金		1,985,531
	1 一般会計繰入金	1,985,531
10 繰越金		1
	1 繰越金	1
11 諸収入		12,433
	1 延滞金、加算金及び過料	2,380
	2 預金利子	1
	3 雑入	10,052
歳 入 合 計		32,020,914

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 170,887
	1 総務管理費	72,936
	2 徴税費	95,284
	3 運営協議会費	335
	4 収納率向上特別対策事業費	2,332
2 保険給付費		22,225,860
	1 療養諸費	19,888,579
	2 高額療養費	2,226,046
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	84,883
	5 葬祭諸費	26,350
3 後期高齢者支援金等		3,230,630

	1 後期高齢者支援金等	3,230,630
4 前期高齢者納付金等		9,688
	1 前期高齢者納付金等	9,688
5 老人保健拠出金		36,022
	1 老人保健拠出金	36,022
6 介護納付金		1,490,006
	1 介護納付金	1,490,006
7 共同事業拠出金		4,380,705
	1 共同事業拠出金	4,380,705
8 保健事業費		249,149
	1 特定健康診査等事業費	162,849
	2 保健事業費	86,300
9 基金積立金		271
	1 基金積立金	271
10 公 債 費		10,000
	1 公債費	10,000
11 諸 支 出 金		17,696
	1 償還金及び還付加算金	17,695
	2 一部負担金	1
12 予 備 費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		32,020,914

平成23年度秋田市母子寡婦福祉資金貸付事業会計予算
平成23年度秋田市の母子寡婦福祉資金貸付事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ86,068千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（市債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規

定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 1,870
	1 繰入金	1,870
2 繰 越 金		41,006
	1 繰越金	41,006
3 諸 収 入		43,191
	1 貸付金元利収入	43,191
	2 雑入	1
4 市 債		1
	1 市債	1
歳 入 合 計		86,068

歳 出

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 81,519
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	81,519
2 公 債 費		4,549
	1 公債費	500
	2 母子寡婦福祉資金貸付事業債償還金	4,049
歳 出 合 計		86,068

第2表 市債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
母子寡婦福祉資金貸付事業費	1	普通貸借	無利子	母子及び寡婦福祉法第37条第2項、同法施行令第42条の規定による。
計	1			

平成23年度秋田市介護保険事業会計予算

平成23年度秋田市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ

24,376,961千円と定める。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項

の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定
3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予

算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のと
おりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合
における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保 険 料		千円 4,041,520
	1 介護保険料	4,041,520
2 手 数 料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		5,603,787
	1 国庫負担金	4,297,594
	2 国庫補助金	1,306,193
4 支払基金交付金		7,122,912
	1 支払基金交付金	7,122,912
5 県 支 出 金		3,455,315
	1 県負担金	3,393,874
	2 県補助金	61,441
6 財 産 収 入		1
	1 基金運用収入	1
7 繰 入 金		4,147,376
	1 一般会計繰入金	3,388,466
	2 基金繰入金	758,910
8 繰 越 金		6,046
	1 繰越金	6,046
9 諸 収 入		3
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	2
歳 入 合 計		24,376,961

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 316,722
	1 総務管理費	316,722
2 保険給付費		23,666,065
	1 介護サービス等諸費	21,293,435
	2 介護予防サービス等諸費	885,760
	3 高額介護サービス等費	447,839
	4 特定入所者介護サービス等費	1,002,986
	5 その他諸費	36,045
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 地域支援事業費		336,120
	1 介護予防事業費	76,992
	2 包括的支援事業・任意事業費	259,128
5 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
6 公 債 費		2,000
	1 公債費	2,000
7 諸 支 出 金		6,052
	1 償還金及び還付加算金	6,052
8 予 備 費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出 合 計		24,376,961

平成23年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算

平成23年度秋田市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,924,919千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第

1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,318,417
	1 後期高齢者医療保険料	2,318,417
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰 入 金		570,841
	1 一般会計繰入金	570,841
4 繰 越 金		25,400
	1 繰越金	25,400
5 諸 収 入		10,260
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	10,257
	3 預金利子	1
	4 雑入	1
歳 入 合 計		2,924,919

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 54,493
	1 総務管理費	19,663
	2 徴収費	34,830
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,849,969
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,849,969
3 公 債 費		200
	1 公債費	200
4 諸 支 出 金		10,257
	1 償還金及び還付加算金	10,257

5 予 備 費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		2,924,919

平成23年度秋田市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度秋田市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|----------|
| (1) 病 床 数 | 458床 |
| (2) 年 間 患 者 数 | |
| 入 院 | 135,786人 |
| 外 来 | 288,408人 |
| (3) 一 日 平 均 患 者 数 | |
| 入 院 | 371人 |
| 外 来 | 1,182人 |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| 構内電話交換機設備更新工事 | 一式 |
| 第2駐車場用地購入 | 一筆 |
| 医 療 機 械 購 入 | 6品目 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

- | | |
|-----------------|-------------|
| 収 入 | |
| 第1款 病 院 事 業 収 益 | 9,438,424千円 |
| 第1項 医 業 収 益 | 8,675,943千円 |
| 第2項 医 業 外 収 益 | 762,480千円 |
| 第3項 特 別 利 益 | 1千円 |
| 支 出 | |
| 第1款 病 院 事 業 費 用 | 9,457,262千円 |
| 第1項 医 業 費 用 | 9,293,187千円 |
| 第2項 医 業 外 費 用 | 133,161千円 |
| 第3項 特 別 損 失 | 28,914千円 |
| 第4項 予 備 費 | 2,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める
(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額406,022千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額218千円及び過年度分損益勘定留保資金405,804千円で補てんするものとする。)

- | | |
|---------------------|-------------|
| 収 入 | |
| 第1款 資 本 的 収 入 | 629,016千円 |
| 第1項 企 業 債 | 205,700千円 |
| 第2項 出 資 金 | 423,315千円 |
| 第3項 固 定 資 産 売 却 代 金 | 1千円 |
| 支 出 | |
| 第1款 資 本 的 支 出 | 1,035,038千円 |
| 第1項 建 設 改 良 費 | 264,829千円 |
| 第2項 企 業 債 償 還 金 | 770,209千円 |

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良費

限 度 額 205,700千円

起債の方法 証書借入

利 率 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 5,222,519千円

(2) 交 際 費 500千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、154,375千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,500,000千円と定める。

平成23年度秋田市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度秋田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| (1) 給 水 戸 数 | 144,281戸 |
| (2) 年 間 総 配 水 量 | 38,596,323m ³ |
| (3) 一 日 平 均 配 水 量 | 105,454m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| (イ) 配水管整備工事 | |
| 配 水 管 布 設 | 4,510m |
| 配 水 管 布 設 替 | 15,487m |
| (ロ) 施設改良工事 | |
| 雄和地域送配水管等整備 | 一式 |
| 外旭川・手形山幹線送配水管整備 | 967m |
| 手形山配水施設整備 | 一式 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

- | | |
|-----------------|-------------|
| 収 入 | |
| 第1款 水 道 事 業 収 益 | 7,167,606千円 |
| 第1項 営 業 収 益 | 7,080,415千円 |
| 第2項 営 業 外 収 益 | 87,189千円 |
| 第3項 特 別 利 益 | 2千円 |

支 出	
第1款 水 道 事 業 費 用	6,637,305千円
第1項 営 業 費 用	5,926,933千円
第2項 営 業 外 費 用	699,472千円
第3項 特 別 損 失	9,100千円
第4項 予 備 費	1,800千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める
(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,298,116千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額89,289千円、減債積立金449,775千円、過年度分損益勘定留保資金1,758,001千円及び当年度分損益勘定留保資金1,001,051千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	2,231,269千円
第1項 企 業 債	1,446,900千円
第2項 出 資 金	134,337千円
第3項 補 助 金	409,602千円
第4項 固定資産売却代金	1千円
第5項 負担金及び寄附金	240,429千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	5,529,385千円
第1項 建 設 改 良 費	3,766,592千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,762,793千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
老朽給水管解消に係る資金融資あっせん利子補給	平成23年度から 28年度まで	58千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限 度 額	1,446,900千円
起債の方法	証書借入
利 率	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後において

は、当該見直し後の利率）

償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,272,240千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、70,427千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度末処分利益剰余金433,394千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減 債 積 立 金 433,394千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、160,000千円と定める。

平成23年度秋田市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度秋田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排 水 戸 数	111,262戸
(2) 年間総処理水量	39,969,058m ³
(3) 一日平均処理水量	109,205m ³
(4) 主要な建設改良事業	

(イ) 管 渠 建 設

管 渠 布 設 7,917m

管 渠 布 設 替 1,888m

(ロ) ポンプ場建設

中島・新屋ポンプ場施設整備 一式

(ハ) 処 理 場 建 設

八橋終末処理場施設整備 一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下 水 道 事 業 収 益	9,274,509千円
第1項 営 業 収 益	7,367,058千円
第2項 営 業 外 収 益	1,907,449千円
第3項 特 別 利 益	2千円

支 出

第1款 下 水 道 事 業 費 用	9,023,541千円
第1項 営 業 費 用	6,799,394千円
第2項 営 業 外 費 用	2,214,200千円
第3項 特 別 損 失	7,397千円
第4項 予 備 費	2,550千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める
(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,958,242千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,244千円、減債積立金355,247千円、過年度分損益勘定留保資金476,024千円及び当年度分損益勘定留保資金3,121,727千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	4,660,843千円
第1項 企 業 債	2,625,400千円
第2項 出 資 金	862,352千円
第3項 補 助 金	1,089,300千円
第4項 負 担 金	83,790千円
第5項 固定資産売却代金	1千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	8,619,085千円
第1項 建 設 改 良 費	3,085,219千円
第2項 企 業 債 償 還 金	5,533,866千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造 資金利子補給	平成23年度から 28年度まで	6,400千円
水洗便所改造 資金損失補償	平成23年度から 28年度まで	10,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費及び企業債償還金
限 度 額	2,625,400千円
起債の方法	証書借入
利 率	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 722,777千円

（他会計からの補助金）

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,905,534千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度末処分利益剰余金245,724千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減 債 積 立 金 245,724千円

平成23年度秋田市農業集落排水事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度秋田市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	(農業集 落排水)	(個別排 水処理)	(計)
(1) 排 水 戸 数	2,888戸	229戸	3,117戸
(2) 年間総処理水量	1,007,004m ³	47,185m ³	1,054,189m ³
(3) 一日平均処理水量	2,751m ³	129m ³	2,880m ³
(4) 主要な建設改良事業			

(イ) 農 業 集 落 排 水 建 設

金足地区農業集落排水施設整備 一式

(ロ) 農業集落排水建設改良

雄和新波地区農業集落排水施設機能強化
一式

(ハ) 個別排水処理施設建設

特定地域生活排水処理施設整備 20基

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 農業集落排水事業収益	577,655千円
第1項 営 業 収 益	158,195千円
第2項 営 業 外 収 益	419,459千円
第3項 特 別 利 益	1千円
第2款 個別排水処理事業収益	14,778千円
第1項 営 業 収 益	7,539千円

支 出

第1款 農業集落排水事業費用	565,915千円
第1項 営 業 費 用	434,808千円
第2項 営 業 外 費 用	130,606千円
第3項 特 別 損 失	1千円
第4項 予 備 費	500千円
第2款 個別排水処理事業費用	21,200千円
第1項 営 業 費 用	18,149千円
第2項 営 業 外 費 用	2,951千円
第3項 予 備 費	100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める
（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額177,557千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,319千円、過年度分損益勘定留保資金134,605千円及び当年度分損益勘定留保資金37,633千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 農業集落排水事業資本的収入	507,173千円
第1項 企 業 債	321,000千円
第2項 出 資 金	100,056千円
第3項 補 助 金	51,050千円
第4項 負 担 金	19,396千円
第5項 基 金 繰 入 金	15,671千円
第2款 個別排水処理事業資本的収入	41,554千円
第1項 企 業 債	10,600千円
第2項 出 資 金	22,396千円
第3項 補 助 金	6,400千円
第4項 負 担 金	2,158千円

支 出

第1款 農業集落排水事業資本的支出	683,266千円
第1項 建 設 改 良 費	426,692千円
第2項 企 業 債 償 還 金	256,452千円
第3項 投 資	122千円
第2款 個別排水処理事業資本的支出	43,018千円
第1項 建 設 改 良 費	41,295千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,723千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造 資金利子補給	平成23年度から 28年度まで	640千円
水洗便所改造 資金損失補償	平成23年度から 28年度まで	1,000千円

水洗便所改造
資金利子補給

平成23年度から
33年度まで

8,675千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良費

限 度 額 331,600千円

起債の方法 証書借入

利 率 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）

償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,400,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 69,138千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、420,831千円である。

秋田市告示第59号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成23年 3 月23日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
キ ャ ッ ス ル 調 剤 薬 局	秋田市中通一丁目3番5号 キャッスルホテル1F	平成23年 1月17日
つつみ整形外科	秋田市寺内堂ノ沢三丁目8 番24号	平成23年 1月1日
たんばぼ歯科 ク リ ニ ッ ク	秋田市外旭川八幡田一丁目 11番37号	平成23年 2月1日
山 王 胃 腸 科	秋田市山王二丁目1番49号	平成23年 2月1日
南 浦 歯 科 ク リ ニ ッ ク	秋田市南通宮田1番3号	平成23年 1月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
キ ャ ッ ス ル 調 剤 薬 局 つつみ整形外科	秋田市中通一丁目3番5号 キャッスルホテル2F 秋田市寺内堂ノ沢三丁目8 番24号	平成23年 1月16日 平成22年 12月31日
山 王 胃 腸 病 院	秋田市山王二丁目1番49号	平成23年 1月31日
地方職員共済組合 秋 田 県 支 部 歯 科 診 療 所	秋田市山王四丁目1番2号	平成22年 12月31日
南 浦 歯 科 ク リ ニ ッ ク	秋田市南通宮田1番3号	平成22年 12月31日
石 井 医 院	秋田市茨島二丁目1番23号	平成22年 12月31日

秋田市告示第60号

秋田市河辺ユフォーレ公園施設の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成23年 3 月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施 設 名 秋田市河辺ユフォーレ公園施設
- 2 指定管理者 秋田市河辺三内字丸舞1番地1
河辺地域振興株式会社
代表取締役 尾 形 和 雄
- 3 指定の期間 平成23年 4 月1日から平成28年 3 月31日まで

秋田市告示第61号

秋田市河辺高齢者健康づくりセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成23年 3 月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施 設 名 秋田市河辺高齢者健康づくりセンター
- 2 指定管理者 秋田市河辺三内字丸舞1番地1
河辺地域振興株式会社
代表取締役 尾 形 和 雄
- 3 指定の期間 平成23年 4 月1日から平成28年 3 月31日まで

秋田市告示第62号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定に基づき、秋田県知事が平成23年度における地籍調査として指定したので、同法第7条の規定により告示する。

平成23年 3 月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 事業計画が公示された年月日
平成22年 3 月22日 秋田県告示第153号
- 2 調査を実施するものの名称
秋田市
- 3 調査地域
(1) 地積測定・地籍簿および原図作成地区

- 秋田市河辺和田字上野の一部
秋田市河辺和田字石川河原の一部
秋田市河辺和田字式田の一部
- (2) 地籍測量・一筆地調査地区
秋田市河辺和田字上野の一部
秋田市河辺和田字宮崎の一部
- 4 調査期間
平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

秋田市告示第63号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、西部市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成23年 3 月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市新屋扇町13番34号
西部地域住民自治協議会
会長 野 口 良 孝
- 2 委託期間
平成23年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで

秋田市告示第64号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成 4 年秋田市条例第37号）第21条第 1 項の規定に基づき、秋田市一般廃棄物処理基本計画を定めたので告示する。

平成23年 3 月24日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第65号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成 4 年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成23年 3 月25日

秋田市長 穂 積 志

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
397	秋田市中通五丁目11番 8 号	サークルK南通り店

秋田市告示第66号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、秋田公立美術工芸短期大学大学開放センターの使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成23年 3 月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市新屋大川町12番 3 号
財団法人 秋田学術振興財団
理事長 中 川 康 行
- 2 委託期間
平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

秋田市告示第67号

秋田市寺内地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成23年 3 月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施 設 名 秋田市寺内地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市寺内神屋敷13番23号
寺内地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 加賀谷 毅
- 3 指定の期間 平成23年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで

秋田市告示第68号

秋田市旭北地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成23年 3 月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施 設 名 秋田市旭北地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市大町四丁目 4 番15号
旭北地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 中 谷 久左衛門
- 3 指定の期間 平成23年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで

秋田市告示第69号

秋田市雄和地区コミュニティ施設の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成23年 3 月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施 設 名 秋田市雄和地区北部コミュニティ施設
- 2 指定管理者 秋田市雄和椿川字袖の沢44番地
鹿野戸自治会
会長 東海林 詔 一
- 3 指定の期間 平成23年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで

秋田市告示第70号

秋田市雄和中の沢多目的研修集会施設の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成23年 3 月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施 設 名 秋田市雄和中の沢多目的研修集会施設
- 2 指定管理者 秋田市雄和萱ヶ沢字土橋45番地
中の沢自治会
会長 小野寺 良 光
- 3 指定の期間 平成23年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで

秋田市告示第71号

秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続

等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成23年 3 月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施 設 名 秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設
- 2 指定管理者 秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢92番地
萱ヶ沢自治会
会長 加 藤 薫
- 3 指定の期間 平成23年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで

秋田市告示第72号

秋田市雄和山村交流センターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成23年 3 月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施 設 名 秋田市雄和山村交流センター
- 2 指定管理者 秋田市雄和碓田字梵天野27番地 1
碓田自治会
会長 那 須 芳 秋
- 3 指定の期間 平成23年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで

秋田市告示第73号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第 8 条第 4 項の規定に基づき、自転車等放置規制区域を変更したので、同条例第 8 条第 5 項の規定により告示する。

平成23年 3 月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更後の自転車等放置禁止区域および自転車等放置規制区域の区域
別紙図面（省略）のとおり
- 2 変更後の自転車等放置禁止区域および自転車等放置規制区域の効力の発生日
平成23年 4 月 1 日

秋田市告示第74号

次の後期高齢者医療保険料額決定通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該決定通知書は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年 3 月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
氏名 石 田 稔
住所 秋田市旭南一丁目18番10号 田宮アパート
- 2 送達する書類
平成22年度後期高齢者医療保険料額決定通知書

秋田市告示第75号

秋田市国土利用計画を変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第 8 条第 7 項の規定において準用する、同法同条

第 5 項の規定により、次のとおり告示し、当該図書を公衆の閲覧に供する。

平成23年 3 月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 計画の名称
第 3 次秋田市国土利用計画
- 2 計画の閲覧場所
秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第76号

秋田市北部市民サービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定に基づき、告示する。

平成23年 3 月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施 設 名 秋田市北部市民サービスセンター（秋田市市民サービスセンター条例（平成20年秋田市条例第38号）第 4 条の表秋田市北部市民サービスセンターの項第 1 号から第 7 号までに規定する地域文化ホール、体育館、和室、洋室、音楽室、調理室および陶芸工作室に限る。）
- 2 指定管理者 秋田市土崎港西五丁目 3 番 1 号
北部地域住民自治協議会
会長 加賀谷 俊 雄
- 3 指定の期間 平成23年 5 月16日から平成28年 3 月31日まで

秋田市告示第77号

秋田市河辺市民サービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成23年 3 月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施 設 名 秋田市河辺市民サービスセンター（秋田市市民サービスセンター条例（平成20年秋田市条例第38号）第 4 条の表秋田市河辺市民サービスセンターの項第 1 号から第 3 号までに規定する地域文化ホール、和室、および洋室に限る。）
- 2 指定管理者 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地 2
河辺の郷自治協議会
会長 高 橋 和 美
- 3 指定の期間 平成23年 5 月16日から平成28年 3 月31日まで

秋田市告示第78号

秋田市雄和市民サービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成23年 3 月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施 設 名 秋田市雄和市民サービスセンター（秋田市市民サービスセンター条例（平成20年秋田市条例第38号）第 4 条の表秋田市雄和市民サービスセンターの項第 1 号から第 4 号までに規定する地域文化ホール、和室、洋室および調理室に限る。）
- 2 指定管理者 秋田市雄和妙法字上大部48番地 1
雄和市民協議会

会長 金 清一郎

3 指定の期間 平成23年 5 月16日から平成28年 3 月31日まで

秋田市告示第79号

次の介護保険料納入通知書および督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および督促状は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年 3 月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成22年度介護保険料納入通知書
平成22年度介護保険料督促状

秋田市告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年 3 月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 契約の始期
平成23年 4 月 1 日
- 2 費用額の算定方法
別表（省略）のとおり
- 3 契約の相手方
氏 名 前 田 正 人
住 所 秋田県秋田市川尻上野町 6 番25号
- 4 費用の支払方法
監査の結果に関する報告書提出後の一括払とする。ただし、執務費用は、概算払をすることができるものとする。

秋田市告示第81号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成23年 3 月29日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
キ ャ ッ ス ル 調 剤 薬 局	秋田市中通一丁目 3 番 5 号 キャッスルホテル 1 F	平成23年 1 月17日
つつみ整形外科	秋田市寺内堂ノ沢三丁目 8 番24号	平成23年 1 月 1 日

グループホーム・ つばき苑	秋田市雄和椿川字小鹿野戸 39番 2	平成23年 1 月 1 日
きらら福祉用具 事業所竿燈通り	秋田市大町二丁目 5 番 1 号 きららアーバンパレス 1 F	平成22年 12月15日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
キ ャ ッ ス ル 調 剤 薬 局	秋田市中通一丁目 3 番 5 号 キャッスルホテル 2 F	平成23年 1 月16日
つつみ整形外科	秋田市寺内堂ノ沢三丁目 8 番24号	平成22年 12月31日

秋田市告示第83号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第21条第1項の規定に基づき、秋田市一般廃棄物処理実施計画を定めたので告示する。

平成23年 3 月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第84号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成23年 3 月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
本田自治会
- 2 認可年月日
平成16年11月16日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 伊 藤 順 一
秋田市雄和田草川字本田127番地 1
変更後 佐 藤 孝 一
秋田市雄和田草川字本田241番地59
- 4 変更年月日
平成23年 3 月 6 日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第85号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、一部有料公園施設の施設使用料の徴収事務を次の者に委託したで、同条第2項の規定により告示する。

平成23年 3 月31日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝 1 番地 1
財団法人秋田市総合振興公社
理事長 多 田 正 明
- 2 委託期間
平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで
- 3 有料公園施設の種類又は名称
(1) 雄物川河川緑地野球場
(2) 雄物川河川緑地テニスコート

- (3) 一つ森公園コミュニティ体育館アリーナ
(4) 一つ森公園弓道場

秋田市告示第86号

市道路線認定に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、

市道路線を次のとおり認定するので、同法第 9 条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成23年 3 月31日

秋田市長 穂 積 志

1 認定路線

整 理 番 号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1 0 8 2	添 川 飯 島 線	添川字境内川原170番13地先	
		飯島字前田表39番地先	
2 0 9 6 2	広面谷地田16号線	広面字谷地田37番 5 地先	
		広面字谷地田37番10地先	
5 1 0 3 5	御 野 場 一 丁 目 1 号 線	御野場一丁目11番地先	
		御野場一丁目 6 番 1 地先	
5 1 0 3 6	御 野 場 一 丁 目 2 号 線	御野場一丁目15番 7 地先	
		御野場一丁目15番 9 地先	

2 縦覧期間

平成23年 3 月31日から
平成23年 4 月14日まで

規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成23年 3 月31日

秋田市道路管理者

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第87号

市道路線の区域決定および供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項および第 2 項の

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の 種 類	路 線 名	起 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終 点		
市道	添 川 飯 島 線	添川字境内川原170番13地先	7,625.00	23.00 ～ 79.00
		飯島字前田表39番地先		
市道	広面谷地田16号線	広面字谷地田37番 5 地先	40.00	6.00
		広面字谷地田37番10地先		
市道	御 野 場 一 丁 目 1 号 線	御野場一丁目11番地先	110.00	6.00
		御野場一丁目 6 番 1 地先		
市道	御 野 場 一 丁 目 2 号 線	御野場一丁目15番 7 地先	83.00	6.00
		御野場一丁目15番 9 地先		

2 区域決定および供用開始の期日

平成23年 3 月31日

3 縦覧期間

平成23年 3 月31日から
平成23年 4 月14日まで

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第 2 項の規定に基づき、市道路線を次のとおり変更するので、同法第 9 条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成23年 3 月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第88号

市道路線変更に関する告示

1 変更路線

整 理 番 号	旧新別	路 線 名	起 点	重要な経過地
			終 点	
2 0 9 4 5	旧	手 形 西 谷 地 41 号 線	手形字西谷地170番地先	
			手形字西谷地145番地先	
	新	手 形 西 谷 地 47 号 線	手形字西谷地170番地先	
			手形字西谷地145番地先	

2 0 9 4 6	旧	手 形 西 谷 地 42 号 線	手形字西谷地175番 2 地先 手形字西谷地170番地先	
	新	手 形 西 谷 地 48 号 線	手形字西谷地175番 2 地先 手形字西谷地170番地先	
2 0 9 4 7	旧	手 形 西 谷 地 43 号 線	手形字西谷地143番 1 地先 手形字西谷地143番 5 地先	
	新	手 形 西 谷 地 49 号 線	手形字西谷地143番 1 地先 手形字西谷地143番 5 地先	
2 0 9 4 8	旧	手 形 西 谷 地 44 号 線	手形字西谷地141番 1 地先 手形字西谷地141番 6 地先	
	新	手 形 西 谷 地 50 号 線	手形字西谷地141番 1 地先 手形字西谷地141番 6 地先	
2 0 9 4 9	旧	手 形 西 谷 地 45 号 線	手形字西谷地188番 1 地先 手形字西谷地188番 1 地先	
	新	手 形 西 谷 地 51 号 線	手形字西谷地188番 1 地先 手形字西谷地188番 1 地先	
2 0 9 5 1	旧	南通宮田 9 号線	南通宮田121番 4 地先 南通宮田121番 1 地先	
	新	南通宮田10号線	南通宮田121番 4 地先 南通宮田121番 1 地先	
3 0 8 5 1	旧	土 崎 南 三 丁 目 4 号 線	土崎港南三丁目254番28地先 土崎港南三丁目254番25地先	
	新	土 崎 南 三 丁 目 7 号 線	土崎港南三丁目254番28地先 土崎港南三丁目254番25地先	
3 0 8 5 2	旧	土 崎 南 三 丁 目 5 号 線	土崎港南三丁目254番35地先 土崎港南三丁目254番33地先	
	新	土 崎 南 三 丁 目 8 号 線	土崎港南三丁目254番35地先 土崎港南三丁目254番33地先	
3 0 8 5 3	旧	土 崎 南 三 丁 目 6 号 線	土崎港南三丁目254番21地先 土崎港南三丁目254番20地先	
	新	土 崎 南 三 丁 目 9 号 線	土崎港南三丁目254番21地先 土崎港南三丁目254番20地先	
4 1 2 4 6	旧	土 崎 北 三 丁 目 9 号 線	土崎港北三丁目131番20地先 土崎港北三丁目131番23地先	
	新	土 崎 北 三 丁 目 15 号 線	土崎港北三丁目131番20地先 土崎港北三丁目131番23地先	
4 1 2 4 7	旧	外 旭 川 八 幡 田 33 号 線	外旭川字八幡田26番13地先 外旭川字八幡田26番12地先	
	新	外 旭 川 八 幡 田 40 号 線	外旭川字八幡田26番13地先 外旭川字八幡田26番12地先	
4 1 2 4 9	旧	将軍野東二丁目 10 号 線	将軍野東二丁目31番243地先 将軍野東二丁目31番243地先	
	新	将軍野東二丁目 21 号 線	将軍野東二丁目31番243地先 将軍野東二丁目31番256地先	
4 1 2 5 0	旧	将軍野東二丁目 11 号 線	将軍野東二丁目29番50地先 将軍野東二丁目31番282地先	
	新	将軍野東二丁目 22 号 線	将軍野東二丁目29番50地先 将軍野東二丁目31番282地先	
6 0 8 4 6	旧	檜田上野 4 号線	下浜檜田字上野38番 1 地先 下浜檜田字上野45番 1 地先	
	新	檜田上野 5 号線	下浜檜田字上野38番 1 地先 下浜檜田字上野45番 1 地先	

7 0 5 8 5	旧	横 森 二 丁 目	横森二丁目183番 2 地先	
		20 号 線	横森二丁目183番 4 地先	
	新	横 森 二 丁 目	横森二丁目183番 2 地先	
		22 号 線	横森二丁目183番 4 地先	
1 0 0 0 6 7	旧	石 川 線	河辺諸井字大部51番地先	
			河辺諸井字大部414番地先	
	新	河 辺 石 川 線	河辺諸井字大部51番地先	
			河辺諸井字大部414番地先	
1 0 0 0 8 5	旧	高 岡 2 号 線	河辺高岡字大柳20番 1 地先	
			河辺高岡字大柳 1 番 2 地先	
	新	河辺高岡 2 号線	河辺高岡字大柳20番 1 地先	
			河辺高岡字大柳 1 番 2 地先	
1 0 0 0 8 6	旧	高 岡 1 号 線	河辺高岡字川原田44番 1 地先	
			河辺高岡字川原田67番地先	
	新	河辺高岡 1 号線	河辺高岡字川原田44番 1 地先	
			河辺高岡字川原田67番地先	
1 0 0 0 8 9	旧	高 岡 3 号 線	河辺高岡字川原田 8 番 1 地先	
			河辺高岡字大柳65番 1 地先	
	新	河辺高岡 3 号線	河辺高岡字川原田 8 番 1 地先	
			河辺高岡字大柳65番 1 地先	
1 0 0 0 9 0	旧	大 沢 線	河辺高岡字川原田下段701番 1 地先	
			河辺三内字大滝ノ沢 5 番 2 地先	
	新	河 辺 大 沢 線	河辺高岡字川原田下段701番 1 地先	
			河辺三内字大滝ノ沢 5 番 2 地先	
1 0 0 1 3 5	旧	杉 沢 線	河辺岩見字関口川原11番地先	
			河辺岩見字杉沢台下 3 番地先	
	新	河 辺 杉 沢 線	河辺岩見字関口川原11番地先	
			河辺岩見字杉沢台下 3 番地先	
1 0 0 2 3 3	旧	高 岡 4 号 線	河辺高岡字川原田129番 2 地先	
			河辺高岡字大柳11番 6 地先	
	新	河辺高岡 4 号線	河辺高岡字川原田129番 2 地先	
			河辺高岡字大柳11番 6 地先	
1 1 0 3 3 6	旧	糠 塚 2 号 線	雄和妙法字糠塚43番 7 地先	
			雄和妙法字糠塚43番 2 地先	
	新	雄和糠塚 1 号線	雄和妙法字糠塚43番 7 地先	
			雄和妙法字糠塚43番 2 地先	
1 1 0 3 3 7	旧	糠 塚 3 号 線	雄和妙法字糠塚43番 5 地先	
			雄和妙法字糠塚43番 3 地先	
	新	雄和糠塚 2 号線	雄和妙法字糠塚43番 5 地先	
			雄和妙法字糠塚43番 3 地先	
1 1 0 3 3 8	旧	糠 塚 4 号 線	雄和妙法字糠塚43番 7 地先	
			雄和妙法字糠塚43番 6 地先	
	新	雄和糠塚 3 号線	雄和妙法字糠塚43番 7 地先	
			雄和妙法字糠塚43番 6 地先	

2 縦覧期間

平成23年 3 月31日から
平成23年 4 月14日まで

平成23年 3 月31日

秋田市道路管理者

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第89号

市道路線の区域決定および供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項および第 2 項の
規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧
に供する。

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の 種 類	路 線 名	起 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終 点		
市道	手形西谷地47号線	手形字西谷地170番地先	99.37	6.00
		手形字西谷地145番地先		
市道	手形西谷地48号線	手形字西谷地175番地 2 地先	108.80	6.00
		手形字西谷地170番地先		
市道	手形西谷地49号線	手形字西谷地143番 1 地先	46.53	6.00
		手形字西谷地143番 5 地先		
市道	手形西谷地50号線	手形字西谷地141番 1 地先	46.53	6.00
		手形字西谷地141番 6 地先		
市道	手形西谷地51号線	手形字西谷地188番 1 地先	44.70	6.00
		手形字西谷地188番 1 地先		
市道	南通宮田10号線	南通宮田121番 4 地先	54.50	6.00
		南通宮田121番 1 地先		
市道	土 崎 南 三 丁 目 7 号 線	土崎港南三丁目254番28地先	49.20	6.00
		土崎港南三丁目254番25地先		
市道	土 崎 南 三 丁 目 8 号 線	土崎港南三丁目254番35地先	40.80	6.00
		土崎港南三丁目254番33地先		
市道	土 崎 南 三 丁 目 9 号 線	土崎港南三丁目254番21地先	34.00	6.00
		土崎港南三丁目254番20地先		
市道	土 崎 北 三 丁 目 15 号 線	土崎港北三丁目131番20地先	48.80	6.00
		土崎港北三丁目131番23地先		
市道	外 旭 川 八 幡 田 40 号 線	外旭川字八幡田26番13地先	165.30	4.00 ～ 6.00
		外旭川字八幡田26番12地先		
市道	将軍野東二丁目 21 号 線	将軍野東二丁目31番243地先	188.00	4.00
		将軍野東二丁目31番256地先		
市道	将軍野東二丁目 22 号 線	将軍野東二丁目29番50地先	136.00	4.00
		将軍野東二丁目31番282地先		
市道	檜田上野 5 号線	下浜檜田字上野38番 1 地先	109.00	4.00 ～ 6.00
		下浜檜田字上野45番 1 地先		
市道	横 森 二 丁 目 22 号 線	横森二丁目183番 2 地先	26.80	4.00
		横森二丁目183番 4 地先		
市道	河 辺 石 川 線	河辺諸井字大部51番地先	298.30	5.60 ～ 7.00
		河辺諸井字大部414番地先		
市道	河辺高岡 2 号線	河辺高岡字大柳20番 1 地先	58.90	2.90 ～ 7.20
		河辺高岡字大柳 1 番 2 地先		
市道	河辺高岡 1 号線	河辺高岡字川原田44番 1 地先	190.60	5.60 ～ 6.30
		河辺高岡字川原田67番地先		
市道	河辺高岡 3 号線	河辺高岡字川原田 8 番 1 地先	99.00	2.80 ～ 5.00
		河辺高岡字大柳65番 1 地先		
市道	河 辺 大 沢 線	河辺高岡字河原田下段701番 1 地先	2,191.40	2.35 ～ 40.90
		河辺三内字大滝ノ沢 5 番 2 地先		
市道	河 辺 杉 沢 線	河辺岩見字関口川原11番地先	1,584.00	3.60 ～ 24.00
		河辺岩見字杉沢台下 3 番地先		
市道	河辺高岡 4 号線	河辺高岡字川原田129番 2 地先	336.80	5.90 ～ 7.80
		河辺高岡字大柳11番 6 地先		
市道	雄和糠塚 1 号線	雄和妙法字糠塚43番 7 地先	219.30	6.00 ～ 11.00
		雄和妙法字糠塚43番 2 地先		
市道	雄和糠塚 2 号線	雄和妙法字糠塚43番 5 地先	263.60	6.00 ～ 16.00
		雄和妙法字糠塚43番 3 地先		
市道	雄和糠塚 3 号線	雄和妙法字糠塚43番 7 地先	72.30	6.00 ～ 16.00
		雄和妙法字糠塚43番 6 地先		

- 2 区域決定および供用開始の期日
平成23年 3 月31日
- 3 縦覧期間
平成23年 3 月31日から
平成23年 4 月14日まで

秋田市告示第90号

市道路線認定に関する告示における認定事項の一部変更について

市道路線認定に関する告示（平成19年12月26日付け秋田市告示第308号）により認定した事項の一部を次のとおり変更する。

平成23年 3 月31日

秋田市長 穂 積 志

1 変更内容

新旧別	整理番号	路 線 名
旧	51008	御所野ニュータウン182号線
新	51025	
旧	51009	御所野ニュータウン183号線
新	51026	

- 2 変更年月日
平成23年 3 月31日

秋田市告示第91号

市道路線認定に関する告示における認定事項の一部変更について

市道路線認定に関する告示（平成19年 9 月21日付け秋田市告示第235号）により認定した事項の一部を次のとおり変更する。

平成23年 3 月31日

秋田市長 穂 積 志

1 変更内容

新旧別	整理番号	路 線 名
旧	20941	仁井田新田一丁目20号線
新	51008	
旧	20942	仁井田新田一丁目21号線
新	51009	

- 2 変更年月日
平成23年 3 月31日

秋田市告示第92号

市道路線認定に関する告示における認定事項の一部変更について

市道路線認定に関する告示（平成22年12月27日付け秋田市告示第309号）により認定した事項の一部を次のとおり変更する。

平成23年 3 月31日

秋田市長 穂 積 志

1 変更内容

新旧別	整理番号	路 線 名
旧	30857	八橋三和町 9 号線
新	30858	

- 2 変更年月日
平成23年 3 月31日

秋田市告示第93号

市道路線の区域変更および供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項および第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成23年 3 月31日

秋田市道路管理者

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	旧新	路 線 名	起 点	総 延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
			終 点		
市道	旧	太 田 沢 本 線	秋田市南通宮田129番 2 地先	1,683.10	4.60 ～ 9.70
			秋田市横森一丁目152番地先		
	新	太 田 沢 本 線	秋田市南通宮田129番 2 地先	1,681.90	4.60 ～ 9.70
			秋田市横森一丁目152番地先		
市道	旧	太田町兎谷地線	秋田市榎山太田町71番 2 地先	1,047.60	4.20 ～ 13.50
			秋田市牛島字兎谷地82番 2 地先		
	新	太田町兎谷地線	秋田市榎山太田町71番 2 地先	1,047.60	4.20 ～ 13.50
			秋田市牛島字兎谷地82番 2 地先		
市道	旧	旭 南 榎 山 線	秋田市旭南一丁目164番 1 地先	1,439.40	11.00 ～ 11.00
			秋田市榎山南新町下丁54番地先		
	新	旭 南 榎 山 線	秋田市旭南一丁目164番 1 地先	1,444.90	11.00 ～ 11.00
			秋田市榎山南新町下丁54番地先		
市道	旧	仁 井 田 新 中 島 茨 島 六 丁 目 線	秋田市仁井田字新中島1023番 1 地先	2,669.90	20.00 ～ 20.00
			秋田市茨島六丁目378番 2 地先		
	新	仁 井 田 新 中 島 茨 島 六 丁 目 線	秋田市仁井田字新中島1023番 1 地先	2,669.90	20.00 ～ 24.00
			秋田市茨島六丁目378番 2 地先		

市道	旧	外旭川上新城線	秋田市外旭川字八幡田121番 1 地先	4,870.20	6.40 ～ 19.80
			秋田市新城中字南波掛26番 2 地先		
市道	新	外旭川上新城線	秋田市外旭川字八幡田121番 1 地先	4,870.20	6.40 ～ 19.80
			秋田市新城中字南波掛26番 2 地先		
市道	旧	秋田環状 1 号線	秋田市茨島二丁目16番 1 地先	4,179.80	3.30 ～ 22.00
			秋田市中通二丁目200番地先		
市道	新	秋田環状 1 号線	秋田市茨島二丁目16番 1 地先	4,174.20	3.30 ～ 22.00
			秋田市中通二丁目200番地先		
市道	旧	川 尻 広 面 線	秋田市山王臨海町137番 2 地先	5,233.30	6.00 ～ 37.00
			秋田市広面字広面10番 4 地先		
市道	新	川 尻 広 面 線	秋田市山王臨海町137番 2 地先	5,233.30	6.00 ～ 37.00
			秋田市広面字広面10番 4 地先		
市道	旧	上北手牛島線	秋田市上北手荒巻字堺切 8 番 1 地先	2,566.80	5.00 ～ 25.50
			秋田市牛島東六丁目163番 1 地先		
市道	新	上北手牛島線	秋田市上北手荒巻字堺切 8 番 1 地先	2,566.80	5.00 ～ 25.50
			秋田市牛島東六丁目163番 1 地先		
市道	旧	新都市大通線	秋田市四ツ小屋末戸松本字坂ノ上132番 2 地先	2,324.00	20.00 ～ 50.70
			秋田市上北手猿田字寺ノ沢85番 3 地先		
市道	新	新都市大通線	秋田市四ツ小屋末戸松本坂ノ上132番 2 地先	2,330.20	20.00 ～ 50.70
			秋田市上北手猿田字寺ノ沢85番 3 地先		
市道	旧	堂 ノ 沢 泉 線	秋田市寺内字堂ノ沢80番地先	2,742.40	4.40 ～ 11.00
			秋田市泉字釜ノ町139番 1 地先		
市道	新	堂 ノ 沢 泉 線	秋田市寺内字堂ノ沢80番地先	2,742.40	4.40 ～ 11.00
			秋田市泉字釜ノ町139番 1 地先		
市道	旧	旭南保戸野線	秋田市旭南一丁目233番地先	1,465.50	5.20 ～ 23.00
			秋田市大町一丁目364番地先		
市道	新	旭南保戸野線	秋田市旭南一丁目233番地先	1,465.50	5.20 ～ 23.00
			秋田市大町一丁目364番地先		
市道	旧	二ツ屋福島線	秋田市仁井田二ツ屋一丁目37番 1 地先	862.60	4.60 ～ 10.60
			秋田市仁井田福島二丁目 6 番 1 地先		
市道	新	二ツ屋福島線	秋田市仁井田二ツ屋一丁目37番 1 地先	862.60	4.60 ～ 10.60
			秋田市仁井田福島二丁目 6 番 1 地先		
市道	旧	仁井田新田大野牛 島 西 線	秋田市仁井田新田二丁目247番 5 地先	2,756.30	3.40 ～ 9.00
			秋田市牛島西三丁目19番 2 地先		
市道	新	仁井田新田大野牛 島 西 線	秋田市仁井田新田二丁目247番 5 地先	2,756.30	3.40 ～ 9.00
			秋田市牛島西三丁目19番 2 地先		
市道	旧	蛇野二ツ屋線	秋田市手形字蛇野179番地先	1,561.90	3.60 ～ 16.00
			秋田市広面字二ツ屋14番地先		
市道	新	蛇野二ツ屋線	秋田市手形字蛇野179番地先	1,561.90	3.60 ～ 16.00
			秋田市広面字二ツ屋14番地先		
市道	旧	広 面 東 通 線	秋田市広面字広面 3 番 3 地先	1,447.60	6.70 ～ 12.00
			秋田市東通六丁目457番地先		
市道	新	広 面 東 通 線	秋田市広面字広面 3 番 3 地先	1,447.60	8.00 ～ 12.00
			秋田市東通六丁目457番地先		
市道	旧	広 面 本 線	秋田市広面字広面52番地先	1,342.20	6.20 ～ 12.20
			秋田市広面字釣瓶町141番 4 地先		
市道	新	広 面 本 線	秋田市広面字広面52番地先	1,342.20	6.20 ～ 12.20
			秋田市広面字釣瓶町141番 4 地先		
市道	旧	新屋浜田線	秋田市新屋比内町365番 5 地先	4,518.30	5.30 ～ 15.30
			秋田市浜田字境川30番 1 地先		
市道	新	新屋浜田線	秋田市新屋比内町365番 5 地先	4,518.30	5.30 ～ 15.30
			秋田市浜田字境川30番 1 地先		

市道	旧	山 王 臨 海 町 1 号 線	秋田市山王臨海町130番地先	565.80	5.00 ～ 5.10
			秋田市山王臨海町 1 番地先		
	新	山 王 臨 海 町 1 号 線	秋田市山王臨海町130番地先	565.80	5.00 ～ 5.10
			秋田市山王臨海町 1 番地先		
市道	旧	山 王 臨 海 町 2 号 線	秋田市山王臨海町143番地先	566.70	5.00 ～ 5.00
			秋田市山王臨海町142番地先		
	新	山 王 臨 海 町 2 号 線	秋田市山王臨海町143番地先	566.70	5.00 ～ 5.00
			秋田市山王臨海町142番地先		
市道	旧	川 尻 大 川 町 1 号 線	秋田市川尻大川町153番地先	427.30	5.00 ～ 5.10
			秋田市川尻大川町111番地先		
	新	川 尻 大 川 町 1 号 線	秋田市川尻大川町153番地先	427.30	5.00 ～ 5.10
			秋田市川尻大川町111番地先		
市道	旧	川 尻 大 川 町 2 号 線	秋田市川尻大川町190番地先	414.00	5.00 ～ 5.10
			秋田市川尻大川町109番地先		
	新	川 尻 大 川 町 2 号 線	秋田市川尻大川町190番地先	414.00	5.00 ～ 5.10
			秋田市川尻大川町109番地先		
市道	旧	旭 南 一 丁 目 3 号 線	秋田市旭南一丁目55番地先	52.80	3.50 ～ 3.90
			秋田市旭南一丁目55番地先		
	新	旭 南 一 丁 目 3 号 線	秋田市旭南一丁目55番地先	52.80	4.90 ～ 4.90
			秋田市旭南一丁目55番地先		
市道	旧	旭北錦町一号線	秋田市旭北錦町118番 1 地先	161.00	3.60 ～ 6.90
			秋田市旭北錦町126番地先		
	新	旭北錦町一号線	秋田市旭北錦町118番 1 地先	158.40	4.30 ～ 5.40
			秋田市旭北錦町126番地先		
市道	旧	築山小学校線	秋田市榎山古川新町66番地先	235.00	4.60 ～ 5.60
			秋田市榎山南新町上丁 1 番 5 地先		
	新	築山小学校線	秋田市榎山古川新町65番 1 地先	216.50	4.60 ～ 5.00
			秋田市榎山南新町上丁 1 番 5 地先		
市道	旧	南通宮田 7 号線	秋田市榎山古川新町 1 番 1 地先	176.70	3.40 ～ 6.80
			秋田市南通宮田401番地先		
	新	南通宮田 7 号線	秋田市榎山古川新町 1 番 1 地先	172.90	3.40 ～ 6.80
			秋田市南通宮田401番地先		
市道	旧	榎山寺小路南通 自 歩 道 線	秋田市榎山字寺小路46番 3 地先	886.20	3.20 ～ 7.60
			秋田市南通宮田82番10地先		
	新	榎山寺小路南通 自 歩 道 線	秋田市榎山字寺小路46番 3 地先	886.20	3.20 ～ 7.60
			秋田市南通宮田82番10地先		
市道	旧	金 照 寺 山 線	秋田市榎山金照町28番 3 地先	793.60	2.50 ～ 10.60
			秋田市榎山金照町28番 3 地先		
	新	金 照 寺 山 線	秋田市榎山金照町28番 3 地先	793.60	2.50 ～ 10.60
			秋田市榎山金照町28番 3 地先		
市道	旧	牛 島 東 一 丁 目 4 号 線	秋田市牛島一丁目58番 6 地先	184.10	5.60 ～ 9.50
			秋田市牛島一丁目233番 2 地先		
	新	牛 島 東 一 丁 目 4 号 線	秋田市牛島一丁目58番 6 地先	184.10	5.60 ～ 9.50
			秋田市牛島一丁目233番 2 地先		
市道	旧	二ツ屋牛島線	秋田市仁井田二ツ屋二丁目328番 5 地先	359.50	4.80 ～ 7.50
			秋田市牛島東六丁目130番 1 地先		
	新	二ツ屋牛島線	秋田市仁井田二ツ屋二丁目328番 5 地先	359.50	4.80 ～ 7.50
			秋田市牛島東六丁目130番 1 地先		
市道	旧	二ツ屋一丁目 二 丁 目 線	秋田市仁井田二ツ屋一丁目236番 1 地先	254.90	6.20 ～ 6.20
			秋田市仁井田二ツ屋二丁目308番 1 地先		
	新	二ツ屋一丁目 二 丁 目 線	秋田市仁井田二ツ屋一丁目236番 1 地先	261.40	6.20 ～ 6.20
			秋田市仁井田二ツ屋二丁目308番 1 地先		

市道	旧	仁井田切上 5号線	秋田市仁井田字切上159番19地先 秋田市仁井田字切上269番1地先	148.10	4.00 ～ 4.80
	新	仁井田切上 5号線	秋田市仁井田字切上159番19地先 秋田市仁井田字切上269番1地先	148.10	4.00 ～ 4.80
市道	旧	古川新町 愛宕下線	秋田市榎山古川新町7番地先 秋田市榎山愛宕下77番1地先	527.60	4.60 ～ 8.20
	新	古川新町 愛宕下線	秋田市榎山古川新町7番地先 秋田市榎山愛宕下77番1地先	533.20	4.60 ～ 8.20
市道	旧	手形西谷地 45号線	秋田市手形字西谷地132番1地先 秋田市手形字西谷地111番2地先	110.40	4.00 ～ 6.10
	新	手形西谷地 45号線	秋田市手形字西谷地132番1地先 秋田市手形字西谷地111番2地先	110.40	4.00 ～ 6.10
市道	旧	寺内後城土崎南 一丁目線	秋田市寺内字後城203番1地先 秋田市土崎南一丁目519番6地先	987.50	4.10 ～ 11.50
	新	寺内後城土崎南 一丁目線	秋田市寺内字後城203番1地先 秋田市土崎港南一丁目519番6地先	987.50	4.10 ～ 11.50
市道	旧	土崎南一丁目 11号線	秋田市土崎港南一丁目430番34地先 秋田市土崎港南一丁目399番3地先	50.70	4.80 ～ 5.80
	新	土崎南一丁目 11号線	秋田市土崎港南一丁目430番34地先 秋田市土崎港南一丁目399番3地先	50.70	4.80 ～ 5.80
市道	旧	寺内油田5号線	秋田市寺内字油田157番2地先 秋田市寺内字油田225番地先	361.20	3.60 ～ 6.00
	新	寺内油田5号線	秋田市寺内字油田157番2地先 秋田市寺内字油田225番地先	361.20	4.80 ～ 6.00
市道	旧	イサノ10号線	秋田市八橋イサノ二丁目108番6地先 秋田市八橋イサノ二丁目108番3地先	53.20	6.00 ～ 13.20
	新	イサノ10号線	秋田市八橋イサノ二丁目108番6地先 秋田市八橋イサノ二丁目108番3地先	49.90	6.00 ～ 6.00
市道	旧	将軍野南一丁目 9号線	秋田市将軍野南一丁目210番43地先 秋田市将軍野南一丁目211番11地先	57.90	4.00 ～ 4.10
	新	将軍野南一丁目 9号線	秋田市将軍野南一丁目210番43地先 秋田市将軍野南一丁目211番11地先	57.90	4.00 ～ 4.10
市道	旧	銀ノ町25号線	秋田市泉銀ノ町51番2地先 秋田市泉銀ノ町51番5地先	54.60	4.00 ～ 4.00
	新	銀ノ町25号線	秋田市泉銀ノ町51番2地先 秋田市泉銀ノ町51番5地先	54.60	4.00 ～ 4.00
市道	旧	土崎西四丁目 五丁目1号線	秋田市土崎港西四丁目51番地先 秋田市土崎港西五丁目1番3地先	561.20	7.20 ～ 9.00
	新	土崎西四丁目 五丁目1号線	秋田市土崎港西四丁目51番地先 秋田市土崎港西五丁目1番3地先	561.20	8.80 ～ 9.00
市道	旧	土崎西三丁目 四丁目線	秋田市土崎港西三丁目27番地先 秋田市土崎港古川町字相染境14番5地先	704.10	3.70 ～ 8.10
	新	土崎西三丁目 四丁目線	秋田市土崎港西三丁目27番地先 秋田市土崎港古川町字相染境14番5地先	704.10	3.70 ～ 8.10
市道	旧	土崎中央三丁目 1号線	秋田市土崎港中央三丁目22番1地先 秋田市土崎港中央三丁目3番地先	218.40	4.00 ～ 4.30
	新	土崎中央三丁目 1号線	秋田市土崎港中央三丁目22番1地先 秋田市土崎港中央三丁目3番地先	218.40	4.00 ～ 4.30
市道	旧	土崎北二丁目 18号線	秋田市土崎北二丁目19番1地先 秋田市土崎北二丁目19番1地先	69.60	4.00～ 4.00
	新	土崎北二丁目 18号線	秋田市土崎北二丁目19番1地先 秋田市土崎北二丁目19番1地先	69.60	6.10 ～ 6.10

市道	旧	五 百 刈 沢 道 線	秋田市上新城五十丁字男鹿田82番地先	1,556.20	2.30 ～ 23.00
			秋田市上新城中字南波掛55番地先		
市道	新	五 百 刈 沢 道 線	秋田市上新城五十丁字男鹿田82番地先	1,556.20	2.30 ～ 23.00
			秋田市上新城中字南波掛55番地先		
市道	旧	上新城中片野線	秋田市上新城中字片野14番地先	741.10	4.00 ～ 9.00
			秋田市上新城中字南波掛29番 1 地先		
市道	新	上新城中片野線	秋田市上新城中字片野14番地先	741.10	4.00 ～ 9.00
			秋田市上新城中字南波掛29番 1 地先		
市道	旧	神 田 三 ノ 堰 2 号 線	秋田市外旭川字神田945番地先	1,284.20	2.50 ～ 5.50
			秋田市外旭川字三ノ堰325番 1 地先		
市道	新	神 田 三 ノ 堰 2 号 線	秋田市外旭川字神田945番地先	1,284.20	2.50 ～ 5.50
			秋田市外旭川字三ノ堰325番 1 地先		
市道	旧	将 軍 野 団 地 17 号 線	秋田市将軍野桂町88番 7 地先	55.10	4.50 ～ 4.50
			秋田市将軍野桂町88番 3 地先		
市道	新	将 軍 野 団 地 17 号 線	秋田市将軍野桂町88番 7 地先	55.10	4.60 ～ 4.60
			秋田市将軍野桂町88番 3 地先		
市道	旧	斉 場 線	秋田市外旭川字山崎66番 1 地先	545.30	5.90 ～ 9.70
			秋田市外旭川字山崎527番地先		
市道	新	斉 場 線	秋田市外旭川字山崎66番 1 地先	545.30	5.90 ～ 9.70
			秋田市外旭川字山崎527番地先		
市道	旧	泉釜ノ町 2 号線	秋田市泉釜ノ町18番 3 地先	351.80	6.20 ～ 6.60
			秋田市泉釜ノ町 1 番 8 地先		
市道	新	泉釜ノ町 2 号線	秋田市泉釜ノ町18番 3 地先	343.90	6.20 ～ 6.60
			秋田市泉釜ノ町 1 番 8 地先		
市道	旧	泉一ノ坪 3 号線	秋田市泉一ノ坪126番 1 地先	263.30	5.30 ～ 6.00
			秋田市泉一ノ坪140番 1 地先		
市道	新	泉一ノ坪 3 号線	秋田市泉一ノ坪126番 1 地先	263.30	5.50 ～ 6.00
			秋田市泉一ノ坪140番 1 地先		
市道	旧	泉一ノ坪16号線	秋田市泉一ノ坪167番 5 地先	163.80	3.50 ～ 4.20
			秋田市泉一ノ坪175番 1 地先		
市道	新	泉一ノ坪16号線	秋田市泉一ノ坪167番 5 地先	163.80	3.50 ～ 4.50
			秋田市泉一ノ坪175番 1 地先		
市道	旧	三 嶽 根 4 号 線	秋田市泉三嶽根165番 1 地先	417.20	2.80 ～ 5.20
			秋田市泉三嶽根148番地先		
市道	新	三 嶽 根 4 号 線	秋田市泉三嶽根165番 1 地先	417.20	2.80 ～ 5.20
			秋田市泉三嶽根148番地先		
市道	旧	新 藤 田 東 町 4 号 線	秋田市旭川新藤田東町47番 3 地先	155.50	2.90 ～ 6.00
			秋田市旭川新藤田東町151番 9 地先		
市道	新	新 藤 田 東 町 4 号 線	秋田市旭川新藤田東町47番 3 地先	155.50	2.90 ～ 6.00
			秋田市旭川新藤田東町151番 9 地先		
市道	旧	泉馬場一ノ坪線	秋田市泉馬場27番地先	322.40	4.00 ～ 5.60
			秋田市泉一ノ坪225番 1 地先		
市道	新	泉馬場一ノ坪線	秋田市泉馬場27番地先	322.40	4.00 ～ 5.60
			秋田市泉一ノ坪225番 1 地先		
市道	旧	青 山 町 3 号 線	秋田市将軍野青山町152番 1 地先	245.80	4.00 ～ 6.50
			秋田市飯島字大崩 1 番24地先		
市道	新	青 山 町 3 号 線	秋田市将軍野青山町152番 1 地先	245.80	4.00 ～ 6.50
			秋田市飯島字大崩 1 番24地先		
市道	旧	新 藤 田 東 町 12 号 線	秋田市旭川新藤田東町151番40地先	51.00	6.00 ～ 6.00
			秋田市旭川新藤田東町151番44地先		
市道	新	新 藤 田 東 町 12 号 線	秋田市旭川新藤田東町151番40地先	49.10	6.00 ～ 6.00
			秋田市旭川新藤田東町151番44地先		

市道	旧	濁川家ノ前 7号線	秋田市濁川字家ノ前57番3地先	230.10	4.00 ～ 6.00
			秋田市濁川字家ノ前37番1地先		
市道	新	濁川家ノ前 7号線	秋田市濁川字家ノ前57番3地先	235.50	4.00 ～ 6.00
			秋田市濁川字家ノ前37番1地先		
市道	旧	牛島茨島線	秋田市牛島西一丁目1番5地先	1,995.20	3.20 ～ 9.20
			秋田市茨島六丁目341番3地先		
	新	牛島茨島線	秋田市牛島西一丁目1番5地先	1,995.20	3.20 ～ 9.20
			秋田市茨島六丁目341番3地先		
市道	旧	茨島五丁目 1号線	秋田市茨島五丁目15番地先	265.60	3.10 ～ 15.40
			秋田市茨島五丁目16番1地先		
	新	茨島五丁目 1号線	秋田市茨島五丁目15番地先	263.60	5.60 ～ 15.40
			秋田市茨島五丁目16番1地先		
市道	旧	牛島西四丁目 三丁目線	秋田市牛島西四丁目80番57地先	623.70	3.70 ～ 6.30
			秋田市牛島西三丁目18番2地先		
	新	牛島西四丁目 三丁目線	秋田市牛島西四丁目80番57地先	623.70	4.00 ～ 6.30
			秋田市牛島西三丁目18番2地先		
市道	旧	仁井田路見町 1号線	秋田市仁井田路見町71番5地先	54.00	3.80 ～ 4.20
			秋田市仁井田路見町71番4地先		
	新	仁井田路見町 1号線	秋田市仁井田路見町71番5地先	54.00	4.00 ～ 4.20
			秋田市仁井田路見町71番4地先		
市道	旧	下久保橋線	秋田市仁井田字下久保301番地先	370.20	3.40 ～ 8.90
			秋田市四ツ小屋字船場前196番2地先		
	新	下久保橋線	秋田市仁井田字下久保301番地先	370.20	3.40 ～ 8.90
			秋田市四ツ小屋字船場前196番2地先		
市道	旧	笹葉下川原線	秋田市四ツ小屋字笹葉175番1地先	369.50	3.10 ～ 6.30
			秋田市四ツ小屋字下川原74番地先		
	新	笹葉下川原線	秋田市四ツ小屋字笹葉175番1地先	369.50	4.20 ～ 6.30
			秋田市四ツ小屋字下川原74番地先		
市道	旧	末戸松本1号線	秋田市四ツ小屋末戸松本字古川敷138番地先	474.00	5.10 ～ 13.80
			秋田市四ツ小屋末戸松本字古川敷198番1地先		
	新	末戸松本1号線	秋田市四ツ小屋末戸松本字古川敷138番地先	474.00	6.00 ～ 13.80
			秋田市四ツ小屋末戸松本字古川敷198番1地先		
市道	旧	茨島二丁目 9号線	秋田市茨島二丁目349番5地先	148.70	4.00 ～ 4.10
			秋田市茨島二丁目366番1地先		
	新	茨島二丁目 9号線	秋田市茨島二丁目349番5地先	148.70	4.00 ～ 4.10
			秋田市茨島二丁目366番1地先		
市道	旧	茨島六丁目 14号線	秋田市茨島六丁目364番1地先	69.50	3.90 ～ 6.80
			秋田市茨島六丁目266番5地先		
	新	茨島六丁目 14号線	秋田市茨島六丁目364番1地先	70.70	3.90 ～ 6.80
			秋田市茨島六丁目266番5地先		
市道	旧	茨島七丁目 21号線	秋田市茨島七丁目190番12地先	56.50	5.00 ～ 5.00
			秋田市茨島七丁目190番5地先		
	新	茨島七丁目 21号線	秋田市茨島七丁目190番12地先	36.30	5.00 ～ 5.00
			秋田市茨島七丁目190番8地先		
市道	旧	新屋割山町 1号線	秋田市新屋割山町190番10地先	545.00	3.60 ～ 6.10
			秋田市新屋割山町272番2地先		
	新	新屋割山町 1号線	秋田市新屋割山町190番10地先	545.00	4.00 ～ 6.10
			秋田市新屋割山町272番2地先		
市道	旧	新屋豊町6号線	秋田市新屋豊町256番地先	102.20	4.80 ～ 5.00
			秋田市新屋豊町1番15地先		
	新	新屋豊町6号線	秋田市新屋豊町256番地先	102.20	5.00 ～ 5.00
			秋田市新屋豊町1番15地先		

市道	旧	新 屋 南 浜 町 2 号 線	秋田市新屋南浜町291番 3 地先 秋田市新屋南浜町291番35地先	81.80	3.90 ～ 7.20
	新	新 屋 南 浜 町 2 号 線	秋田市新屋南浜町291番 3 地先 秋田市新屋南浜町291番35地先		
市道	旧	新 屋 勝 平 町 割 山 町 線	秋田市新屋勝平町282番30地先 秋田市新屋割山町41番15地先	689.50	3.00 ～ 7.50
	新	新 屋 勝 平 町 割 山 町 線	秋田市新屋勝平町282番30地先 秋田市新屋割山町41番15地先		
市道	旧	浜 田 稲 荷 坂 線	秋田市浜田字館ノ丸20番 1 地先 秋田市新屋比内町258番 1 地先	732.60	2.40 ～ 9.50
	新	浜 田 稲 荷 坂 線	秋田市浜田字館ノ丸20番 1 地先 秋田市新屋比内町258番 1 地先		
市道	旧	長 浜 荒 郷 屋 寺 ノ 沢 線	秋田市下浜長浜字荒郷屋122番 3 地先 秋田市下浜長浜字寺ノ沢 9 番 3 地先	3,132.50	3.10 ～ 19.00
	新	長 浜 荒 郷 屋 寺 ノ 沢 線	秋田市下浜長浜字荒郷屋122番 3 地先 秋田市下浜長浜字寺ノ沢 9 番 3 地先		
市道	旧	長 浜 長 坂 3 号 線	秋田市下浜長浜字長浜159番 6 地先 秋田市下浜長浜字長坂157番40地先	85.50	3.20 ～ 6.00
	新	長 浜 長 坂 3 号 線	秋田市下浜長浜字長浜159番 6 地先 秋田市下浜長浜字長坂157番40地先		
市道	旧	檜 田 上 野 3 号 線	秋田市下浜檜田字上野64番地先 秋田市下浜檜田字上野72番地先	72.40	3.60 ～ 3.60
	新	檜 田 上 野 3 号 線	秋田市下浜檜田字上野64番地先 秋田市下浜檜田字上野72番地先		
市道	旧	新 屋 朝 日 町 17 号 線	秋田市新屋朝日町124番42地先 秋田市新屋朝日町127番39地先	195.10	5.60 ～ 6.00
	新	新 屋 朝 日 町 17 号 線	秋田市新屋朝日町124番42地先 秋田市新屋朝日町127番39地先		
市道	旧	羽 川 横 長 根 3 号 線	秋田市下浜羽川字横長根29番 5 地先 秋田市下浜羽川字横長根29番 7 地先	49.70	4.00 ～ 4.00
	新	羽 川 横 長 根 3 号 線	秋田市下浜羽川字横長根29番 5 地先 秋田市下浜羽川字横長根29番 7 地先		
市道	旧	松 崎 1 号 線	秋田市下北手松崎字前谷地97番 1 地先 秋田市下北手松崎字家ノ前206番 1 地先	785.20	4.00 ～ 6.00
	新	松 崎 1 号 線	秋田市下北手松崎字前谷地97番 1 地先 秋田市下北手松崎字家ノ前206番 1 地先		
市道	旧	桜二丁目 5 号 線	秋田市桜二丁目263番 2 地先 秋田市桜二丁目268番 9 地先	240.10	5.90 ～ 6.20
	新	桜二丁目 5 号 線	秋田市桜二丁目263番 2 地先 秋田市桜二丁目268番 9 地先		
市道	旧	桜二丁目 6 号 線	秋田市桜二丁目259番地先 秋田市桜二丁目259番地先	53.10	5.00 ～ 5.00
	新	桜二丁目 6 号 線	秋田市桜二丁目259番地先 秋田市桜二丁目259番地先		
市道	旧	猿 田 古 野 線	秋田市上北手猿田字寺村205番地先 秋田市上北手古野字館越109番地先	1,109.90	4.00 ～ 12.00
	新	猿 田 古 野 線	秋田市上北手猿田字寺村205番地先 秋田市上北手古野字館越109番地先		
市道	旧	大 戸 関 上 1 号 線	秋田市上北手大戸字関上79番地先 秋田市上北手大戸字関上68番地先	114.50	2.10 ～ 3.70
	新	大 戸 関 上 1 号 線	秋田市上北手大戸字関上79番地先 秋田市上北手大戸字関上68番地先		

市道	旧	松 崎 14 号 線	秋田市下北手松崎字谷崎86番地先	96.10	4.10 ～ 5.20
			秋田市下北手松崎字谷崎97番地先		
市道	新	松 崎 14 号 線	秋田市下北手松崎字谷崎86番地先	89.70	4.00 ～ 5.20
			秋田市下北手松崎字谷崎97番地先		
市道	旧	松 崎 15 号 線	秋田市下北手松崎字走り崎35番 1 地先	404.20	6.00 ～ 11.30
			秋田市下北手松崎字谷崎60番 1 地先		
市道	新	松 崎 15 号 線	秋田市下北手松崎字走り崎35番 1 地先	404.20	6.00 ～ 11.30
			秋田市下北手松崎字谷崎60番 1 地先		
市道	旧	横 森 三 丁 目 3 号 線	秋田市横森三丁目29番 3 地先	610.60	3.00 ～ 5.60
			秋田市横森三丁目228番 3 地先		
市道	新	横 森 三 丁 目 3 号 線	秋田市横森三丁目29番 3 地先	610.60	3.00 ～ 5.60
			秋田市横森三丁目228番 3 地先		
市道	旧	上 北 手 荒 卷 1 号 線	秋田市上北手荒卷字割田70番 1 地先	1,186.60	17.00 ～ 22.40
			秋田市上北手荒卷字堺切50番 1 地先		
市道	新	上 北 手 荒 卷 1 号 線	秋田市上北手荒卷字割田70番 1 地先	1,186.60	17.00 ～ 22.40
			秋田市上北手荒卷字堺切50番 1 地先		
市道	旧	仁 別 10 号 線	秋田市仁別字中島21番地先	412.80	3.50 ～ 6.90
			秋田市仁別字堂ノ下95番 2 地先		
市道	新	仁 別 10 号 線	秋田市仁別字中島21番地先	412.80	3.50 ～ 6.90
			秋田市仁別字堂ノ下95番 2 地先		
市道	旧	高 梨 台 団 地 13 号 線	秋田市新藤田字高梨台42番 2 地先	114.90	4.10 ～ 4.10
			秋田市新藤田字高梨台42番13地先		
市道	新	高 梨 台 団 地 13 号 線	秋田市新藤田字高梨台42番 2 地先	114.90	4.10 ～ 4.10
			秋田市新藤田字高梨台42番13地先		
市道	旧	大 平 井 関 沢 線	秋田市太平中関字平形66番 1 地先	1,616.00	3.60 ～ 13.00
			秋田市太平中関字家ノ沢12番 1 地先		
市道	新	大 平 井 関 沢 線	秋田市太平中関字平形66番 1 地先	1,616.00	3.60 ～ 13.00
			秋田市太平中関字家ノ沢12番 1 地先		
市道	旧	長 野 1 号 線	秋田市飯島長野本町70番68地先	1,175.20	3.00 ～ 6.00
			秋田市飯島松根西町11番地先		
市道	新	長 野 1 号 線	秋田市飯島長野本町70番68地先	1,175.20	3.00 ～ 6.00
			秋田市飯島松根西町11番地先		
市道	旧	道 川 家 ノ 下 2 号 線	秋田市上新城道川字雷13番地先	285.70	2.80 ～ 6.00
			秋田市上新城道川字家ノ下18番地先		
市道	新	道 川 家 ノ 下 2 号 線	秋田市上新城道川字雷13番地先	285.70	4.00 ～ 6.00
			秋田市上新城道川字家ノ下18番地先		
市道	旧	下 飯 島 5 号 線	秋田市土崎港北七丁目91番 6 地先	482.60	3.70 ～ 7.00
			秋田市飯島松根西町 3 番 2 地先		
市道	新	下 飯 島 5 号 線	秋田市土崎港北七丁目91番 6 地先	482.60	3.70 ～ 7.00
			秋田市飯島松根西町 3 番 2 地先		
市道	旧	松根西町 4 号線	秋田市飯島松根西町39番37地先	148.50	6.00 ～ 6.00
			秋田市飯島松根西町39番37地先		
市道	新	松根西町 4 号線	秋田市飯島松根西町39番37地先	147.50	6.00 ～ 6.00
			秋田市飯島松根西町39番37地先		
市道	旧	神 内 岩 見 線	秋田市河辺神内字坂ノ下47番 5 地先	6,586.00	7.20 ～ 23.20
			秋田市河辺三内字道山 3 番 4 地先		
市道	新	神 内 岩 見 線	秋田市河辺神内字坂ノ下47番 5 地先	6,584.70	7.20 ～ 23.20
			秋田市河辺三内字道山 3 番 4 地先		
市道	旧	松淵白熊戸島線	秋田市河辺松淵字金神17番 2 地先	4,702.40	3.30 ～ 41.50
			秋田市河辺戸島字本町211番 2 地先		
市道	新	松淵白熊戸島線	秋田市河辺松淵字金神17番 2 地先	4,702.40	3.30 ～ 41.50
			秋田市河辺戸島字本町211番 2 地先		

市道	旧	中 川 原 線	秋田市河辺戸島字本町267番地先	461.00	2.90 ～ 17.00
			秋田市河辺戸島字稗田44番地先		
	新	中 川 原 線	秋田市河辺戸島字本町267番地先	461.00	2.90 ～ 17.00
			秋田市河辺戸島字稗田44番地先		
市道	旧	白 熊 線	秋田市河辺戸島字白熊沢69番地先	191.80	4.00 ～ 8.00
			秋田市河辺戸島字白熊沢95番地先		
	新	白 熊 線	秋田市河辺戸島字白熊沢69番地先	191.80	4.00 ～ 8.00
			秋田市河辺戸島字白熊沢95番地先		
市道	旧	茱萸野 1 号線	秋田市河辺北野田高屋字茱萸野27番地先	142.30	2.70 ～ 6.00
			秋田市河辺北野田高屋字茱萸野33番地先		
	新	茱萸野 1 号線	秋田市河辺北野田高屋字茱萸野27番地先	146.80	4.00 ～ 6.00
			秋田市河辺北野田高屋字茱萸野33番地先		
市道	旧	榊 表 7 号 線	秋田市河辺北野田高屋字榊表 2 番 2 地先	342.00	2.60 ～ 9.50
			秋田市河辺北野田高屋字榊表 5 番 2 地先		
	新	榊 表 7 号 線	秋田市河辺北野田高屋字榊表 2 番 2 地先	342.00	2.60 ～ 10.50
			秋田市河辺北野田高屋字榊表 5 番 2 地先		
市道	旧	神 内 奥 出 線	秋田市河辺神内字太田面54番地先	2,973.20	3.29 ～ 26.20
			秋田市河辺神内字振作 7 番地先		
	新	神 内 奥 出 線	秋田市河辺神内字太田面54番地先	2,973.20	3.30 ～ 26.20
			秋田市河辺神内字振作 7 番地先		
市道	旧	河辺高岡 3 号線	秋田市河辺高岡字川原田 8 番 1 地先	99.00	2.80 ～ 5.00
			秋田市河辺高岡字大柳65番 1 地先		
	新	河辺高岡 3 号線	秋田市河辺高岡字川原田 8 番 1 地先	51.90	3.80 ～ 4.80
			秋田市河辺高岡字大柳61番地先		
市道	旧	河 辺 大 沢 線	秋田市河辺高岡字河原田下段701番 1 地先	2,191.40	2.50 ～ 40.90
			秋田市河辺三内字大滝ノ沢 5 番 2 地先		
	新	河 辺 大 沢 線	秋田市河辺高岡字河原田下段701番 1 地先	2,132.10	4.50 ～ 40.90
			秋田市河辺三内字大滝ノ沢 5 番 2 地先		
市道	旧	大 張 野 駅 線	秋田市河辺神内字四国13番 2 地先	863.50	4.00 ～ 17.00
			秋田市河辺大張野字道ノ下171番11地先		
	新	大 張 野 駅 線	秋田市河辺神内字四国13番 2 地先	863.50	4.40 ～ 17.00
			秋田市河辺大張野字道ノ下171番11地先		
市道	旧	田 尻 2 号 線	秋田市河辺三内字上屋敷104番地先	260.40	2.20 ～ 11.10
			秋田市河辺三内字田尻下野田67番地先		
	新	田 尻 2 号 線	秋田市河辺三内字上屋敷104番地先	251.20	5.30 ～ 9.00
			秋田市河辺三内字田尻下野田67番地先		
市道	旧	柳 町 台 線	秋田市河辺三内字外川原94番 1 地先	1,464.60	3.90 ～ 23.50
			秋田市河辺岩見字筒出260番地先		
	新	柳 町 台 線	秋田市河辺三内字外川原94番 1 地先	1,464.60	4.00 ～ 23.50
			秋田市河辺岩見字筒出260番地先		
市道	旧	神 内 5 号 線	秋田市河辺神内字坂ノ下74番 1 地先	741.20	3.50 ～ 11.80
			秋田市河辺神内字高屋敷10番地先		
	新	神 内 5 号 線	秋田市河辺神内字坂ノ下74番 1 地先	741.20	3.50 ～ 11.80
			秋田市河辺神内字高屋敷10番地先		
市道	旧	鵜 養 線	秋田市河辺岩見字鵜養62番地先	1,193.00	4.10 ～ 8.50
			秋田市河辺岩見字上田面66番地先		
	新	鵜 養 線	秋田市河辺岩見字鵜養62番地先	1,193.00	4.10 ～ 8.50
			秋田市河辺岩見字上田面66番地先		
市道	旧	神内大又 1 号線	秋田市河辺神内字坂ノ下 1 番 3 地先	11,932.30	3.80 ～ 47.00
			秋田市河辺岩見字善知鳥坂139番 1 地先		
	新	神内大又 1 号線	秋田市河辺神内字坂ノ下 1 番 3 地先	11,932.30	3.80 ～ 47.00
			秋田市河辺岩見字善知鳥坂139番 1 地先		

市道	旧	芝野鹿野戸線	秋田市雄和芝野新田字中島166番地先	3,721.50	4.50 ～ 11.70
			秋田市雄和椿川字鹿野戸121番1地先		
市道	新	芝野鹿野戸線	秋田市雄和芝野新田字中島166番地先	3,721.50	4.50 ～ 11.70
			秋田市雄和椿川字鹿野戸121番1地先		
市道	旧	鹿野戸安養寺線	秋田市雄和椿川字長者屋敷30番1地先	3,743.30	6.00 ～ 23.10
			秋田市雄和椿川字堤根34番地先		
	新	鹿野戸安養寺線	秋田市雄和椿川字長者屋敷30番1地先	3,743.30	6.00 ～ 23.10
			秋田市雄和椿川字堤根34番地先		
市道	旧	ニヤケ線	秋田市雄和椿川字袖ノ沢6番16地先	161.80	2.50 ～ 6.00
			秋田市雄和椿川字方福147番地先		
	新	ニヤケ線	秋田市雄和椿川字袖ノ沢6番16地先	161.80	2.50 ～ 6.00
			秋田市雄和椿川字方福147番地先		
市道	旧	安養寺南線	秋田市雄和椿川字地張山144番地先	1,189.80	0.50 ～ 11.80
			秋田市雄和椿川字安養寺92番地先		
	新	安養寺南線	秋田市雄和椿川字地張山144番地先	1,187.90	0.50 ～ 11.80
			秋田市雄和椿川字安養寺92番地先		
市道	旧	戸賀沢中央線	秋田市雄和戸賀沢字御江田73番地先	241.60	4.50 ～ 10.20
			秋田市雄和戸賀沢字御江田160番地先		
	新	戸賀沢中央線	秋田市雄和戸賀沢字御江田73番地先	241.60	4.50 ～ 10.20
			秋田市雄和戸賀沢字御江田160番地先		
市道	旧	方福線	秋田市雄和椿川字方福55番1地先	222.50	1.00 ～ 3.50
			秋田市雄和椿川字方福51番5地先		
	新	方福線	秋田市雄和椿川字方福55番1地先	222.50	1.00 ～ 2.60
			秋田市雄和椿川字方福51番5地先		
市道	旧	仲小路1号線	秋田市中通一丁目43番地先	195.00	8.00 ～ 11.10
			秋田市中通一丁目33番地先		
	新	仲小路1号線	秋田市中通一丁目43番地先	198.80	8.00 ～ 9.50
			秋田市中通一丁目33番地先		
市道	旧	仲小路2号線	秋田市中通二丁目30番地先	468.80	7.80 ～ 13.50
			秋田市中通二丁目255番地先		
	新	仲小路2号線	秋田市中通二丁目30番地先	483.60	7.80 ～ 13.50
			秋田市中通二丁目255番地先		
市道	旧	二ツ屋二丁目30号線	秋田市仁井田二ツ屋二丁目251番2地先	111.80	5.00 ～ 6.80
			秋田市仁井田二ツ屋二丁目210番2地先		
	新	二ツ屋二丁目30号線	秋田市仁井田二ツ屋二丁目251番2地先	110.60	5.00 ～ 6.80
			秋田市仁井田二ツ屋二丁目210番2地先		
市道	旧	広面樋ノ下8号線	秋田市広面字樋ノ下5番2地先	54.60	6.00 ～ 6.00
			秋田市広面字樋ノ下5番3地先		
	新	広面樋ノ下8号線	秋田市広面字樋ノ下5番2地先	55.80	6.00 ～ 6.00
			秋田市広面字樋ノ下5番3地先		
市道	旧	田五郎15号線	秋田市八橋田五郎二丁目71番6地先	53.40	6.00 ～ 6.00
			秋田市八橋田五郎二丁目71番3地先		
	新	田五郎15号線	秋田市八橋田五郎二丁目71番6地先	54.50	6.00 ～ 6.00
			秋田市八橋田五郎二丁目71番3地先		
市道	旧	飯島穀丁9号線	秋田市飯島字穀丁大谷地208番2地先	135.00	5.50 ～ 6.20
			秋田市飯島字穀丁大谷地216番1地先		
	新	飯島穀丁9号線	秋田市飯島字穀丁大谷地208番2地先	129.00	5.50 ～ 6.20
			秋田市飯島字穀丁大谷地216番1地先		
市道	旧	御所野下堤1号線	秋田市御所野下堤四丁目2番1地先	680.00	10.00 ～ 10.00
			秋田市御所野下堤四丁目2番6地先		
	新	御所野下堤1号線	秋田市御所野下堤四丁目2番1地先	669.80	9.00 ～ 10.00
			秋田市御所野下堤四丁目2番6地先		

市道	旧	御 所 野 自 歩 道 9 号 線	秋田市御所野元町三丁目 2 番 4 地先 秋田市御所野堤台一丁目 2 番 2 地先	179.20	8.00 ～ 8.00
	新	御 所 野 自 歩 道 9 号 線	秋田市御所野元町三丁目 2 番 4 地先 秋田市御所野堤台一丁目 2 番 2 地先		
市道	旧	新 屋 船 場 町 8 号 線	秋田市新屋船場町 5 番53地先 秋田市新屋船場町 5 番52地先	161.70	6.00 ～ 6.00
	新	新 屋 船 場 町 8 号 線	秋田市新屋船場町 5 番53地先 秋田市新屋船場町 5 番52地先		
市道	旧	檜 田 上 野 5 号 線	秋田市下浜檜田字上野38番 1 地先 秋田市下浜檜田字上野45番 1 地先	109.00	4.00 ～ 6.00
	新	檜 田 上 野 5 号 線	秋田市下浜檜田字上野38番 1 地先 秋田市下浜檜田字上野45番 1 地先		
市道	旧	堤 台 二 丁 目 13 号 線	秋田市御所野堤台二丁目 2 番29地先 秋田市御所野堤台二丁目 2 番30地先	179.00	8.00 ～ 8.00
	新	堤 台 二 丁 目 13 号 線	秋田市御所野堤台二丁目 2 番29地先 秋田市御所野堤台二丁目 2 番30地先		
市道	旧	黒 沢 4 号 線	秋田市太平黒沢字野崎94番 1 地先 秋田市太平黒沢字野崎115番 2 地先	192.20	4.00 ～ 10.00
	新	黒 沢 4 号 線	秋田市太平黒沢字野崎94番 1 地先 秋田市太平黒沢字野崎115番 2 地先		
市道	旧	広 面 小 学 校 10 号 線	秋田市広面字近藤堰越16番 1 地先 秋田市広面字近藤堰越18番 1 地先	50.60	6.50 ～ 6.50
	新	広 面 小 学 校 10 号 線	秋田市広面字近藤堰越16番 1 地先 秋田市広面字近藤堰越18番 1 地先		
市道	旧	榊 表 9 号 線	秋田市河辺北野田高屋字榊表15番15地先 秋田市河辺北野田高屋字榊表15番27地先	50.00	6.00 ～ 6.00
	新	榊 表 9 号 線	秋田市河辺北野田高屋字榊表15番15地先 秋田市河辺北野田高屋字榊表15番27地先		
市道	旧	清 水 木 1 号 線	秋田市雄和新波字清水木62番 8 地先 秋田市雄和新波字清水木169番 1 地先	271.30	5.50 ～ 15.50
	新	清 水 木 1 号 線	秋田市雄和新波字清水木62番 8 地先 秋田市雄和新波字清水木169番 1 地先		
市道	旧	御 所 野 ニ ュ ー タ ウ ン 197 号 線	秋田御所野地蔵田四丁目70番地先 秋田市御所野地蔵田四丁目28番 7 地先	134.00	8.00 ～ 8.00
	新	御 所 野 ニ ュ ー タ ウ ン 197 号 線	秋田御所野地蔵田四丁目70番地先 秋田市御所野地蔵田四丁目28番 7 地先		

2 供用開始の期日

平成23年 3 月31日

3 縦覧期間

平成23年 3 月31日から

平成23年 4 月14日まで

秋田市告示第94号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 2 項の規定に基

づき、告示する。

下記の設置の処分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第10項において準用する同法54条第 4 項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成23年 3 月31日

秋田市長 穂 積 志
記

字 名	設 定 区 域
秋田市雄和相川字相川	秋田市雄和相川字銅屋 7、8、9 の 1 から 9 の 3 まで、10 の 1、10 の 4、12、13 の 3、16 の 2、19 の 2、26、27 の 2、28 の 1、28 の 2、29、34 の 2、40、41、43、44、47、49 から 51 まで、53 から 59 まで、61、62、66 から 68 まで、70、72 から 74 まで、76、79 の 1、80 の 1、81 から 83 まで、88 から 90 まで、93 から 95 まで、105、287 から 289 まで、296 から 298 まで、300 から 302 まで、304 から 307 まで、316、317 の 1、318 の 1、318 の 3、319、320、322、323、325、326 の 1、326 の 2、327 の 1 から 327 の 5 までおよびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である法定外公共物の全部

秋田市雄和相川字小谷地

1 の 2、2 の 2、3、4 の 3、5 の 2、6 の 2、7 の 2、8 の 2、9 の 2、10 の 2、11 の 2、12 の 2、13 から 18 まで、19 の 2、20 の 2、21 から 29 まで、31 から 35 まで、36 の 2、37 の 2、38 から 47 まで、48 の 2、49 の 2、50 から 57 まで、70 の 1、71 の 2、72 から 81 まで、82 の 1、83 の 1、84 の 1、85 の 1、86 の 1、87 の 1、101 から 116 まで、117 の 2、118 の 2、119 から 157 まで、158 の 2、159 の 2、160 から 194 まで、195 の 2、196 の 2、197 の 1、197 の 2、198 から 216 まで、217 の 1、218 の 1、219 の 1、220 の 1、221 の 1、222 の 2、223 の 2、224 の 1、225、226、227 の 3、230 から 243 まで、255 から 283 まで、284 の 1、285 の 1、286 の 1、287 の 1、288 の 1、289 の 1、290 の 1、291 の 1、292 から 343 まで、344 の 1、345 の 1、346 の 1、347 の 1、348 の 1、356 から 400 までおよびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である法定外公共物の全部

秋田市雄和相川字吉田

1 から 27 まで、28 の 2、30 から 82 まで、90 の 1 から 90 の 3 まで、91、92 の 1、92 の 2、93 の 4、93 の 5、94、95、125 の 1、126 の 1、139 の 2、141 の 1、142 の 1、143、144、146、149、180、181、183 から 186 までおよびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である法定外公共物の全部

秋田市雄和相川字畑田

11 から 30 まで、55 から 69 まで、70 の 1、70 の 2、71 から 77 まで、113 から 132 まで、168 から 187 まで、205 の 1、206 の 1、207 の 1、208 の 1、209 の 1、210 の 1、211 の 1、212 の 1、213 の 1、214 の 1、215 の 1、216 の 1、217 の 1、218 の 1、219 から 290 まで、291 の 1、291 の 2、292 から 309 まで、310 の 1、310 の 2、311 から 369 までおよびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である法定外公共物の全部

秋田市雄和相川字大管場

1 から 33 まで、34 の 1、35、36、37 の 1、39 の 2、40 の 2、41 の 1、42 の 2、43 の 2、44 から 52 まで、52 の 1、53 から 114 まで、114 の 1、115 から 118 まで、121 から 401 までおよびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である法定外公共物の全部

秋田市雄和相川字中野の全部

秋田市雄和相川字高清水

1、2 の 1、3 の 1、4 から 8 まで、9 の 1、40、48、67 から 70 まで、71 の 1、71 の 2、72 から 74 まで、75 の 1、76、77 およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である法定外公共物の全部

秋田市雄和相川字新下野の全部

秋田市雄和相川字新丸谷地の全部

秋田市雄和相川字河原崎

8、9 の 2、10 の 3、10 の 4、11 から 13 まで、14 の 2、16 の 3、17、18 の 2、21 の 2、22、23 の 2、24、25、43、45、46、47 の 1、47 の 2、51 から 55 まで、56 の 1 から 56 の 3 まで、59 から 61 まで、64、65、66 の 1 から 66 の 3 まで、67、69 から 75 まで、76 の 1、76 の 2、77 の 1、77 の 2、78 から 88 まで、84 の 1 から 84 の 4 まで、85、86 の 1、86 の 2、87、88、128 の 1 から 128 の 3 まで、129、130、131 の 1、131 の 4 から 131 の 13 まで、132、133 の 1、133 の 6 から 133 の 23 まで、134、136、137 の 1、137 の 5 から 137 の 18 まで、138 から 143 までおよびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である法定外公共物の全部

秋田市雄和相川字下野

1、3 の 1 から 3 の 3 まで、4 の 1 から 4 の 4 まで、5 の 1 から 5 の 4 まで、6 の 1 から 6 の 3 まで、7 の 1 から 7 の 3 まで、8、9、10 の 1 から 10 の 4 まで、11 から 16 まで、17 の 1、17 の 2、18 の 1、18 の 2、19 から 25 まで、26 の 1、26 の 2、27 の 1、27 の 2、28 から 30 まで、32、33 の 1、33 の 2、34、35、36 の 1、36 の 2、37 から 43 まで、45 から 47 まで、48 の 1、48 の 2、277 の 1、277 の 2、278、296 から 308 まで、309 の 1、309 の 2、310、312、313、400、401、429、430 の 2、432、433 の 1 から 433 の 3 まで、434 の 1 から 434 の 7 まで、435、436、438 の 1、438 の 2、439、440、441 の 1 から 441 の 4 まで、442 の 1 から 442 の 3 まで、443、444、445 の 1、445 の 2、446、447 の 2、447 の 4、449、451、452、453 の 1、453 の 2、454 の 2、455 の 1、455 の 2、456 の 1 から 456 の 3 まで、457 の 1、457 の 2、458、460 の 1 から 460 の 6 まで、461 の

2、462、463、464の1から464の4まで、465の1、465の2、466の1から466の3まで、467の一部、468から470まで、471の1から471の4まで、472の2、472の4、472の5、473の2から473の5まで、474の1から474の3まで、475の1、475の2、476から479まで、480の1、480の2、481の1、481の2、482の1、482の2、483の1、483の2、484の1、484の2、485の1から485の4まで、486の1、486の2、487の1から487の3まで、488の2から488の5まで、489の1から489の3まで、490、491の1から491の4まで、492から496まで、497の2、498の2、498の5から498の9まで、499の1、499の2、501、502の一部、503の5から503の7まで、503の11から503の17まで、504の1から504の7まで、506、507の2、508の4から508の9まで、509の1から509の6まで、511、512、513の1から513の4まで、514の1、514の3、515、516、517の1、517の6から517の21まで、518の2、518の3、519、520、521の1、521の4から521の13まで、522の1、522の3から522の8まで、523から551までおよびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である法定外公共物の全部

秋田市告示第95号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定に基づき、告示する。

下記の設置の処分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法54条第

4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成23年 3 月31日

秋田市長 穂 積 志
記

字 名	設 定 区 域
秋田市雄和左手子字左手子	秋田市雄和左手子字尺野木沢 1の1、1の2の一部、2の1、6の2の一部、6の3の一部、32の1、73から95まで、131の1、131の2の一部、131の3、132の3、158から161まで、163から165まで、167、168の1から168の3まで、169から178まで、181の一部、182から187まで、195の1の一部、210の一部、213、214、216、221の1、222の1、228の一部、229の一部、230の1、230の2の一部、230の3、231、232の1、233の1、234から271まで、272の1、273から279まで、280の一部、281から289まで、290の一部、291、292、293の一部、294の一部、295の一部およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である法定外公共物の全部
	秋田市雄和左手子字清水下 1の1、1の2、2から10まで、11の1、11の3、13の1、13の4、14の1、15から30まで、31の2、32の1、33、34の1、34の2、35から38まで、39の1、41の1、42、43の1、44の1、45、46、47の1、56から64まで、64の1、65から78まで、79の1、79の2、80の1、80の3、81の1、81の2、82、83、84の1、85から95まで、96の1、96の2、97の1、97の3、98の1、98の2、98の4、99の1、99の2、100、101の1、102の1、103から105まで、126の一部、139の1、140、142から150まで、165の1、166の1、167の1、168の1、169の1およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である法定公共物の一部
	秋田市雄和左手子字前谷地 1から93まで、95の2、96、97の1、97の3、97の4、98の1、98の3、99から119まで、120の1、120の2、121の一部、122の1、123の1、123の2、124、125の一部、126、127の一部、128の一部、129から142まで、145から185まで、186の1、186の2、187の1、187の3、187の4、188の1、188の3、189の1、189の3、189の4、190の1、190の3、190の4、191の1、191の3、192から237まで、238の1、238の2、239から249まで、250の1、251の1、251の3、251の4、252の1、252の3、253の1、253の2、254から302まで、303の1、303の2、304から325まで、326の一部、327から331までおよびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である法定外公共物の全部
	秋田市雄和左手子字岩城沢 1の一部、95の1の一部
	秋田市雄和左手子字白川袋 1の1の一部、1の2、4の2の一部、4の3、5の一部、33、37の一部、38、40、

	41、43、44、47、48の一部、49、57の一部、89から95まで、96およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である法定外公共物の一部
	秋田市雄和左手子字板沢 2の1、3の1、4、5、6の一部、7、8の1、8の2、9の1、9の2、10から12まで、15、16、17の1、17の3、17の4、18、19、25、26およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である法定外公共物の全部
	秋田市雄和左手子字雁道沢 24から28まで、29の一部、41およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である法定外公共物の全部
	秋田市雄和左手子字中野台 6の一部、8の一部
	秋田市雄和左手子字上野 205の1の一部および182、204の1に隣接する水路である法定外公共物の一部
	秋田市雄和向野字向野 296

教 委 告 示

秋田市教委告示第 3 号

平成23年 3 月 3 日午後 6 時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会臨時会を招集する。

平成23年 3 月 1 日

秋田市教育委員会

委員長 藤 井 正 人

付議案件

教職員人事異動に関する件

秋田市教委告示第 4 号

秋田市文化財保護条例（昭和36年秋田市条例第23号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記の物件について秋田市指定文化財に指定したので、同条例第 6 条の規定により告示する。

平成23年 3 月 3 日

秋田市教育委員会

委員長 藤 井 正 人
記

秋田市指定文化財に指定する物件

種 別	名 称	員数	所在地	住所および氏名又は団体名
有形文化財 （建造物）	藤倉神社宮殿	1 基	秋田市山内字 藤倉 8 番地	秋田市山内字 藤倉108番地 藤倉神社 責任役員 鈴木 喜悦
有形文化財 （工 芸）	黒漆塗 本小札 萌黄糸 威肩白 銅丸具 足	1 領	秋田市泉三嶽 根14番40号	秋田市泉三嶽 根14番40号 新田 樹

秋田市教委告示第 5 号

平成23年 3 月17日午後 3 時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成23年 3 月11日

秋田市教育委員会

委員長 藤 井 正 人

付議案件

- 1 秋田市教育委員会人事異動に関する件
- 2 秋田市教育委員会公告式規則の一部を改正する件
- 3 秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件
- 4 秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する件
- 5 秋田市児童館管理運営規則を廃止する件
- 6 秋田市少年指導センター管理運営規則を廃止する件
- 7 秋田市スポーツ施設管理運営規則の一部を改正する件
- 8 秋田市古川町街区公園グラウンド管理運営規則を設定する件
- 9 第 4 次秋田市社会教育中期計画を策定する件

秋田市教委告示第 6 号

平成23年 4 月 1 日午後 3 時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会臨時会を招集する。

平成23年 3 月29日

秋田市教育委員会

委員長 藤 井 正 人

選 管 告 示

秋市選管告示第 4 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 および 3 分の 1 の数は、次のとおりであるので、地方自治法第74条第 5 項の規定により告示する。

平成23年 3 月 2 日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

- 1 50分の 1 の数 5,349人
- 2 3分の 1 の数 89,142人

秋市選管告示第 5 号

秋田市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布

する。

平成23年 3 月 2 日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

秋田市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

秋田市選挙管理委員会規程（昭和37年秋市選管告示第 6 号）の一部を次のように改正する。

第16条第 1 項中「または」を「又は」に改め、「、支社」および「、市民センター」を削る。

附 則

この規程は、平成23年 5 月16日から施行する。

秋市選管告示第 6 号

平成23年 4 月10日執行の秋田県議会議員一般選挙および同月24日執行の秋田市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の 2 第 4 項の規定により告示する。

平成23年 3 月24日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

（次のよう省略）

秋市選管告示第 7 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第 2 項の規定に基づき、平成23年 3 月31日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のとおり定めたので、同法第23条第 2 項の規定により告示する。

平成23年 3 月28日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

- 1 場所 秋田市山王一丁目 2 番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 期間 平成23年 4 月 1 日 午前 8 時30分から午後 5 時まで

秋市選管告示第 8 号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第14条第 1 項の規定による農業委員会の委員の選挙権を有する者の総数の 2 分の 1 の数は次のとおりであるので、同条第 5 項の規定により告示する。

平成23年 3 月31日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

2 分の 1 の数 6,151人

秋市選管告示第 9 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 および 3 分の 1 の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第 5 項の規定により告示する。

平成23年 3 月31日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

- 1 50分の 1 の数 5,352人
- 2 3 分の 1 の数 89,184人

農 委 告 示

秋田市農委告示第 4 号

平成23年 3 月17日午後 3 時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成23年 3 月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件（11件）
- 2 農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件（1 件）
- 3 農用地利用集積計画（平成22年度第11号）に関する件

秋田市農委告示第 5 号

平成23年 3 月17日午後 3 時に召集する秋田市農業委員会総会に、次の案件を追加する。

平成23年 3 月14日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

競（公）売等適格証明申請に関する件（3 件）

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第 1 号

秋田市公共下水道（下浜南処理区）の事業計画を変更するため、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第 3 条の規定により告示し、その関係図書を次により公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該事業計画の変更について、意見を申し出ることができる。

平成23年 3 月 8 日

公共下水道管理者

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 事業計画の名称
秋田市公共下水道（下浜南処理区）事業計画
- 2 変更に係る予定処理区域
 - (1) 変更する部分 下浜羽川字水垂の一部
 - (2) 追加する部分 下浜羽川字横長根および字下野の一部
- 3 工事の着手および完成の予定年月日
工事着手の年月日 平成 3 年 8 月 6 日
工事完成の予定年月日 平成29年 3 月31日
- 4 事業計画の案の縦覧場所
秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局下水道建設課
- 5 事業計画の案の縦覧期間
平成23年 3 月 9 日から同月22日まで
ただし、土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く。
- 6 縦覧の期間
午前 9 時から午後 5 時まで

秋田市上下水道局告示第 2 号

秋田市公共下水道事業計画（八橋処理区）の変更をするため、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第 3 条の規定に基づき、

次のとおり告示し、その関係図書を公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該事業計画の変更について、意見を申し出ることができる。

平成23年 3 月10日

公共下水道管理者

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 事業計画の名称

秋田市公共下水道事業計画（八橋処理区）

2 工事の着手および完成の予定年月日

工事着手の年月日 昭和 6 年10月 1 日

工事完成の予定年月日 平成29年 3 月31日

3 事業計画案の縦覧の場所

秋田市川尻みよし町14番 8 号

秋田市上下水道局下水道建設課

4 事業計画案の縦覧の期間

平成23年 3 月11日から同月24日まで

ただし、土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く。

5 事業計画案の縦覧の時間

午前 9 時から午後 5 時まで

秋田市上下水道局告示第 3 号

秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画（臨海処理区）の変更をするため、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第 3 条の規定に基づき、次のとおり告示し、その関係図書を公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該事業計画の変更について、意見を申し出ることができる。

平成23年 3 月10日

公共下水道管理者

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 事業計画の名称

秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画（臨海処理区）

2 変更に係る予定処理区域

(1) 変更する部分 飯島字大袋、添川字添川、外旭川字山崎、柳田字川崎、榎山字石塚谷地、上北手百崎字境田、上北手荒巻字荒巻、浜田字家後、字石山、字出小屋、字瀉端、字宮田沢、四ツ小屋字東泉寺、上北手字堤ノ沢、四ツ小屋小阿地字大杉沢、字柳林、上北手古野字深田沢、雄和田草川字山崎および雄和椿川字前椿岱の一部

(2) 追加する部分 向浜一丁目、下北手松崎字上崎、柳田字柳田、字竹生、字馬上山、字佐渡端、字石神、太平八田字荒巻、字扇田、字八田、字才ノ崎、字関口、字藤ノ崎、字館ヶ沢、字田屋ノ前、字上山田、字平野脇、太平目長崎字谷地、字目長崎、字古町、字宮田表、字長橋、字大根沢、字神田、字五反田、字本町、字上目長崎、字舞鶴館、字堀切野、太平中関字川原、字八幡野、字下館、字本宿、字平形、字堀内、字寺中、字宮沢、太平寺庭字張山、字寺庭、太平黒沢字稻荷、字館越、字蛭田、字野崎、字砂子沢、浜田字大森山、仁井田字中谷地、字川久保、字横山および上北手猿田字宝竜崎の一部

3 工事の着手および完成の予定年月日

工事着手の年月日 昭和51年 7 月16日

工事完成の予定年月日 平成29年 3 月31日

4 事業計画案の縦覧の場所

秋田市川尻みよし町14番 8 号

秋田市上下水道局下水道建設課

5 事業計画案の縦覧の期間

平成23年 3 月11日から同月24日まで

ただし、土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く。

6 事業計画案の縦覧の期間

午前 9 時から午後 5 時まで

秋田市上下水道局告示第 4 号

公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、秋田市上下水道局下水道建設課において一般の縦覧に供する。

平成23年 3 月16日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 供用および下水の処理を開始すべき年月日

平成23年 3 月31日

2 下水を排除すべき区域および下水を処理すべき区域別紙（省略）のとお

3 供用を開始しようとする排水施設の位置

縦覧に供する関係画面において表示する。

4 供用を開始しようとする排水設備の合流式又は分流式の別分流式

5 終末処理場の位置および名称

別紙（省略）のとお

6 縦覧場所の住所

秋田市川尻みよし町14番 8 号

7 縦覧の期間

平成23年 3 月17日から同月30日まで（土曜日、日曜日および祝日を除く、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで）

秋田市上下水道局告示第 5 号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 7 の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第 2 号）第 8 条の 3 第 2 号の規定により告示する。

平成23年 3 月18日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所 在 地
有限会社今野設備	今野 武司	にかほ市象潟町大須郷字大道下41番地18

2 廃止年月日

平成23年 3 月10日

秋田市上下水道局告示第 6 号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条の 7 の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 3 号の規定により告示する。

平成23年 3 月18日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所 在 地
有限会社今野設備	今野 武司	にかほ市象潟町大須郷字 大道下41番地18

2 廃止年月日

平成22年10月31日

秋田市上下水道局告示第 7 号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 1 号の規定により告示する。

平成23年 3 月28日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
サイトウ住設企画	齋藤 均	秋田市飯島字飯島水尻 405番地 7

2 指定年月日

平成23年 3 月24日

秋田市上下水道局告示第 8 号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の 2 の規定に基づき、秋田市上下水道事業に係る公金の徴収又は収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の 4 第 1 項の規定により告示する。

平成23年 3 月28日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 収納事務を委託した者の住所および氏名

岐阜市日置江一丁目58番地

株式会社 電算システム 代表取締役 宮 地 正 直

1 入札に付する事項

入札に付する業務委託は、次のとおりである。

委託番号、委託名	委託期間	入札参加要件
23教赤業務委託第 2 号 秋田市立赤れんが郷土館機械電気設備保守点検業務委託	平成23年 4 月 1 日から 平成24年 3 月31日まで	1 設備管理（冷暖房空気調和、給排水衛生、火災報知器などの機械設備、電気設備および消防設備）の保守および点検整備が可能な業者であり、同種の業務実績が過去 5 年の間に通算 3 年以上あること。 2 秋田県消防設備保守協会の「表示登録会員」であること。 3 上記設備の保守点検に必要な有資格者を有していること。 4 本市に本社、支社、営業所等を有していること。
23教赤業務委託第 5 号 秋田市立赤れんが郷土館昇降機設備保守点検業務委託	平成23年 4 月 1 日から 平成24年 3 月31日まで	1 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第 4 条の20第 2 項に規定する昇降機検査員を当該業務に従事する者として 1 名以上配置できるものであること。

2 委託した公金の収納事務の範囲

水道料金、小規模水道水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料および個別排水処理施設使用料のコンビニエンスストア収納事務

3 収納事務を委託した取扱店

ローソン、サークルKサンクス、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、セブン-イレブン、ファミリーマート、am/pm、スリーエフ、コミュニティストア、ポプラ、セイコーマート（D S K 収納代行取扱表示のある店）、セーブオン、ココストアの直営店および加盟店

4 委託年月日

平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

秋田市上下水道局告示第 9 号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の 2 の規定に基づき、秋田市上下水道事業に係る公金の徴収又は収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の 4 第 1 項の規定により告示する。

平成23年 3 月29日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 受託者の住所および氏名

秋田市山王臨海町 3 番18号

秋田管工事業協同組合 理事長 高 橋 正 男

2 委託した公金の徴収又は収納事務の範囲

水道メーター検針および料金精算業務

3 委託年月日

平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

公 告

秋田市公告

入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成23年 3 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

		2 当該設備で事故等が発生した場合、迅速に対応できること。 3 過去2年間に市、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と乗用エレベータの保守管理業務に係る契約を締結した実績を有する者であること。 4 本市に本社、支社、営業所等を有し、技術員が本市に常駐する者であること。
23教民業務委託第5号 秋田市民俗芸能伝承館昇降機設備保守点検業務委託	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	1 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の20第2項に規定する昇降機検査員を当該業務に従事する者として1名以上配置できるものであること。 2 当該設備で事故等が発生した場合、迅速に対応できること。 3 過去2年間に市、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と乗用エレベータの保守管理業務に係る契約を締結した実績を有する者であること。 4 本市に本社、支社、営業所等を有し、技術員が本市に常駐する者であること。

(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2号各号の規定による制限を受ける者でないこと。

イ 租税に滞納がないこと。

ウ 本市の指名停止中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成23年3月24日(木)

23教赤業務委託第2号 午前11時

23教赤業務委託第5号 午前11時30分

23教民業務委託第5号 午前11時45分

(2) 入札の場所 秋田市大町三丁目3番21号

秋田市立赤れんが郷土館 研修室

(3) 入札保証金 免除

(4) 契 約 日 平成23年3月30日(水)

(5) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成23年3月8日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 機械電気設備保守点検業務委託申込者

(ア) 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

(イ) 秋田県消防設備保守協会の表示登録会員証の写し
表示登録の有効期限については、平成24年3月31日まで継続していること。

なお、現在の登録が委託期間の途中で満了となる場合

は、登録更新手続をした上で有効期限を更新中であることの証明書を提出のこと。

(ウ) 入札参加要件3の在籍を証明できる書類

上記資格を有する消防設備士又は消防設備点検資格者が、代表者又は社員として市内の本社、支店、営業所等に在籍していることを証明できるもの

(エ) 機械電気設備保守点検業務経歴書（様式2）

イ 昇降機設備保守点検業務委託申込者

(ア) 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

(イ) 配置する昇降機検査資格者の資格を証明するもの

(ウ) 本市に本社、支社、営業所等を有していることを証明するもの（法人登記事項証明書等（写し可））および技術員の常駐を証明するもの

(エ) 実績調書（様式3）

ウ 納税証明書（写し可）

(ア) 消費税（税務署で『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）

(イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は個人市民税）

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税（平成22年度分）

※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

エ 住民票（法人にあっては登記簿謄本）

(2) 申込書等の提出

申込書等の提出は持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成23年3月1日(火)から同月8日(火)までの土曜日および日曜日を除く、毎日午前9時から午後4時までとする。

イ 受付場所 秋田市大町三丁目3番21号

秋田市立赤れんが郷土館

ウ 申請用紙 秋田市立赤れんが郷土館のホームページから

入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成23年 3 月 18日(金)に行う。

5 設計書および仕様書の入手に関する事項

- (1) 配布期間 平成23年 3 月 1 日(火)から同月 8 日(火)まで
- (2) 配布について 秋田市立赤れんが郷土館のホームページから入手すること。

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市立赤れんが郷土館
電話 018-864-6851 眞井田

秋田市公告

秋田市東部公民館内に飲料自動販売機を設置し、運営する事業者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募する。

平成23年 3 月 2 日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 入札名 秋田市東部公民館自動販売機設置場所貸付
- (2) 貸付場所および最低落札価格

貸付場所	貸付 台数	貸付 面積	予定価格（年額・税抜き） ※最低落札価格
1 階玄関ホール	1	1.44㎡	40,000円

- (3) 貸付期間 平成23年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで
- (4) 入札参加要件
 - ア 地方自治法施行令（平成22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しないこと。
 - イ 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
 - ウ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
 - エ 市税の滞納がないこと。
 - オ 法人にあっては秋田市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては秋田市内で営業を営んでいること。
 - カ 自動販売機の設置・運搬業務において、3 年以上の実績を有する者であること。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成23年 3 月23日(水)午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市広面字釣瓶町13番 3 号
秋田市東部公民館 2 階会議室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約日 落札から平成23年 3 月29日(火)までに行う。
- (5) 落札者は予定価格以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行った者とする。

(6) 注意事項

- ア 秋田市財務規則を遵守の上、入札に参加すること。
- イ 入札書に記載する入札金額は、1 年間の貸付料の金額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった貸付料の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ その他入札および契約の条件等については、「秋田市東部公民館自動販売機設置事業者募集要項」を確認すること。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札参加希望者は、平成23年 3 月16日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 入札参加申込書
 - イ 法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し（法人の場合）住民票の写し（個人の場合）
 - ウ 納税証明書（写し可）
 - (ア) 秋田市に納めた法人市民税（個人営業の者は個人市民税）
 - (イ) 秋田市に納めた固定資産税
 - ※ いずれも直近年度のものを提出すること。
- エ 誓約書（平成21年度および平成22年度における実績を確認できる契約書等の写し添付）
 - ※ 各証明書については、いずれも発行後 3 か月以内のものを提出すること。
 - ※ 入札参加申込書および誓約書は、秋田市東部公民館ホームページから入手すること。
- (2) 申込書等の提出
申込書等の提出は持参によるものとする。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付けする。
 - ア 受付期間 平成23年 3 月 2 日(火)から同月16日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時までとする。
 - イ 受付場所 秋田市広面字釣瓶町13番地 3
秋田市東部公民館

4 指名通知に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知を行う。
- (2) 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合、その者には非指名通知によりその旨を通知する。
- (3) 指名通知および非指名通知は、平成23年 3 月18日(金)までに F A X で行う。

5 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市東部公民館
電話 018-834-2206

秋田市公告

秋田市河辺総合福祉交流センター内に設置する飲料自動販売機

について、次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成23年 3 月 2 日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 入札名	秋田市河辺総合福祉交流センター自動販売機設置場所貸付				
(2) 貸付場所および最低入札価格	物件番号	貸付場所・台数		貸付面積	予定価格 (年額・税抜き)
	1	高齢者健康管理室前（Ａ） 1 台		1 台につき 1.17㎡程度	25,000円
	2	高齢者健康管理室前（Ｂ） 1 台			25,000円
(3) 貸付期間	平成23年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで				
(4) 入札参加条件	ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しないこと。 イ 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。 ウ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 エ 市税の滞納がないこと。 オ 法人にあっては秋田市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては秋田市内で営業を営んでいること。 カ 自動販売機の設置・運営業務において、3 年以上の実績を有する者であること。				
(5) 入札参加申込み					
	受 付 期 間	平成23年 3 月 3 日(木)から同月15日(火)までの間の平日の午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで			
	受 付 場 所	秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市福祉保健部福祉総務課庶務経理担当			
(6) 指名（非指名）通知	平成23年 3 月18日(金)までに F A X で通知				
(7) 入札					
	日 時	平成23年 3 月22日(火) 午前11時45分			
	場 所	秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市庁舎議場棟 2 階正庁			
	入 札 保 証 金	免除			
(8) 契約日	平成23年 3 月28日(月) （予定）				

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

入札に参加を希望する者は、平成23年 3 月14日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 入札参加申込書

イ 法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し（法人の場合）又は住民票の写し（個人の場合）

ウ 納税証明書

秋田市に納めた固定資産税および法人市民税（個人営業の場合は、個人市民税）の納税証明書の写し（いずれも直近の年度のもの）

エ 誓約書（平成21年度および平成22年度における実績を確認できる契約書等の写しを添付すること。）

オ アおよびエの様式については、秋田市のホームページから入手すること。

カ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 指名および非指名の通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者に指名通知を行う。

イ 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしていない者には、非指名通知によりその旨を通知する。

ウ 指名通知および非指名通知は、F A X で行う。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則を遵守の上、入札に参加すること。

イ 入札は番号順に 1 物件ごとに行う。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 落札者は予定価格以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行ったものとする。

(4) その他

入札・契約上の条件等については、「秋田市河辺総合福祉交流センター自動販売機設置事業者募集要項」を確認すること。

3 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市福祉保健部福祉総務課庶務経理担当
電話 018-866-2092

秋田市公告

秋田市南部公民館内に設置する飲料自動販売機について、次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成23年 3 月 4 日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 入札名 秋田市南部公民館自動販売機設置場所貸付
- (2) 貸付場所および最低落札価格

貸付場所	貸付可能 台 数	貸付面積	最低落札価格 (年額・税抜き)
1 階談話室内	1	約1.20㎡	60,000円

- (3) 貸付期間 平成23年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで
- (4) 入札参加要件
 - ア 地方自治法施行令（平成22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しないこと。
 - イ 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
 - ウ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
 - エ 市税の滞納がないこと。
 - オ 法人にあっては秋田市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては秋田市内で営業を営んでいること。
 - カ 自動販売機の設置・運營業務において、3 年以上の実績を有する者であること。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成23年 3 月18日(金)午前10時
 - (2) 入札の場所 秋田市牛島東六丁目 4 番 5 号
秋田市南部公民館 1 階小会議室
 - (3) 入札保証金 免除
 - (4) 契約日 落札日から平成23年 3 月24日(木)までに行う。
 - (5) 落札者は、予定価格以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行ったものとする。
 - (6) 注意事項
 - ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - イ 入札書に記載する入札金額は、1 年間の貸付料の金額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった貸付料の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ その他入札・契約の条件等については、「秋田市南部公民館自動販売機設置事業者募集要項」を確認すること。
- 3 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札参加希望者は、平成23年 3 月14日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 入札参加申込書
 - イ 法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し（法人の場合）
住民票の写し（個人の場合）
 - ウ 納税証明書（写し可）

- (7) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は個人市民税）
- (4) 秋田市に納めた固定資産税
- ※ いずれも直近年度のものを提出すること。

エ 誓約書（平成21年度および平成22年度における実績を確認できる契約書等の写し添付）

※ 各証明書については、いずれも発行後 3 か月以内のものを提出すること。

※ 入札参加申込書および誓約書は、秋田市南部公民館ホームページから入手すること。

(2) 申込書等の提出

申込書等の提出は持参によるものとする。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付けする。

ア 受付期間 平成23年 3 月 4 日(金)から同月14日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時までとする。

イ 受付場所 秋田市牛島東六丁目 4 番 5 号
秋田市南部公民館

4 指名通知に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知を行う。
- (2) 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合、その者には非指名通知によりその旨を通知する。
- (3) 指名通知および非指名通知は、平成23年 3 月16日(木)までに F A Xで行う。

5 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市南部公民館
電話 018-832-2457

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成23年 3 月 9 日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

入札に付する賃貸借物件は、次のとおりである。

- (1) 物 件 名 カラーオーバーヘッドスキャナーおよびパソコン
- (2) 契約期間 契約締結日から平成28年 3 月31日(木)まで

2 入札参加資格要件

- (1) 租税に滞納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項および第 2 項各号による制限を受ける者でないこと。
- (3) 本市の指名停止期間中および入札参加資格停止中の者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成23年 3 月23日(木)午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市役所 2 階文書法制課
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契 約 日 平成23年 3 月29日(火)
- (5) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税事業者・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年3月14日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ 営業経歴書（様式2（省略））

ウ 納税証明書

(ア) 税務署が発行する消費税に関する証明書（直近の営業年度に係る「未納税額のないこと用（その3）」）

(イ) 秋田市が発行する直近の営業年度に係る法人市民税又は個人市民税（個人事業主に限る。）および固定資産税（平成22年度分）に関する証明書

なお、納税証明書の提出に代えて、各納付書の写し（法人市民税もしくは個人市民税又は固定資産税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」）の提出も可とする。

- (2) 申込書等の提出

申込書等の提出は、持参によるものとする。

- (3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付けする。

ア 受付期間 平成23年3月9日(水)から同月14日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

イ 受付場所 秋田市山王一丁目2番34号

秋田市総務部文書法制課歴史資料担当（分館2階）

ウ 申込用紙 秋田市総務部文書法制課歴史資料担当又は秋田市ホームページから入手すること。

5 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知によりその旨を連絡する。

- (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成23年3月16日(水)午後12時に郵送する。

6 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 平成23年3月9日(水)から同月14日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

- (2) 閲覧場所 秋田市山王一丁目2番34号

秋田市総務部文書法制課歴史資料担当（分館2階）

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申込書等は、返却しない。

- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市総務部文書法制課歴史資料担当

電話 018-866-8913

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の規定により、平成22年3月19日付け秋田市指令第884号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年3月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市御所野堤台二丁目6番地105

株式会社アクネス不動産

代表取締役 下間 俊悦

- 2 開発区域に含まれる地域の名称

第二工区

秋田市御所野堤台二丁目6番2の内、6番116、6番125、6番128および6番129

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成22年度第11号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成23年3月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号

秋田市農林部農林総務課

- 2 縦覧期間 平成23年3月25日から同年4月13日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成23年3月3日付け秋田市指令第375号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年3月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市槇山石塚町21番18号

クレールーツ森203号

後藤 陽介

- 2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市上北手猿田字館ノ下51番6および52番2

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画変更認可の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成23年3月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画事業の種類および名称

秋田市都市計画下水道事業

秋田市公共下水道（下浜南処理区）

2 事業施行期間

平成3年8月13日から平成29年3月31日まで

3 事業地

(1) 収用の部分

平成3年秋田県告示第562号、平成11年秋田県告示第694号および平成17年秋田県告示第418号の事業地に、秋田市下浜羽川字横長根および字下野の一部を加え、秋田市下浜羽川字水垂地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

変更なし

4 縦覧場所

秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局下水道建設課

秋田市公告

地方税法（昭和25年法律第226号）がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147条）第95条および第99条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告する。

平成23年3月30日

秋田市長 穂 積 志

1 公売財産の内容

- (1) 公 売 財 産 別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり
- (2) 公売保証金 4,700,000円
- (3) 見 積 価 額 46,600,000円

2 公売日時

- (1) 参加申込期間
平成23年5月26日(木)午後1時から同年6月10日(金)午後11時まで
- (2) 入札期間
平成23年6月17日(金)午後1時から同月24日(金)午後1時まで
- (3) 開札
平成23年6月24日(金)午後1時

3 公売場所

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ
(<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>)

4 公売方法

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札

5 売却決定日時

平成23年7月1日(金)午前10時

6 売却決定場所

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市財政部納税課

7 買受代金納付期限

平成23年7月1日(金)午後2時30分

8 買受人についての資格その他の要件

地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、買受人として参加する資格がない。

9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。

10 権利移転の時期

買受代金の全額を納付したとき。

11 危険負担移転の時期

買受代金の全額を納付したとき。

12 権利移転に伴う費用

公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となる。

13 消費税の取扱い

土地付建物は、「非課税財産」と「課税財産」が混在する「混在財産」のため、見積価額に既に消費税担当額を含んでいる。

14 公売保証金

入札に当たり、公売保証金の納付が必要となる。

15 その他

- (1) 公売財産に入札しようとする者（以下「入札者」という。）は、参加申込期間に所定の入札参加申込手続が必要である。
- (2) 入札は、入札期間中に1回のみ可能である。なお、1度行った入札については、入札者の都合による取消しや変更はできない。
- (3) 滞納金額の完納等により、公売を中止することがある。
- (4) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
- (5) 落札者又は買受人が義務を履行しないときは、公売保証金は市に帰属する。
- (6) 公売財産の土地の一部は駐車場として、公売財産の建物の2階は事務所として1室のみ使用されているが、その賃貸借等の詳細については、不明である。
- (7) 公売財産の建物については、建築時期（昭和43年）、構造（鉄筋コンクリート）および用途（事務所）から吹付アスベスト等が使用されている可能性があり、アスベストの使用の詳細については、不明である。
- (8) 公売財産内の動産類を撤去する場合は、買受人が行うものとする。

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成23年3月31日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧場所

秋田市八橋本町六丁目12番1号
秋田市農林部農林総務課

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定により、市の都市計画に関する基本的な方針として、第6次秋田市総合都市計画を定めたので、同条の2第3項の規定により、次のとおり公告し、当該図書を公衆の閲覧に供する。

平成23年3月31日

秋田市長 穂 積 志

1 計画の名称

第6次秋田市総合都市計画

2 計画の閲覧場所

秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第 1 項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年 3 月31日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画事業の種類および名称
秋田都市計画下水道事業秋田市公共下水道（八橋処理区）
- 2 縦覧場所
秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局下水道建設課

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第 1 項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年 3 月31日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画事業の種類および名称
秋田都市計画下水道事業
秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画（臨海処理区）
- 2 縦覧場所
秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局下水道建設課

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第 1 項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年 3 月31日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画事業の種類および名称
河辺都市計画下水道事業
秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画（雄和地域）
- 2 縦覧場所
秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局下水道建設課

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第 1 項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年 3 月31日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画事業の種類および名称
河辺都市計画下水道事業

秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画（河辺地域）

- 2 縦覧場所
秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局下水道建設課

土地開発公社公告

秋市土開公告第 1 号

平成23年 3 月29日午前10時秋田市役所会議兼応接室に秋田市土地開発公社理事会を招集する。

平成23年 3 月 2 日

秋田市土地開発公社
理事長 石 塚 博 史

議案案件

- 報告第 1 号 書面議決について報告する件
- 議案第 1 号 平成22年度秋田市土地開発公社補正予算（第 2 号）の件
- 議案第 2 号 平成22年度秋田市土地開発公社補正資金計画（第 2 号）の件
- 議案第 3 号 平成23年度秋田市土地開発公社事業計画の件
- 議案第 4 号 平成23年度秋田市土地開発公社予算の件
- 議案第 5 号 平成23年度秋田市土地開発公社資金計画の件

